

季
刊

社会保障研究

Vol. 9, No. 4

社会保障研究所

1974

昭和48年に懸案の健康保険法改正とともに、厚生年金保険法、国民年金法がその再計算期を繰り上げて改正され、いわゆる5万円年金の実現を看板として、時代の要請にこたえた大幅な給付改善を主体とする内容の充実がなされたことは意義ぶかい。なかでも物価自動スライド制の採用と、厚生年金における過去の標準報酬の再評価措置とは高く評価してよからう。昭和37年に厚生年金法の改正にとりかかり、いわゆる1万円年金をキャッチフレーズとして、それが実現に2年あまり苦労したものとして10年の時のながれに感慨ひとしおである。

また48年後半にはインフレと社会保障が論議の中心となり、社会保障制度審議会から“インフレーション下の社会保障”という副題で異例の建議がなされたことも特筆されよう。このテーマは制度審議会指摘のとおり社会保障の各分野にわたる重大な問題であるが、急激な物価上昇とからんで今後は年金問題が中心課題とならう。

48年当初に策定された経済社会基本計画において52年度を目標年次として振替所得の対国民所得比率を8.8パーセントにまで、すなわち現時点からおおむね2.8パーセント上昇させるという計画も、今後4~5年間にける年金部門の充実によって、その配分にバランスのとれた内容の社会保障が実現されると期待できるところに特色があるといえよう。とすれば基本となる厚年におけるいわゆる5万円年金の実現後に何がなされなければならないかに真剣に取り組まねばなるまい。

年金額の自動スライド制はそれなりに評価できるが、この異常な物価上昇期にスライド実施のタイム・ラグが埋まらないと実質年金額は低下するし、また物価急上昇とからんだ賃金の急上昇期に標準報酬の60パーセントを年金額で確保しようという5万円年金構想のプリンスプルをどう守っていくか、この2点は基本的な問題として対処されねばなるまい。

年金制度の成熟化はここ4~5年間には急速に進まない段階において、人口の老齢化と核家族化は急速に進んでいるし、物価急騰のため現在の老人の生活はますます困難となっていくとなると当然福祉年金の充実が急がれよう。福祉年金に生活保障的色彩をつよくしようという方向が論議されている今日、その方向をとるとなると今後に大きな財源問題があり、より基本的には、厚年、国年、福祉年金などの位置づけが現在のままでよいか、また給付水準のバランスを将来どうとっていくかの問題ともからんで、考えようによってはわが国年金制度の体系をどう模様がえしていくかの大きな問題にも逢着しよう。

また福祉年金を生活保障的年金への考え方から各種年金制度を通じての基礎年金といった構想はできないかとの説もあり、その考え方ともからみ、またインフレと年金という年金制度の基本的問題の観点からも年金の財政方式の論議が活発にならう。

さらに厚年を中心として各種年金給付が充実してくると制度の分立による不合理がめだつてくることが避けられまい。国民の関心も何故制度間に大きな違いがあるかに向けられよう。となると現在の制度間の調整問題として指摘されている諸項目については早急になんらかの解決策が見い出されねばなるまい。

列挙すればきりがなが、厚年、国年の次の再計算期までに検討されるであろうこれらの問題はきわめて重大である。関係の各分野において、総合的、かつ長期的な視野にたつての真剣な検討と論議が望まれる。

現代における貧困の意味

中 鉢 正 美

I 福祉と貧困

戦後、とりわけその初期10年間ほどの貧困に対する認識の特徴は、その原因を労働者の賃金が労働力の価値以下に切下げられることに直結して理解するところにあった。この場合、労働力の価値は労働力の再生産費、すなわち労働者の最低生活費と考えられた。そしてこの最低生活とは、たとえば憲法第25条の「健康で文化的な最低限度の生活」という表現にうかがわれるような、人間としてあるべき生活、それが栄養学的あるいは衛生学的規準によろうと、あるいは戦前の生活水準と様式への回復を指向しようと、いずれもある意味での規範性をそのうちに含む概念であったといえてよからう。産別会議時代の賃金論者が、労働力の価値の貫徹をもって生活賃金の要求を根拠づけたのも、この労働力の価値、すなわち労働力の再生産費を労働運動の目標と考えたことの現われであった。

このような労働力の価値と労働者生活とを直結する考え方については、当時すでに、労働力の価値が一度労働の価値および価格、つまり一定の標準労働時間に対する賃率となることによって、はじめて労働者の賃金収入、したがって労働者生活に結びつくのだという批判があったとはいえず¹⁾、この労働の価値および価格への転化過程を労働市場のメカニズムとして解明するという発想は、昭和20年代の末期にいたってようやく現われはじめるのである。しかし敗戦直後の労働運動と賃金理論におけるこのような最低生活の発想は、当時の窮乏化した国民大衆がその生活を防衛する自主

的な組織として、労働組合がほとんどその唯一のものであったことを考えれば無理からぬところかもしれない。戦前の国民1人当り消費水準は明治20年代から昭和10年の約半世紀に倍増したが、10年後の敗戦によってまたその半分に逆戻りし、賃金は約1/3に低下した。その反面に国民の民主主義的権利は回復され、この窮乏を克服する手段はもっぱら自主的な権利の行使にゆだねられたという場合に、労働運動は好むと好まざるとにかかわらず、国民の生存権確保をその目標としてかけざるをえなかったのである。

しかし敗戦の翌年を縮小の極点として、国民総生産の水準は次第に回復をはじめ、対日援助に依存する輸出入の赤字も減小し、公定価格とヤミ値の差額も縮小して、昭和23年には物価統制政策の再検討がはじまり、やがて同年暮れの経済9原則から財政収支均衡によるデフレを経て朝鮮戦争の開始された25年の末にはすでに大部分の統制は解除され、物資の供給はふたたび市場価格の調節にゆだねられるようになった。そして労働経済、労使関係の領域においても、23年春の日経連の結成と経営権確立の宣言、国家公務員法改正と公共企業体等労働関係法の成立、翌24年の労働組合法改正を経て朝鮮戦争下のレッド・パージにいたる労働組合勢力の後退の反面に、産別民同と大企業集団の中立組合とを母体とする総評が、漸次日本型ビジネス・ユニオニズムの担い手として労使の交渉による賃金・労働条件の決定機能を發揮するようになってきたのである。

この朝鮮戦争から講和条約締結を経て、日本が政治的、経済的に次第に自立への道を歩みはじめた時期は、また傾斜生産方式による経済復興期を経て特需と合理化の路線に乗りえた基幹産業部門

1) 黒川俊雄「労働力の価値法則と賃金理論」(『経済評論』、昭和24年10月号所収)

の生産力と賃金が、大中小、零細事業所の規模別格差や大企業内部の本工・臨時工の階層別格差等を拡大させつつ、その水準をたかめた時期でもあった。27年の2月に総評が「賃金綱領草案」を公表し、一方で理論生計費方式による健康で文化的な生活をいとなむ賃金水準7万円をかけたが、他方にこれとならんで戦前なみの賃金2万5,000円と、全国労働者一律8,000円の法的最低賃金とを当面の要求としたことは、格差拡大をとまなう経済成長が、市場機能を介して再開されはじめた情勢の変化に対して、戦後労働組合の生活防衛的体質をいかに適合させていくかという課題に答えようとするものであったといえよう。

ところでこの労働者の最低生活すなわち賃金という発想を支えていた基礎的集団は企業あるいは事業所であり、それが一見特定の産業部門に拡大される場合にも、賃金は雇用の維持を前提とする属人的な生活保障給と考えられたということには、21年秋の電産型賃金体系においても、日経連の終身雇用・年功制・企業別組合の思想においても変わりなかった。しかし合理化にともなう人員整理は反対闘争の勝敗いかんにかかわらず労使双方におよぼす損害がきわめて大きく、企業は配置転換と新規採用抑制によって余剰人員を吸収するとともに、定期昇給制によって労使の休戦をよびかけ、労働組合の側はまた産業別統一闘争によって企業別の交渉ながら賃金水準の標準化という労働市場の機能のある程度まで発揮させることに成功した。かくて30年代の高度成長にともなう若年労働者を中心とする雇用拡大が軌道に乗りはじめると、この属人的な生活保障費という性格を維持しながら、労働組合の機能は次第に労働市場における供給者側の組織として、労働力の価格を引上げ、あるいは引下げを阻止し、その標準化を促進するという方向へと進むようになったのである。他方賃金格差の拡大も、20年代の末になると中学卒業者に対する需要増加による年齢別格差の縮小が現われ、34年の最低賃金法はむしろその跡を追う程度の機能しかはたさなかったとはいえ、30年代の後半になると世帯主の家計収入もその5分位格差の縮小をみせはじめた。

さて賃金＝労働力の価値＝労働者生活という場合に、その水準は歴史の一定段階においては所与の定額と考えられている。それは長期間の歴史的発展にもとづく労働条件や生活内容の変化と価格の騰落、雇用の不安定性や戦争の危険性等なども含めて変化することが論じられる場合にも、これらの歴史的諸要因はただ列挙され、あるいは個々の事例が具体的に述べられるにとどまって、諸要因相互間の機能的関係が定式化されることはなかった。昭和20年代後半のいわゆる絶対的窮乏化論は、労働者の生活水準がこの歴史的に所与の一定水準以下に低下することをもって、労働力の価格の価値以下への切下げを挙証しようとするものであった。これが戦後労働組合運動の敗北と後退を戦前の絶対主義天皇制の復活再編ととらえる発想と理論的にどのように結びつくかはともかくとして、政治的な情勢判断として両者は共通の認識に立脚するものであったといえよう²⁾。

これに対して、マルクスが「絶対的」とみなしたのは、相対的貧困化に対する絶対的貧困化の貫徹ではなく、資本蓄積の一般的法則が、資本に対する労働者の従属的関係を再生産し続けることであるという批判が、30年前後になって現われる³⁾。これは、政治的には逆コースといわれた20年代後半が、経済的には市場機能に依存する資本蓄積と総生産上昇の過程であり、朝鮮戦争休戦後の日本経済自立をこの延長線上に達成していこうとする経済自立5ヵ年計画や、それを受けて「もはや戦後は終わった」と唱えた30年経済白書の姿勢に対し、その情勢判断をある程度認めながらも、これを批判するためのものであった。もっとも経済白書の「戦後」という意味にも、日本経済がすでに戦前の水準に復帰したという楽観的側面とならんで、戦前復帰の過程では利用可能であった生産の社会的基盤は今後新しい公共投資によって整備されていかねばならず、在来の経済成長を維持するためにはなお二重構造の下層における低賃金の解消は困難であるという悲観的側面が含まれて

2) 高梨昌「戦後労働市場研究小論—労働市場研究史—」(信州大学『経済学論集』第7号、昭和48年2月、所収)

3) 井村喜代子「窮乏化論」(遊新久蔵編『資本論研究史』昭和33年、第3章所収)

いた。しかしこの頃になると、20年代の賃金と生活水準との直接的結合、およびその水準の道徳的絶対性をひそめた歴史的・一定性の主張に代わって、労働市場における賃金の決定、その過程における労働組合の機能と技術革新や産業構造変化の動向等が、労働者生活の水準を変化させる過程に、次第に注目されるようになるのである。

経済自立5ヵ年計画が、その前年に「経済自立と完全雇用」の6ヵ年計画として立案が開始されながらこの完全雇用が脱落した理由は、「経済規模の拡大によってなお吸収できない労働力人口」が残らざるをえないであろうという前述の悲観的予測によるものであるが、このような意味での「低所得ないし要生活保護階層の残存」という問題意識、およびこの生活保護基準の改善は「国民の平均消費水準の上昇に伴って」進められるべきだという思想は、絶対的貧困論に対して政府が20年代の中期以後と続けてきた相対的貧困論を継承しているものとみることでもできよう⁴⁾。しかし、35年の所得倍增計画においては、最低生活水準が経済成長にともなって上昇すれば、成長にとり残される部門ではたとえ生活の絶対的水準が上昇してもなお貧困は発生するという立場から、生活保護基準策定の方式再検討が主張された。いわゆるマーケット・バスケット方式からエンゲル方式へ、さらに格差縮小方式への転換は、その結果として30年代後半に実現されたのであるが、これは戦後の貧困概念、あるいはそのメダルの裏としての福祉概念についての一転機をもたらすものであったということができよう⁵⁾。

II 生活の自己保存と変動

ピグウの厚生経済学は、国民所得の増大とその分配の平等および変動の安定を、経済的福祉の基準とするものであった。その後の新厚生経済学は、パレート最適の基準に合致するような総生産の効率的拡大のみに問題を集中した。しかし現実の福

祉政策、すなわち大不況下における貧困の具体的な姿である大量失業を克服する政策は、総生産の規模を完全雇用の水準にまで拡大するという具体的な目的についての国民的合意に立脚するものであり、その合意のなかに分配の平等が含まれている程度に応じて、社会保障政策をもその一環として含むものであった⁶⁾。パレート最適を条件として総生産の効率的拡大をはかるという理論は、一応完全雇用水準に達した国民経済を、複雑な国民諸階層の既得権を侵害せずにその福祉要求を充足するため、さらにその規模を拡大していく成長政策のモデルといえるかもしれない。しかしこの既得権の維持については、いわゆる賃金の下方硬直性が、不況期の失業と賃金切下げに対する労働組合の抵抗によって支えられる現象をも含むものとすれば、ケインズ型の完全雇用政策もこれと密接な関係をもつものといわなければならない。

市場の調整機能が失われて不況が停滞するのは、賃金の下方硬直性とならんで独占による生産と価格の調整、金利の予想収益に対する割高等によるものであるが、財政金融政策による投資の誘発は、失業増大や賃金切下げを回避しつつ不況からの脱出をはかる手段であるという意味において、労働者生活の既得権を維持する社会的抵抗力をその前提条件とするものといえる。これはさらに所得変動の過程において消費は所得の増加と同率には増加しないという貯蓄関数の理論とも結びつくことによって、労働力の価値を規定する歴史的諸要因相互の間における機能的関係に一定の定式化をもたらす。その基礎にあるものは、労働者生活体系の強い自己保存の機能であり、賃金決定における労働組合の機能も、貯蓄と消費の水準を規定する家計支出の動向も、この体系保存の機能的関係のもとに統一的に論じられているといつてよからう。

すなわち、労働市場において取引される商品としての労働力は、その再生産が資本によって直接には規定されないという本質をもっている。それは労働者個人の欲求充足の結果として再生産されるとともに、労働者はその労働力の再生産を介す

4) 経済企画庁「経済自立5ヵ年計画」昭和30年、第2編、第1章第2部、p. 39, 44, および同「新長期経済計画」昭和32年、第2部第14章、p. 48.

5) 同「国民所得倍增計画」昭和35年、第2部第4章、pp. 35—37.

6) 塩野谷祐一『福祉経済の理論』昭和48年、pp. 42—44.

ることなくしては資本主義社会においてその欲求を充足することができない。また労働力はその所有者である労働者の人的能力としてその人格と不可分であり、市場の取引契約後も売手は買手との間の人間的関係をもち続けなければならない。さらに労働力の再生産は労働者個々人の自主的生活として分散独立し、労働市場における売手としての組織的統一をもたない。労働組合は、このような労働力商品の本質にもとづくその販売過程における特殊な組織的形態である。

したがって労働組合は、本来が自立的な労働者個人の判断にもとづく団結によって組織され、労働市場における雇用条件の維持改善の交渉を主要な機能とするものであるが、同時に日常の労働過程や消費過程における人格的関係にかかわる諸問題をも解決する機能を発揮する持続的組織であり、その活動領域も労働市場をこえて労働者の社会的・政治的・文化的生活にまでおよぶことにもなるのである。しかし、労働市場が基本的にはその需要者すなわち資本の側によって規定される場である以上、この需要者に対して供給独占力を発揮しなければならない労働組合は、労働市場の構造、したがってそれを規定する資本の側の技術革新や産業構造の変化に対する正確な展望に立脚した交渉能力をもたなければならない。その組織形態における職業別から産業別への発展、取引機能における入職規制から団体交渉への推移、活動範囲における労働慣行の確立から団体行動の法的権利確立への拡大等は、いずれも労働市場の構造変化に対応する組合活動の一般的動向をあらわすものである。しかしそのいずれの場合においても、組合の指導部が局面の動向を先取りして交渉の主導権を掌握することは、好況期の売り手市場状況を背景とする場合にもしばしば困難であり、とりわけ不況期には雇用上の地位や賃金その他の労働条件に関する既得権の維持に追われざるをえない。かくて好況不況の変動はもとよりのこと、経済成長にともなう技術革新や産業構造の変化にともなう労働力需要の変化に対しても、賃金の上昇やそれにもとづく新しい生活習慣の定着は取り残され、労働者生活の自己保存システムと、資本の

自己増殖にもとづく社会的生産のシステムとの間の不適合をひきおこすことになる。経済的福祉に関するピグウの第3基準は、したがって単に国民所得の増減のみならず、その増率の変動、あるいは一定の限度をこえた急激な増加さえもが、福祉に対する阻害、すなわち貧困をもたらすことを含んでいると解されなければならぬ。

さて新厚生経済学の基礎には、個人的欲望の相互独立性を前提とする消費者選択の理論がある。デューゼンベリーのデモンストレーション効果、ガルブレイスの依存効果の理論等は、この前提に疑問を提出するものであった。デューゼンベリーの理論は、ケインズ的な生活体系保存の機能的関係を一方で認めながら、他方で社会的生産の増加にともなう生活体系の拡大過程を、欲望の相互依存性という関係によって解こうとするものであった。ガルブレイスはこれをさらに1歩進めて、資本の蓄積とそれにもなう技術革新によって主導される経済成長が、その生産力の量と質とに該当する消費を自らの手によって造りだすという依存効果の存在を認めたが、これは新厚生経済学の結論である国民所得の増加、すなわちピグウの第1基準のみの独走が無意味であるという結論に導くものであった。

この第1基準に対する不可欠の制約条件としての第3基準という関係は、さらに所得再分配の社会保障の根拠ともいうべき第2基準とはどのように結びつくことになるであろうか。第3基準が景気変動の安定という意味をこえて、成長率の安定的な維持、あるいはさらに過大な成長率の抑制をもそのうちに含むことはすでに述べた。これは一方において、経済成長に対する適応能力のもっともおくれた産業、職業あるいは消費生活の部門においても、成長とともに変化する経済的・社会的諸条件を摂取し、成長過程に参加する機会が均等に保障されなければならないことを意味する。それとともに、他方では経済学が一般的にその理論の前提としている資源の有限性が、とりわけ経済成長の累積的増大とともに次第にそのきびしい限界として意識されるようになることによって、さらに新しい意味がつけ加えられる。すなわち有限

の資源利用に対する社会の全構成員の機会均等を保障するというのが、かつて所得分配の平等化を意味した第2基準が含まなければならない内容となる。所得再分配の社会保障から、成長する経済へ参加する機会の平等をめざす積極的雇用政策への発展は、このような基準のもとに推進されるべきものであろう。

この機会均等の第2基準は、換言すれば社会体系内部における移動を阻止する障害の排除でもある。問題をシステム論的に定義すれば、システムの効率性はその単純性に対応するとともに、その安定性は多様性とそれら相互間の選択可能性に依存する⁷⁾。これはまた、生活類型の多様性が、もしその間における個人の選択の自由をとまなわなない場合には、階層間の差別と硬直的な社会制度とをもたらすことをも意味する。平等あるいは機会均等についての第2基準は、おそらくシステムの円滑な循環維持の原則に対応するものと解されるべきであらう。かくて経済的福祉の3基準を、もしもシステムの効率と循環と多様性の基準におきかえることが可能であるとすれば、福祉の裏側である貧困の解明においても、そのシステム論的アプローチが重要な役割を果たすこととなるであらう。

III 政治・経済体系と生活体系

労働者生活の体系が、その再生産について強い自己保存の機能をもつことは、賃金の下方硬直性、および貯蓄が所得の函数であることの基礎であり、不況脱出の所得創出とその再分配政策をうみだす原動力であった。しかしこの自己保存の機能は、労働市場における賃金その他の労働条件の決定にかかわる供給者の組織である労働組合の機能をも含めて、公共政策を背景とする高度成長の持続過程においては、たえず資本の自己増殖機能との間に格差の拡大をもたらすこととなった。この格差を埋めるような生活体系の拡大は、個人的欲望の相互依存性によってもたらされるとはいえ、この依存性は資本の商品販売活動によって、消費を生産によって操作されるものと化することにも

なる。したがってこの依存効果は外部性の少ない商品に比較して公共財に対する需要の伸びをおくらせ、社会資本についてもその生活関連部門の比率を縮小させるのである。

この生活体系の自己保存と、体系相互間の依存性とは、いかなる関係にあるものであろうか。いわゆるシステム論の基本にあるものは、特定の諸事象相互の一応完結した機能的関係とともに、この諸事象をとりまく環境に対する出力がふたたび入力として送り返されてくる制御の関係である。このように事象をシステムとその環境とに区分するのは、人間の形式論理学的思考によって、現実の変動する世界を認識し、かつその認識の範囲を拡大していくための新しい思考の方法であらう。それは無限に開かれた経験の領域から、ある特定の因果関係によって完結的に認識しうる部分を切りとったうえで、一方ではこの切りとられた内部の因果関係を形式論理学的に解明するとともに、他方では切りとられたシステム全体が、環境との関係において変化する仕方を解明しようとするものである。したがって後者においては変化の方向やその方向の転換、およびその転換の契機となる新しい制御系の形成などが主要な問題となる。人間の視覚が特定の刺激を相互に結合させて図型として識別し、その場合に他の刺激は図に対する地を構成すること、この図と地の関係は刺激が持続するにつれて反転すること、先行する図型の知覚は後続する他の図型の知覚に一定の影響をおよぼすこと等は、ゲシュタルト心理学の主要な発見であったが、これは以上のような認識の方法が、人間の心理過程に深く組み込まれたプログラムに基礎をおくものであることを予想させる。生活体系の自己保存は、人間がその生活環境との関係において自己の主体性、とくにその個性の一貫性を維持しようとする傾向に由来するとすれば、生活体系相互の依存性、あるいは生活体系の生産体系に対する依存性は、人間が環境の制御能力を次第にたかめることによって、より広い経験の領域を形式論理学的知識のなかに包括していく過程に相当するであらう。これは科学的発見や技術的発明、一般に「反復学習」に対する「問題解決」の過程にほ

7) オダム著、水野寿彦訳『生態学』昭和46年、pp. 48—51.

かならないが、相異なるシステム間の関係を推理する方法として、沢田允茂教授はアナロジーの重要性を指摘しておられる⁸⁾。発想の手段としてのKJ法などもこの部類に属するかもしれない。したがって欲望の相互依存性といっても、それは決して形式的な因果関係として規定できるようなものではなく、生活体系が環境に対する制御能力を漸次にたかめ、あるいは変化の方向を転換させるような新しい制御回路を設定する過程として理解されるべきであろう。問題は元来自己保存的な生活体系が、このような問題解決の能力を発揮する余裕であって、発想に必要な多様な情報、種々の制御方法をテストするのに十分な時間、およびこれらの情報入手や試行の機会の均等こそが、この相互依存性による生活体系の拡大と、資本の自己増殖体系との間の格差の縮小をもたらす条件であろう。

もとより生活体系も、ライフ・サイクルの過程で学習を積み重ね、能力をたかめつつ次の世代を再生産するという自己増殖性をもっている。その効率は資本体系のほうがはるかに高いが、多様性の点では利潤極大によって統一されている資本の行動よりは幅が広いであろう。しかしその間における選択の機会均等については、所得の格差と多様な生活それぞれの自己保存によって必ずしも十分保障されていない。選択はしばしばライフ・サイクルの特定段階における他の型への移動、普通には学習と職業選択による社会階層間の移動としておこなわれる。したがって特定の個人の生涯をとってみれば、ライフ・サイクルは必ずしも特定の構造をもった生活体系のみに固定化されるものではない⁹⁾。この生活体系の多様性と、その相互間の移動機会の均等性とをたかめることは、生活

体系をより効率的にするとともに、資本体系の効率には、ある種の安定的な制御を加えることにもなる。

システムにおける制御の回路は、環境からの入力について、システムの再生産にとって有意味な記号が検出される部分と、この記号にもとづくシステムの出力が、環境になんらかの働きかけをする部分とから成り立っている。資本の自己増殖システムは、具体的には企業という組織体として、市場における交換システムの主要な構成単位をなす。この組織体としての企業は、市場からの情報を検出し、認識し、評価し、一定の経済的行動を実施するにあたって、組織を構成する個別主体の間に役割を分担させ、それぞれの機能を相互に連結し、利用する。これは村上・熊谷・公文諸氏著『経済体制』において、主体の1階連結として詳論されている¹⁰⁾。このうち、検出から評価にいたる部門は情報による連結であるが、実施の部門は財による連結を形づくる。後者のうちには財の獲得や廃棄、あるいは使用や加工といった行為の効果を通じての連結と、財の移動、とりわけ交換を通じての連結とがある。市場というのは、この交換を一定のセンターによって連結したものであり、この場合には各主体にとって、他の主体は環境の一部を構成するという0階連結となる。

この市場交換によって希少な資源を社会的分業の各部門に配分するのが経済のシステムであるが、その結果すべての主体を有利化するパレート最適状態に達してなお各主体相互に利害の対立が存する場合に、これを処理するための説得による相互の認識や評価の基準に対する働きかけや、支配と従属、追放と脱出といった連結が形成される。これが政治のシステムであって、ここにも情報による説得と合意、あるいは問題を回避する経路の発見といった連結（2階連結）の部分と、このようにして決定された基準によって財あるいは主体に実際に働きかける部分とがある。この財による連結の部分において、経済システムと政治シ

8) 沢田允茂「逆理と眺望の思想—弁証法、サイバネティクス・システムの思考に共通なある見地について—」(『科学と思想』, 昭和47年10月号所収)。

9) ライフ・サイクルと生活構造の関係については、森岡清美『家族周期論』, 昭和48年, 第3部第1章第2節, p. 334 参照。森岡氏は家族周期の各段階に現われる役割体系, 消費体系, 習慣体系等の構造を生活構造と規定しておられる。これは周期段階の変化による生活構造の再構成を解明するには適切な規定であるが、政治—経済—生活の3システム間の関係を検討するには多少おおまかな規定が必要であろう。

10) 村上泰亮・熊谷尚夫・公文俊平『経済体制』(現代経済学10), 昭和48年, pp. 36—39, 以下の政治・経済システムに関する説明は、おおむね本書に依存する。

システムとは人間の合理的行為の体系として不可分に結合している。たとえば市場における交換手段としての貨幣の機能は、市場システムの成立とは不可分の関係にあるが、このシステムの存在自体を事実化した「関係財」を創出し、その供給を決定する信用創造の機能は、市場の外にある政治システムによっておこなわれる。管理通貨の制度はこの両システムの接点を掌握することによって、これを制御する政策を可能ならしめたのである。

ところでこの政治システムのうちで、情報による説得と合意、あるいは問題回避の経路発見、そのため相互に相手の認識や評価の基準に働きかける過程においては、先の生活体系相互間の依存関係と同様の諸問題を指摘することができよう。生活体系の多様性とその相互間移動の機会均等性は、問題解決の発想に必要な情報を集め、それによって可能とされる様々の生活体系やその制御方法をテストする余裕をあたえるものであり、したがって安定と平等は、システムの効率性が環境との間にひきおこす政治的問題を解決するための条件というべきである。

この政治的な意思決定の過程に対して、その決定された基準にしたがって実施にあたる部分は行政のシステムに属するが、これは次第に行政判断という形での意思決定をかかえこむことによって、いわゆる官僚制として定着し、その自己増殖をはじめようになる。この行政の自己増殖と巨大企業の自己増殖とが、管理通貨の金融政策を媒介として結合するところに、インフレ的傾向をもった累積的な経済成長がひきおこされ、稀少資源の喰いつぶしが現われる。生活体系の多様性とその機会均等は、このような累積的成長に対する政治的制御、あるいはその制御の方向転換等を容易にするための基礎となるものであろう。

IV 福祉政策の目的

経済成長に取り残される貧困とは、生活体系と政治・経済体系との効率性の格差が、所得分配の下層、あるいは生活変動に適応しきれない階層にひきおこす諸現象である。しかし両体系の格差は

生活体系の多様性と機会均等によって制御されるべきものであり、この制御は政治的意思決定の過程を通して実現される。所得分配の不平等や生活変動の不安定は、この制御能力を弱体化することによって、政治・経済体系の累積的な増殖との間に悪循環をひきおこす。このような悪循環による体系相互の効率性の格差の拡大が、生活体系の再生産を阻害することこそが、現代社会における貧困現象にほかならない。

これまで貧困といえば、低い生活水準に停滞する後進地域の住民の問題であり、あるいは資本蓄積の対極に現われる貧富の格差の拡大、さらに景気変動の波にもあそばされて労働強化と失業をくりかえす労働者生活の不安定を意味するものであった。これらの貧困は現在もお人類社会から決して消滅してはいない。しかしかつて大不況下においては大量失業の克服が福祉政策の具体的目標として広範な合意を得たように、インフレ下の経済成長とそれによる生活体系の機能阻害、あるいは地域環境の破壊という状況のもとでは、この政治・経済体系の累積的増殖に対する有効な制御が働くための基礎条件としての、生活の多様性とその選択における機会の均等こそが、福祉政策の目標としての合意をうけやすいものではないであろうか。

この多様性と機会均等という規準は、政治・経済体系による現実の競争と適者生存の過程から生ずる犠牲を回避するために、保存された多様な情報を用いた合理的判断とそれにもとづく試行による選択を可能にする条件である。生存競争と自然淘汰は生物進化の原動力であるが、他方で種の変異による形態の多様性が存在することによって、はじめて生物界の膨大な種の共存が成立する。自然淘汰はこの多様性を浪費する過程での偶然の結果として進化をもたらすものであるが¹¹⁾、人類の文化は言語による概念化を手段とする合理的判断と、その当否を検定する試行としての実験とによる選択のシミュレーションを、現実の淘汰による犠牲におきかえたことによって、その急激な歴史

11) 進化の基礎にある偶然については、ジャック・モノー著、渡辺格・村上光彦訳『偶然と必然』昭和47年参照。

的發展を可能ならしめた¹²⁾。しかしその結果として、このような合理的判断と実験による選択という機能において、より効率的な文化体系が累積的に発達し、他の文化は排除されるという単純化をひきおこしつつある。かくて多様な概念操作を可能ならしめる自然的・文化的情報の資源を次第に喰いつぶしていけば、この累積的発達も次第に低下するか、あるいは選択シミュレーションの制御能力が衰退することとなろう。生物進化はもとよりのこと、文化の発達にも多くの偶然が作用し、1度得られた情報が失われれば2度とおなじものを獲得することはできない。多様性の保存は、自然環境についても歴史的文化についても、政治・経済体系の効率的増殖を制御するための基礎的条件である。

それではこのような目標を達成する具体的な運動において、その主体、とりわけその組織の基礎となるのはいかなるものであろうか。その主体は抽象的にはもとより生活体系であり、その組織の枠となるのは生活空間だということになろう。具体的には日常の生活が定着している地域を媒介とする住民の結合にはかなるまい。この場合の「地域」というのは、雇用労働者の都市集中によって増加した市民が、政治的決定に参加する市民権を直接行使しにくくなった状況において現われる第1次的結合の場というように理解しておきたい。したがって都市の地域住民は原則として雇用労働

者としての生活体系をもつものであるが、その組織は労働市場における供給者側の組織としての労働組合とは重点をことにしている。またその運動の成果は政治的決定の回路に結びつけられなければならないが、政治体系そのものではありえない。その目標にしたがって自由に支持政党を選択するが、その組織そのものは政党とはならない。生活体系の自己保存が、労働市場における賃金の下方硬直性によって経済体系を制御し、あるいは通貨管理の制度によって経済体系と政治体系の間に累積的自己増殖の相互制御が作動するように、生活体系の地域的組織は、政治体系が経済体系との間に自己増殖の悪循環を構成することに対する制御の機能を分担するものであろう。

追記

本稿が筆者の手をはなれた後に、前号 (Vol. 9, No. 3) に掲載された塩野谷祐一教授の論文を読むことができた。それは「効率と分配の両側面を価値判断の観点からどのように整合的に取り扱うことができるか」という問題に対して、経済人の前提による統一的解答への種々の試みを検討した後、「倫理や制度を所与として構想された市場活動上の限定された動機は、倫理や制度そのものの可変性を問題とする状況においては有効な分析の基礎たりえないのではないか」という疑問を提出するようであった。本稿において取り扱われた環境に対するシステムの制御能力、および諸システム間の関係を推理するアナロジーの役割等は、この問題に多少の関連をもつもののように思われる。

12) ケネス・ボールディング著、横田洋三訳『社会動学入門』昭和46年、第2章、pp. 35—36.

現代の貧困について

——アメリカ合衆国にみる——

小 谷 義 次

わが国経済学者の一部に、貧困を「古典的」貧困と「現代的」貧困に区別し、所得水準が上昇すれば、「古典的」貧困は解決するが、公害その他の都市問題としての「現代的」貧困は深刻となる、という見解がおこなわれている。ここでの「古典的」貧困は、「所得水準と雇用と」に「一義的な関係」をもつ貧困として、おそらくは、マルクスの貧困化法則の主要な内容が意味されているようである。そして、このような見解が、所得水準の上昇とフィスカル・ポリシーによる雇用問題の調整を主要な特徴とする現代福祉国家理論に支えられた貧困観であることも容易に推測しうるところであろう。

ところで、われわれは、このような貧困観の源流をサムエルソンとガルブレイスに見出すことができる。

サムエルソンは、その『経済学』（都留訳）で、「マルクスの予見の一部は正しかったことが証明されたが、なかでも、もっとも有名な予見の一つが誤りであることがハッキリした」とし、「富めるものはますます富み、貧しいものはますます貧しくなる、というかれの主張は、綿密な歴史的統計的調査によるかぎり支持しがたいのである」とかいている。

ガルブレイスもまた、その著『ゆたかな社会』（鈴木訳）のなかで、現代における貧困の意義の決定的低下を説いている。かれによれば、貧困は、すでに多数者の問題から少数者の問題に、しかも、つぎの二つのばあい——個人の肉体的あるいは精神的欠陥（精薄、身体障害、アルコール中毒、無学、多産など）にもとづく「^{ケース・ボザアティ}個別的」貧困と、アパラチア山系やウェストバージニアの炭鉱地帯のような、経済的に停滞しあるいは荒廃した地域に

残存する「^{インシュラー・ボザアティ}島状」貧困の——に限定されるにすぎないと論じた。

われわれは、かつて、このサムエルソンとガルブレイスに代表される、このような貧困観が実証的客観的データにもとづいて、いかに支持しがたいか、いかに謬説であるかを明らかにするため、『アメリカ資本主義と貧困化理論』（1971年、新日本出版社）を公けにした。

この小稿は、若干の新データを補足しつつ、この問題の考察を深めるなかで、現代的貧困の特徴を明らかにしていきたいという意図をもっている。

I

ガルブレイスの貧困観は、1958年の公表以降、多くの専門家の批判をうけた。比較的早く、ミカエル・ハリントンによってするどい反論が提示されている。カソリックの1ケース・ワーカーであった、この著者の体験と告発の書『もう一つのアメリカ』（1962年、内田・青山訳）が合衆国における「かくされた」貧困の、生々しい現実を暴露することによって、ケネディ、ジョンソンの両政権に大きい影響を与え、1964年にはじまる貧困戦争の介添役となったことは周知の事実にぞくしよう。

ハリントンは、「おなじみのアメリカ」、未曾有の繁栄を誇る「ゆたかな」合衆国のほかに、「数千万に上るアメリカ人が、現在今、人間の品位を保持するに必要な水準以下で生きながら、肉体と精神を片輪にされつつある、という動かしがたい事実をもつ」もう一つのアメリカを指摘する。かれはおびただしい統計数字の背後にある、4,000万ないし5,000万の市民から成る、「アメリカに厳存する貧困という、巨大きわまりない、たえが

たい事実」を報道している。

ハリントンによれば、現代アメリカの貧困のもっとも重要な特徴は、それが「今日かつてみなかったような方法で隠蔽されている」という点にある。しかし、これは「この国の深い社会的変化を反映している」。まず、アメリカ社会の都市の発展とその変容によって、貧困者はその中心地域に集団的に住み、郊外に居住する中間層以上の人びとの接触や視界からはますます一方的に隔絶されている。衣服によって、また貧困はかくされている。「デトロイトで、諸会社が工場内にロッカーを備えつけた日から、社会階級の存在を識別することがいっそうむずかしくなった。その日いらい、工場へ作業服でいく男たちは消え、その代わりワイシャツにズボンといった私たちの市民たちがみられるようになった。こうした過程は全国を通じ、貧民の間に拡大していった。大都市には、皮ぐつをはき、それに流行仕立ての背広やドレスを着て、しかも腹ぺこのアメリカ人が無数にいる……」。

現代の貧困者は年齢の点からも人の目につきにくい。65歳以上の老人が800万をこえ、18歳以下の少年たちが、さらにその数をこえている。とりわけ、老齢の貧困者は病身で、身体を動かすことがすくなく、孤独と挫折感のなかでヒソソリと生きているばあいが多い。人びとから容易に「忘れ去られる」。若者のばあい事情は若干ちがう、がやはり、その居住地域から抜け出すことはなく、時には集団殺人などでハデに新聞に報ぜられることはあっても、「総じて、中間層の住んでいる静かな通りを騒がせることはない」。

最後に貧困者は政治的にも忘れられている。「もう一つのアメリカ」の住民たちは、普通、政党はもちろん、労働組合、友愛団体のいずれにも属していない。政治的代弁者をもつことなく、「集団として、かれらは原子化されている。かれらには顔もなく、声もない」。

ハリントンはガルブレイスの貧困観、とりわけその過少評価をすくなく批判している。ガルブレイスのいわゆる「個別的」貧困についてかれはのべている。肉体的、精神的欠陥は、たしかにアメ

リカにおける貧困の重要な部分となっている。貧困者は肉体も精神も病んでいる。しかし、これはかれらについての孤立的な事実でもなければ、個別的事例でも、思いがけない不運でもない。疾病、アルコール中毒、低い知能指数、これらは全体的な生活様式を表わしている。それらは、おおむね環境の結果なのであって、もともと不運な個人の伝記ではない！

しかし、ハリントンにとって、「島状」貧困の概念は、「いっそうの危険性をもつ」ている。貧困者の島 island（もっと一般的な言葉でいえば、「貧困の谷間」pocket of poverty）についていえば、それは、当面しているのは、深刻ではあるが、比較的小さい問題だということになる。これでは合衆国における、4,000万ないし5,000万の人びとの間に広がる窮状の叙述とはならない。「かれらは、生産性の上昇や福祉国家の建設にもかかわらず、貧困のまま、とり残されている。この事実だけでも、深刻で基本的な事態の大きさをしめしている」。

II

しかし、ガルブレイスの貧困観について決定的な打撃をもたらしたのは、1964年、ジョンソンによっておこなわれた「貧困にたいする仮借なき戦争」の宣言であろう。ここで大統領は、人類史上空前の生活水準を享受している、と考えられるアメリカ人、アメリカ国民のうちの1/5が、「しばしば絶望的な、最低限度の品位さえ保持しえない生活を余儀なくされている」貧困者であると認めるとともに、これらの忘れられた1/5の国民を貧困線上に引き上げるため、漸次的な経済成長を待つことはできない、とのべている。

ここであげられている国民の1/5、3,500万人という数字が貧困者推計として、いかに過少評価傾向をもつか、について、測定のための貧困基準額3,000ドル（単身者1,500ドル）と関連して、しばしば批判の対象となってきた。しかし、それにもかかわらず、この数字でさえ、貧困がもはや単純に少数者の問題、例外的事象とは考えがたいことをしめしているといわねばならない。

政府の 3,000 ドル基準（その居住地域、世帯主の性別、扶養家族数など若干の可変的要因の組合せによって改訂をみた複数基準額＝社会保障局 SSA 基準をもふくめて）について、われわれは数多く論じてきた。それが、貧困基準額としていかに「非現実的」であるかを知るためには、その算出方法（農務省による、4 人家族 1 年間の食料費＝1 人 1 日 75 ドルとして計算されたものを 3 倍して算出）と関連して、二つの問題点——食料費の過少評価（「主婦は家政に巧みで、賢明な買物をする時間的余裕と熟練さをもっており、さらに自分と夫と二人の子供のために栄養のある、美味しい食事をつくることができる」という非現実的な想定から必然的に生ずる）とエンゲル係数の高さ（33.3、アメリカの全世帯平均数値は 22—23 程度）を挙げるだけで十分であろう。

ここでは、二つのことがらを付記するにとどめたい。

その一つは、アメリカ政府のもう一つ別の機関がこれと別個の貧困基準を公表しているということである。労働統計局は、「簡素にして十分」な生計水準を維持するため、1959 年において、アメリカの 20 の大都市で 1 世帯当り、5,370 ドル（ヒューストン）から 6,567 ドル（シカゴ）を要するものとしている。注目に値するのは、バランとスウィージーがその共著『独占資本』（1966 年）において、政府の 3,000 ドル基準をはるかに上まわる、この労働統計局の生計基準額を、貧困基準額（マルクスの立場に立つ）としてほぼ妥当なものと認め、センサス・データにもとづいて算定の結果つぎのように結論している点である。アメリカの資本家社会それ自身の標準によっても、人民の半分近くのもののが貧困のうちに生活しているという結論をいかにして避けることができようか（1970 年についていえば、都市の 4 人世帯にかんする政府貧困 SSA 基準額は 3,968 ドルにたいし、労働統計局 BLS 基準は 6,960 ドルと 2 倍に近い大きさをしめしている）。

もう一つは、政府貧困基準額の非弾力性ということについて。

政府は経済の発展につれて貧困は漸次的に減少

し、ついには完全に一掃されるであろうと説くのが常である。政府統計における、1959 年（全国の貧困統計のはじめられた）以降の貧困率の推移をみよ。1959 年の 22.4 パーセントから、1965 年の 17.3 パーセントへ、さらに、1968 年の 12.8 パーセントへと低下し、1980 年にはゼロに達するであろう。

ここで注目を要するのは、年々の政府貧困基準額が固定的、非弾力的に設定されているということである。物価上昇にもとづく名目ドル基準額の調整はいちおうおこなわれている（不十分ではあるが）が、生産性の増大、したがってまた全体としての所得の上昇に見合った基準額の弾力的な調整が全々脱落しているという点である。

この点をいち早く指摘し、貧困率低下傾向という政府宣伝の虚構を批判したのは、専門家オーナティであった。かれはその好著『豊かさのなかの貧困』（1966 年）において、貧困基準額がその性質上時とともに変化すべき点を主張し、一般的生産力の増大、それにともなう所得水準の上昇につれ、生活水準もまた一般的に上昇する点からして、「期待は増大し、貧困概念を形成する内容も変化する」、したがって、生計基準は、それがどのように規定されようとも一般的に上昇せざるをえないとのべている。

オーナティは、この視点にもとづいて、かれの設定した全体としての貧困「帯」（機能的・段階的な三つの基準、「最低生存」「最低充足」「最低快適」の各基準を総合したものとしての）の大きさを算定した結果として、戦後の 1947 年から 1960 年にいたる期間、貧困率は低下をしめしていないばかりか、かえって僅少ながら上昇をしめしている（39 パーセントから 40 パーセントへ）事実を明らかにしている。

この点と関連して、最近（1969 年）、大統領の所得維持計画委員会がつぎのような警告を発している点を看過することはできない。いま、全アメリカ世帯の中位所得の 1/2 に達しないものを貧困と考えたばあい、貧困世帯比率は、1959 年から 67 年にかけて事実増大をみている。

III

かつて、クズネツツその他によって喧伝せられた所得平等化傾向の主張は現在ほとんどそのすがたを消している。この傾向にいちおうの賛意を表した人びとの間にさえ、1950年代以降の停滞傾向あるいは逆転傾向さえ指摘されはじめている。

端的にいうと、アメリカの「所得格差」は拡大しつつある。この点をシェパードの指摘にしたがって置いておきたい。1959年の世帯（家族）の最低1/4 層の最大所得は4,000 ドル（1967 年価格）であった。が最高1/10 層の最小所得は13,500 ドルで、その格差は9,500 ドルである。ところで、8年後、1967 年における、それぞれの該当数字は4,900 ドルと16,000 ドル、その格差は11,400 ドルと明らかな増大をしめしている。

表 1 世帯（家族）所得の分布
1959 年と 1967 年（1967 年価格による）

	(単位: ドル)		
	1959	1967	変化率 (%)
1 合衆国の総世帯			
A 最低 1/4 層 (最大所得)	4,000	4,900	+23
B 中 位	6,398	7,973	+25
C 最高 1/10 層 (最小所得)	13,500	16,300	+21
「所得格差」(CとAの)	9,500	11,400	+20
2 人口 100 万以上の基準 大都市地域の世帯（家族） （1960年人口）			
A 最低 1/4 層 (最大所得)	5,200	6,000	+15
B 中 位	7,747	9,122	+18
C 最高 1/10 層 (最小所得)	15,000	18,750	+25
「所得格差」(CとAの)	9,800	12,750	+30

資料 暫定表 (未刊), Bureau of Census. (H. L. Sheppard (ed.), *Poverty and Wealth in America*, 1970, p. 8).

とりわけ主要な意義をもつのは、この所得格差の拡大傾向が大都市地域において著しいという事実である。

人口 100 万以上の大都市地域における世帯（家族）の最低 1/4 層の最大所得は 1959 年の 5,200 ドルから 1967 年の 6,000 ドルへと増大している（15 パーセントの上昇）。世帯の最高 1/10 層の最小所得は 15,000 ドルから 18,750 ドルへ増大（25 パーセント上昇）、その結果として、1959 年の所得格差 9,800 ドルは 1967 年のそれ、12,750 ドル

と拡大をしめしている。この大都市地域における所得格差の上昇率30パーセントは、すでにみた、全体としてのアメリカにおける20パーセントをはるかにこえている。

シェパードはするどくつぎのようにのべている。とりわけ、都市的環境のもとで、「金持ち」と「貧乏人」とのコントラストはますます明瞭となっている。事実、このコントラストは決定的な様相を帯びつつある。相対的窮乏化と憤りは、このコントラストの故に、大都市集団社会において拡大され、具体化されている。

かれはまたいう。スプロール化し、発芽しつつある大都市社会における所得不均等の拡大（この不均等は一般の出版物で典型的に報ぜられる平均数字によって曖昧とされることがきわめて多い）は、不用意な「ゆたかなアメリカ」の年代記作者に当惑をもたらす不満の基礎をしめすものである。われわれは、今やこのゆたかさに源をもつ危機の時代に当面している。しかもこの危機の多くは家族と単身者両者をふくむ都市の世帯——「客観的に」いえば、所得と財とサーヴィスにおける未曾有の増大を経験しつつある——の内部における「相対的窮乏化」の出現によって培われているのだ。

ここから当然明らかとなる一つのことろがある。それは、アメリカの当面する危機は、全体としての、現段階のアメリカ資本主義に内在する矛盾のあらわれとしての危機であること。アメリカが「人種差別」社会であるということは、大きい重要性をもつが、危機の促進要因以上のものではないということである。

この点についても、シェパードはするどい指摘をおこなっている。アメリカの都市の貧困者にとって、カラー・テレビをもち、新型の車をもっている、以前よりいっそう苦しくなったと感ずることは、ますます可能となっている。さらに、この新しい、とまどいするような現象が、白人だけの居住する大都市で生ずるということも可能である。危機は「人種差別」社会のしるしではない。黒人とプエルト・リコ人の存在は、アメリカ社会の所得と富の動態という社会的ダイナミットの力

を増大させる役割を果たすにすぎない。かれらの存在はゆたかさから生ずる危機を完全に解明するものではない。

IV

周知のように、1964年に開始された貧困戦争は、数年後アメリカ政府が率直に認めざるをえなかったほど無惨な敗北を喫している。

一つのことながらをのべるだけで十分であろう。反貧困法として知られた経済機会法——「静かな革命」(ハンプリー副大統領)とも呼ばれた——の実施のため当初年度(1965)に支出された金額はわずかに8億ドル、つづく2ヵ年間にほぼ2倍の支出が予定されていたにすぎない。これに公共住宅支出、不況地域にたいする公共事業費、都市開発費を加えても、貧困戦争にかかわる予算支出は年間約30億ドル、これは当時年間300億ドルといわれたヴェトナム戦費の1/10にすぎない額であった。

貧困戦争は論者(キング牧師)が適切に表現したように、戦争ではなく、たんなる「小ぜり合い」というべきものであったばかりでなく、ヴェトナム戦争によって簡単に圧殺されていった。

貧困戦争以降の事態の発展と関連して一、二の注目すべき事実を指摘しておきたい。

その一つは、「偉大な社会」を標榜し、貧困戦争を開始したこの国において、それ以降かえって公的扶助人口の激増をみているということである。連邦政府の補助による「公的扶助」(老人扶助、盲人扶助、完全身障者扶助、扶養児童世帯扶助)受給者人口は、1970年に1,275万をこえ、1960年(585万人)以降の10年間に2倍以上に増加、給付総額においては4倍近い増大(37.8億ドルから137.2億ドル)をみている。「公的扶助」の受給資格をもたない極貧層にたいする「一般扶助」(もっぱら州と地方によってまかなわれている)の受給件数も、1965年の31万から1970年の55万へ、受給総額において3.8億ドルから7.3億ドルへ大幅の増加をしめしている。

これは、いうまでもなく、アメリカの社会保障の充実あるいは発展をしめすものではけっしてな

い。むしろ、その貧しさをしめすものというべきである。アメリカの代表的な社会保険であるOASDI(「老齢・遺族・廃疾保険」)の給付額が如何に低いか(政府統計によれば、1969年の退職老齢労働者の月平均受給額は99ドル、年間にして1,188ドルで、農村に居住する単身者の貧困基準＝最低生存必要額にもはるか足りない)。したがってまた、社会保険の年金受給者が多くのはあい公的扶助の受給者をかねているという事実(たとえば、1969年9月「老人扶助」受給者の1/2をこえるものが同時にOASDI受給者であった)を想起せよ。

公的扶助の受給にかんして、これまで二つの障害が論ぜられてきた。受給手続の繁雑さ(資産調査をふくめて、ケース・ワーカーがいかに大きなエネルギーを浪費せざるをえないか)と受給者の屈辱感(「重なる侮辱と蔑視によって、これらの老人の多くは扶助の「資格」をもとめる前に、屈辱的な細民の呪いともいうべきものを叫ばずにはいられない」カイザーリング)である。これらの障害にもかかわらず、1960年代に、このようにはげしい公的扶助人口の増大をもたらしたものは何か。

最初に考慮すべき事実は、公的扶助人口の急増の大部分がAFDC(「扶養児童世帯扶助」)人口の増加にもとづいているという点である。これは1960年以降、1970年までに3倍以上に増加し、1950年を起点にとれば4倍の増大をしめしている(受給総額では1960年以降4倍、1950年以降では9倍の膨張をみている)。

これは、かつてコルコによって指摘された、離婚率の上昇と貧困にもとづく別居数の増加、さらに私生児の激増による母子世帯の増大、という貧困の「新しい原因」、あるいは貧困の新しい形態に原因をもっている。

注目に値する、もう一つの事実は、この公共扶助の中核ともいうべきAFDCの増加の大部分が、表2に明らかなように、主として都市地域——しかも、1960年代の中、後期、政治的騒乱のもっとも激しかった北部の大都市を中心とする——に、しかも、1964年以後に生じている点である。

表 2 AFDC 地域別増加

	1950—1960 変化率	1960—1969 変化率	1960—1969 を 100とする1964 以降の変化率
アメリカ合衆国	17%	107%	71%
地域別			
北東部	26	180	69
北中部	27	78	59
西部	38	161	72
南部	0	54	86
南中部 ¹⁾	7	57	98
その他の南部	-3	52	81
121 主要都市群 ²⁾	35	165	71
5 最大人口群 ³⁾	26	217	75
その他の 116	41	135	68
78 北部	41	175	70
43 南部	13	121	80
小都市群および 農村群 ⁴⁾	6	60	71
北部	17	87	62
南部	-3	34	93

注 1) ルイジアナ、ミシシッピ、ジョージア、アラバマ、南カロライナ。

2) 人口10万以上の主要都市をもつ群。

3) 人口100万以上の大都市をもつ群（ただしニューヨーク市は単一の群とされている）。

4) 人口10万以上の主要都市をもたない群。

資料 F. F. Piven-R. A. Cloward, *Regulating the Poor*, 1971, p. 186.

ここから論者（ピヴンとクロワード）は、1960年代にみられる、とりわけ1964年を起点とする爆発的ともいふべき公共扶助の激増現象を、貧困者規制による、政治的不安にたいする一つの政策的反応としてとらえている。いっそう適切な表現をもってすれば、危機的段階におけるアメリカ資本制国家によるブルジョア社会総括の一つの典型的な現われであるといふべきであろう。

V

貧困戦争後の事態の推移でもっとも注目すべき事実は、最近数年間、全アメリカに衝撃を与えつつある「飢餓と栄養失調」の蔓延傾向であろう。

1967年、ミシシッピのデルタ地域を調査中の2人の上院議員によって、「合衆国において重大な飢餓と栄養失調が存在しているという、きびしい事実」が発見されて以後、民間と議会によるいくつかの調査が重ねられ、諸種のレポートと公聴会の議事録が公表をみるにいたっている。

68年の1レポート『飢餓のアメリカ』（「反貧困

市民十字軍」による委員会報告）の結論によれば、控え目の推定で、1,000万のアメリカ人が慢性的飢餓状態にあり、貧困層（2,900万）のうち1/3ないし1/2が飢餓と栄養失調に侵されやすい状態にある。しかも、このような状態は緩和されるどころか、むしろ、悪化の傾向をしめしている。飢餓は、その大部分が南部の256の郡に集中しているが、1州といえどもその状態を完全に免れているところはない。「もし、あなたがたが注意をすれば、アメリカが怖るべきところであるということを知るであろう。西ヨーロッパ諸国のどこをとってみても、このような大きい比率の人びとにたいして、われわれが貧困者におしつけているような生活に甘んじさせている国はない」。

この報告の内容は、ほぼ同じころ、全国向けに放送された、飢餓と栄養失調にかんする、コロンビアのドキュメンタリー放送と合わせて、青天のへきれきのように全アメリカの耳目をしよう動した。当初これらを事実として信じようとする人びとは、むしろ少数であった、という。

しかし、1969年、議会の要請にもとづいておこなわれた、合衆国保健省の調査にもとづいて、政府は公けにこれらの事実を認めることになった。なお、これよりさき、上院によって設置された「栄養と人間の必要」にかんする特別委員会は、その報告（68年8月）において「貧困につながる飢餓の大きさ」を論じている。

政府あるいは民間の援助によって得られる食料補助を計算に加えて、その所得がなお政府の貧困基準に達しない2,500万のほか、衣食住の費用を十分にまかないえない「準貧困」者層として1,300万を考慮した上、貧困層をつぎの三つに区分している。

(1) 極貧層 the very poor 510万（総数の20%）。

4人世帯で年所得1,200ドル未満者から成る（うち130万は完全な無所得）。この層は「最低の必需品を購入しはじめることさえできず、必要食料が食料援助によってまかなわれないかぎり」、「慢性の栄養失調症にかかることは確実である」。「貧困につながる飢餓と栄養失調の犠牲者」である。

(2) 準極貧層 the "hard core" poor その他の 930 万(総数の 37%)。その所得が最低食料費の 2 倍に達しない層、4 人世帯で年 2,400 ドル未満層である。もし食料援助がなければ、かれらも等しく「貧困につがる飢餓と栄養失調の犠牲者」である。

(3) その他の貧困層 the remaining poor 残余の 1,060 万。その所得が最低食料費の 2 倍から 3 倍までの層、年 2,400 ドルから 3,600 ドルまでの層である。かならずしも栄養失調にかかるとはかぎらないが、「おそらく時期によっては栄養失調症にかかる。しかも、たえずその危険にさらされている」。

結論として、「きわめて控え目の推定で、極貧層と準極貧層は、貧困につながる飢餓と栄養失調になやんでいる。さらに、もしかれらが食料援助を受けなければ、この 1,440 万のアメリカ人たちは貧困によって飢える」。

この結論は大体において、『飢餓のアメリカ』の主張と一致している。あるいは、議会の権威をもって、その信憑性を裏づけたものというべきであろうか。

レーニンはかつて、「社会的」貧困の増大と関連して、資本主義の「境界地帯」(「資本主義がようやく発生しつつあり、前資本主義的諸制度につきあっているような諸国や国民経済諸部門」)で、飢餓と餓死までもふくむ、もっとも恐しい「肉体的貧困」の増大を論じたことがある(「わが党の綱領草案」全集 248 ページ)。そのばあい、かれは、そのような状態が「だれでも知っているように」、ヨーロッパの他のどんな国にたいしてよりも、10 倍もよくロシアに適用されうる、と述べている。

しかし、いまわれわれが問題にしているのは、1899 年末のロシアの事実ではない。技術革新とオートメーションによる史上最大の「ゆたかな社会」現代アメリカの生々しい現実であるとする点が忘れられてはならない。

VI

以上の簡単な考察によってさえ、すでにわれわ

れは、マルクスの窮乏化法則は誤りであるとしたサムエルソンの完全な謬説にたいし、あえて反論を提示する必要をみないであろう。所得水準の上昇のもとで「古典的」貧困は解決されると考える一部論者の見解が、サムエルソンの垂流として、いかに、「福祉国家」的幻想に毒された謬論であるかも、もはや縷説を要しない。

公害その他の都市問題をふくむ、いわゆる「現代的」貧困について論ずるためには、さらに別の一稿を必要としよう。しかし、ここでは、現代の貧困を問題とする視点から若干のコメントを付するにとどめておきたい。

公害その他の都市問題はすでに産業革命の完成期ともいうべき 19 世紀中葉のイギリスにおいて存在した。マルクスとエンゲルスはすでにすくこれを指摘している。

周知のように、マルクスは、『資本論』(第 1 巻第 23 章)において資本主義的蓄積の一般的法則を論じているが、そこでかれは、相対的過剰人口の増大にともなう「資本の蓄積に対応する貧困の蓄積」、「一方の極における富の蓄積と他方の極における……貧困、労働者、奴隷状態、無知、粗暴、道徳的墮落の蓄積」の必然性を説くとともに、その例証として、19 世紀中葉のイギリスにおける都市と農村の環境悪化がいかに労働者階級の貧困に大きい影響をおよぼしているか、を当時の諸種の報告にもとづいて、詳論している。

エンゲルスもまた、『イギリスにおける労働者階級の状態』において、同じく産業革命期におけるイギリスの大都市の生活環境の悪化と労働者階級の貧困とのかかわりあい(工業と人工の集中にもとづく大都市の大気汚染、河川汚染、密集した不良住宅などのもたらす生理的、精神的な健康の破壊、不道徳と墮落、教育の荒廃、飢餓と栄養失調と餓死)をヴィヴィッドにえがいている。そこで、かれが、社会が労働者たちから必要な生活条件を奪いとり、かれらを生活不能の境遇におとし入れることによって、その結果としての死を必然化することを、「社会的殺人」、しかも「隠蔽された陰險な殺人」(だれもこれを防ぐことができない。殺人とは思われない殺人、「不作為犯」とし

ての殺人)と呼んでいることも周知のことからに属しよう。

このようにして、現代生活においてはじめて現われたものではない、という意味では、それらはけっして「現代的」貧困ではない。ただ、独占資本の無制限な搾取と収奪と支配を特徴とする、現段階の資本主義のもとで、公害その他の都市問題の重要性は量と質の両面にわたって大きい変化をとげてきた。そして、それは労働者階級をふくむ勤労大衆全体の貧困化のうえに決定的な影響をもたらすものとなっている。そういう意味に限定し

て使用しようとするかぎり、「現代的」貧困にあえて反対する必要をみない。

しかし、これはいうまでもなく、「古典的」貧困が解決され、「現代的」貧困がこれにとって代わったということを意味するものではけっしてない。

かりに、この二つの用語を用いるとすれば、「古典的」貧困と「現代的」貧困の両者が結びつき、絡み合って、現代の貧困における包括的な構造を形成するものといわねばならない。

大都市における低所得・不安定階層の量と 形態および今後について

江口 英一・川上 昌子

I 問題の所在

われわれは、昭和47年に、東京都の依頼により、都内の一つの代表的平均的区であるN区をとりあげ、区民全体の生活水準調査をおこなう機会を得た。その全体のスケジュールについてはのちにのべるとおりだが、そのためにまず区民全体の世帯所得の状況を把握した。つぎに、単にその分布状況を明らかにするだけではなく、ここで、とくに、一つの絶対的な水準を示すモノサシを用いて、生活の上下水準ないしその構成を明らかにした。けだしたとえば、1人当りの所得や消費額を出してみても、それだけでは絶対的なものとはならない。そのためにいわゆる「生活保護基準」とその倍率という尺度を用いたのである。

この絶対的な尺度を用いてはかられたところの、一定水準（保護基準）以下の所得世帯が多いことは、また、全体社会の生活水準の低位を示すものであると考える。なぜなら、これら低水準世帯は、全体と離れたものとして存在するのではなく、有機的につながりをもって存在し、この部分は全体のなかから生成、析出されてきたものとして、全体のいわば“おもり”となる形で競争関係に立っているからである。

そこで問題は、必然的に、このような意味の低水準世帯に集中されることになる。いまこのような低水準世帯を、「低所得・不安定階層世帯」（略して低所得階層）とよんでおこう。小論での対象と分析は、この層の量と形態とに向けられる。

また、戦後最大の転換点といわれる現時点での、そのことの意味についてもひとことのべておかなければならない。

まず、調査の結果明らかとなった低所得階層世

帯は、われわれがこの調査を実施した昭和47年という時点が示すように、いわゆる「高度経済成長」の下で蓄積されてきた「低所得階層」の最も発展した姿を示してくれるものと考えてよいだろう。したがって、もし、今後、ドラスチックな変換がおこなわれるとするならば、蓄積され、たくわえられてきた最高時点でのこのような膨大な「低所得階層」は、何かの形をとって、つよい力で解決をせまりながら、現われてくるにちがいない。そして、小論の分析が示すように、その量は大きなものと考えなければならないから、その現われは、大きな社会問題となる可能性をともないながら出てくるだろう。もちろん、その顕現は、小論の結論にものべるように、直線的な仕方では、なかなかあらわれないであろうけれども。

また、それがどのような形をとるかは、具体的にはわからない。それには、政策の対応や、社会運動のかかわり方が、大きな影響を与えるからである。

けれどもそのすがたを、以下の分析がある程度は示唆するだろう。またそのよすがともなりうるだろう。すなわち、たとえば、今後、一つは一部雇用の減少が収入の減少、喪失を結果し、一方物価のインフレ政策による高水準の持続が缺状に、二重になってこれらの層を直撃するとき、これらの層のうちのどのような部分がどう現われ、また他の部分がどのように現われてくるか、ということが問題なのである。

これらの点については、ここでは、われわれの実施した調査の結果を一応明らかにしたのち、一定の推論をのべることにしよう。そこで、まず、この調査のスケジュールとその実施経過などからはじめよう。

II 調査の経過

(イ) 対象と項目

住民基本台帳上の東京都 N 区民の総数 32 万 3,626 人の続柄、性別、年齢、区での居住年数、国保・国民年金の加入状況、および総世帯数 13 万 1,110 世帯の世帯人員、家族構成、家族類型、生活保護の受給の有無を、全数調査方式で一つ一つしらべるとともに、住民税の課税・非課税別の状況および住民税の母体たる年所得額について個人別および世帯別をあわせて調査した。ただし、昭和 47 年中の出生者および転入・転出者、社会福祉施設・国立療養所・警察学校などのいわゆる指定世帯はとりのぞく。また、13 万 1,110 世帯から無所得の学生単身者世帯 1 万 3,781 は、分析していく上で、本来の世帯とは異なると考えてとりのぞく。

(ロ) 作業方法

さて、すでにのべたように、生活水準を測定するのに生活保護基準を用いるのだが、それは生活保護法第 8 条 2 項に規定されているように、「年齢別、性別、世帯構成別、地域別、その他保護の種類に応じて」きめられている。その上、10 年ほど前から、さまざまな加算や控除がおこなわれるようになった。

そこで生活保護基準によって測定する場合、それをあらゆる多様性をもつ、一つ一つの世帯にあてはめて測らねばならぬのだが、上記のごとくモノサン自体が非常に複雑だし、一方その複雑さに対応できるような、個々の世帯の状況に関する情報が十分詳細には得られない。年齢や世帯構成はよいとして、たとえば勤労控除の計算のための職業の種類や就労日数、住宅扶助計算のための住居の種類や家賃、その他障害者や介護の必要な病人がいるかいないか、などこれらの情報を 13 万世帯以上の対象について全部得ることは到底不可能である。そこで、生活保護基準を、かの「世帯更生資金貸付制度」の貸付制限基準の方法にならって、簡単な一つの方程式にかきかえ ($A \times \text{世帯員数} + B = \text{基準}$)、これをあてはめていくことはできないかと考えたのである。それはつぎのよう

ある。

- (1) 46 年の東京都の保護基準額表およびその算定のための参考資料をできる限り用いる。
- (2) 七つの生活扶助種類のうち、生活扶助、教育扶助、住宅扶助の三つだけ用いる。
- (3) 生活扶助基準額は、第 1 類と第 2 類に分かれている。そのうち、第 1 類であるが、それはさらに性別、年齢別に異なる額としてきめられている。そこで年齢を捨象するため、都の性別、年齢別人口（総務局統計部人口統計課資料による）に、所定の性別、年齢別基準額に乘じ、総人口で除する。その金額は 1 人当たり 8,019 円となる。第 2 類は $820 \text{ 円} \times \text{人数} + 5,720 \text{ 円}$ となっている。
- (4) 教育扶助も上述の要領で計算した結果世帯当たり 219 円となる。
- (5) 住宅扶助は特別基準 1 万 2,100 円に借家・借間率 67.7% を乗じて 8,192 円を得る。これを平均住宅扶助量とする。
- (6) 加算額はその平均を法定加算額に都の該当世帯の割合を乗じて求める。母子、老齢加算を除き、該当対象者は一世帯に 1 人と仮定する。まず、妊婦・産婦加算については、人口統計課の 0 歳児の数から推計した結果、妊婦加算は 1 世帯当たり 113 円、産婦加算は 50 円となった。
母子加算については、昭和 46 年、母子家庭の比率 1.9% と世帯当たり平均児童数の 1.55 人から、 $1 \text{ 人目 } 49 \text{ 円} + 2 \text{ 人目 } 8 \text{ 円} = 57 \text{ 円}$ とする。
障害者加算、老齢加算、精神薄弱児養護加算についても各々同じ方法によりそれぞれ 93 円、24 円、10 円を得た。
以上の加算額の計は 347 円となる。
加算については、この他に、まだ在宅患者加算、放射線障害者加算などがあるので、これらを勘案して合計 350 円とした。
- (7) 「控除」関係では、いわゆる勤労基礎控除のみをふくめることとし、(1)の職種と(2)の職種の単純平均として、8,680 円とすることとする。これは 16 日以上 の就労の都の就業者

の職業から判定したものである。なお、世帯当りの有業者は1人ではなく、昭和45年家計調査からの推計では世帯員1人の増加につき0.22人だけ増大する。したがって、基礎控除額は868円×{1+0.22(世帯員数-1)}とする。

さて、以上(1)～(7)から、先述の方程式を導き出すと、 $10,750円 \times 家族人員数 + 21,251円$ となる。そこで端数をまらめて、最終的には、年間所得額として、 $(10,745円 \times 人数 + 21,250円) \times 12ヵ月 =$ 生活保護基準の上限→「低所得・不安定階層生活基準」という方程式を用いることにする。

この方程式による金額は、就労をフルタイムの労働としていることや特別基準の住宅扶助基準を用いていることから知られるように、保護基準の最高限を示すものであることはまちがいない。

そしてとくにこの基準生活費は、家族の大きさやその有業人員を平均値でとっているの、のちの分析にもみられるように、世帯人員や有業者数が小さいのが一般である低額所得者にとっては、この基準は若干高基準となっているかもしれない。

だが、本研究の目的は、生活保護基準そのものを研究することにあるのではなく、そのモノサシを用いて、現実の生活水準を測定することが目的である。そして、とくに、それ以下になると最低限以下と考えられるような限界的水準をめどとして、その上下にどのように現実の世帯の生活が分布しているかを明らかにすることが目的である。いいかえると、のちにものべるように、いわゆる「ボーダーライン」にある層を軸として、全体の分布構造を解明することが課題である。したがって、このように、相対的に高位の保護基準を用いることは、分析の方法にむしろ適合しているのである。この生活基準を、前記の言葉にならって、「低所得・不安定階層生活基準」(以下「保護基準」と記す場合にも、この基準の意味である)と名づけることにする。

そこで、つぎに念のため、その金額(年額)と、加算・控除住宅扶助特別基準をのぞいた場合の基準額とを示しておく。後者は、現実の被保護世帯

区分	A 低所得・不安定階層生活基準	B 厳格な保護基準	B/A
1人	384,000	210,936	54.9%
2人	513,000	317,004	61.8
3人	642,000	423,072	65.9
4人	771,000	529,140	68.6
5人	900,000	635,208	70.6
6人	1,029,000	741,276	72.0

の生活水準と考えてよいだろう。

この表にみられるように、世帯人員が、2人ないし3人の場合、加算・控除などを除いた金額は、先にのべたAの基準の約6割となることが知られるのである。そして対象たるN区民の平均世帯人員は2.6人であるから、現実の一つの柱ないし水準として、別に6割の線をとることは合理的である。そこでこの基準をも用いることとする。

さて、このような測定の道具、モノサシを用いて、前記の対象に一つ一つあてはめて総合計した結果は以下のごとくである。

そして、それぞれの水準の層の社会的性質を示す指標により、その特徴を明らかにしたのが以下の分析である。

(イ) 調査時点

昭和47年の1年間である。

III 調査研究の結果

1. 低所得・不安定階層の存在量

さて、以上のようにして求められた方程式を個々の世帯ごとにあてはめて、この方程式による金額＝「低所得・不安定階層生活基準」額と、その世帯の所得の比率を求め、分布を求めたのが表1である。

まず、この表では、「所得0および不課税のもの」として示されたものが、17.2%、20,107世帯もいることになっている。そのなかに非課税世帯、課税最低限以下の世帯、未申告の世帯およびその他の世帯をふくむが、これらを所得「不明」の世帯として取り除くわけにはいかない。われわれの把握したところでは、このなかに少なくとも明らかに4,679世帯の所得ゼロがふくまれている。そこで、これを残し、不課税を差し引いた10万1,901世帯を合計として、全体の分布を再計算し

たものが、第3欄の数字である。それをみていただきたい。

このようにして、若干の修正をおこない、明かに所得ゼロのもの4,679世帯だけを計算にいれて分布をみても、先述の生活保護基準（最上限として）とおなじかそれ以下の所得水準の世帯（倍率1.0未満の世帯）が26.2%という巨大な量に達することが示されている。この水準を6割（倍率0.6）のところでおさえても12.1%と1割をこえる量である。なお、人口の分布については、前記のように最低位部分の中身についての資料がない。しかし、世帯の場合にはほぼ比例するとするなら、その所得ゼロが明確なものだけをいれた比重は、生活保護基準と同じ倍率1.0のレベルのものおよびそれ以下の人口数は21.3%、その6割すなわち倍率0.6およびそれ以下の場合には、9.0%と推計される。

いわゆる高度経済成長の坂をのぼりつめたこの時点での、大都市の中心地域における低位な所得の階層が、このように大きな量に達することは、おどろくべき事実といわねばならない。これが第1の問題点である。

のちにものべるように、この期間は経済の拡大にともなう雇用機会の急速な増大が、強力に労働力を吸収し、今まで労働力化しなかった部分、あるいは被用者として就業しなかった部分まで、雇用者として就業させ、雇用労働有業率は著しく高まってきた時である。そのような動向について、同時に並行して現われてきた物価騰貴が、その強力な促進剤となった。しかしこれらの就業は高所得で安定したそれをもたらしものであったかどうか。少なくとも大都市中心部の対象地区のようところでは、零細なそして安定したとはいえない所得への雇用機会が多く提供されたのであろう（後の分析参照）。そして高物価に対応するため、

表1 生活保護基準に対する倍率からみた世帯および人口分布（東京都N区民全数）

倍 率	総 世 帯			左の総世帯に含まれる人員	
	世帯数	百分比	不課税を除いた百分比	人 数	百分比
0 および不課税のもの (上のうち0が明確なもの)	20,107 (4,679)	17.2 (4.0)	— 4.6	37,151 —	12.0 —
0.2 未満	1,221	1.0	1.2	2,381	0.8
0.2 以上 0.4 未満	2,235	1.9	2.2	4,785	1.5
0.4 " 0.6 "	4,155	3.5	4.1	9,841	3.2
小 計	27,718	23.6	12.1	54,158	17.5
0.6 以上 0.8 未満	6,693	5.7	6.5	16,529	5.3
0.8 " 1.0 "	7,731	6.6	7.6	19,859	6.4
1.0 未満小計	42,142	35.9	26.2	90,546	29.2
1.0 以上 1.2 未満	8,322	7.1	8.2	21,642	7.0
1.2 " 1.4 "	8,651	7.4	8.5	22,634	7.2
1.4 " 1.6 "	8,117	6.9	8.0	21,546	7.0
1.6 " 1.8 "	7,392	6.3	7.2	20,396	6.6
1.8 " 2.0 "	6,304	5.4	6.2	18,135	5.9
小 計	38,786	33.1	38.1	104,353	33.7
2.0 以上 2.2 未満	5,315	4.5	5.2	15,997	5.1
2.2 " 2.4 "	4,384	3.7	4.3	13,534	4.4
2.4 " 2.6 "	3,748	3.2	3.7	11,673	3.8
2.6 " 2.8 "	3,054	2.6	3.0	9,670	3.1
2.8 " 3.0 "	2,611	2.2	2.1	8,437	2.7
小 計	19,112	16.2	18.8	59,311	19.1
3.0 以上	17,289	14.8	16.9	55,635	18.0
合 計	117,329	100	—	309,845	100
(不課税を除いた計)	(101,901)	—	100	—	—

(注) N区総世帯数13万1,110から無所得の学生世帯主1万3,781を取り除いている。

世帯規模を縮小する傾向が働き、上述のような低生活水準世帯の大きな量を存在せしめたのだと思う。この点については、のちに具体的にふれる。

さて、これを男子世帯と女子世帯に分けてみよう。それは表2にみるように、世帯主が女子である世帯は、半数近くがここで用いた生活保護基準またはそれ以下の世帯であるということがわかる。

これらの層は、生活保護基準とおなじかそれ以下の生活水準にあるからといって、ただちに法制上の生活保護世帯として公認されるわけでは、もちろんない。なぜなら、ここでは、年所得の水準をもってそれを測定しているだけで、年々の所得以外の資産の保有状況はここでは捨象されている。また、親族の扶養関係や他法による生活保障

の有無も、ここでは問われていない。現実には生活保護が問題となってくるときは、これらの条件がその受給条件として考慮されることになるからである。

ここでは、現実の保護行政とはなれて、その保護基準に照らしての生活水準のあり方を見ているのであるが、いずれにしても、この時点において、このように膨大な量の低位の世帯が存在することは重大な問題でなければならない。

ところでこの状況は、外国ではどうであろうか。この報告はすでにいくつかのところで引かれているが、おなじ方法でイギリスの状況をみたものに B. Abel-Smith and P. Townsend, "The Poor and the Poorest." 1965 がある。

この報告は第二次大戦後のイギリスにおける生活状態について、①貧困が追放されたといわれること、②所得の平等化、生活水準における格差の縮小が進展したといわれること、の二つの通説に対してその検証と反証を示し、イギリスの社会保障が決して十分なものでなく、そのなかでとくに年金がどうあるべきかを考えるための基礎資料を提供しようとしてなされたものであった。

そしてその方法として、当時おこなわれていた National Assistance Act の保障基準（家賃実費を加えて）を用いて、1953—54年の家計調査対象世帯、および1960年の対象世帯につき、その消費支出および所得の倍率を計算し、その分布を明らかにするとともに、その状況からイギリス全体を推計しようとするためおこなわれたのであった。その結果は、1953—54年の場合、表3のようであった。

表2 世帯主男女別生活水準分布

倍 率 (保護基準に対する)	男 子 世 帯			女 子 世 帯		
	世帯数	百分比	不課税を除いた百分比	世帯数	百分比	不課税を除いた百分比
0 および不課税	11,087	12.4	—	9,020	31.7	—
(上のうち0が明確なもの)	(2,620)	(2.9)	3.3	(2,059)	(7.2)	9.6
0.2 未満	703	0.8	0.9	518	1.8	2.4
0.2 以上 0.4 未満	1,248	1.4	1.6	987	3.5	4.6
0.4 " 0.6 "	2,535	2.9	3.2	1,620	5.7	7.5
0.6 未満計	15,573	17.5	9.0	12,145	42.7	24.1
0.6 以上 0.8 未満	4,522	5.1	5.6	2,171	7.6	10.1
0.8 " 1.0 "	5,560	6.3	6.8	2,171	7.6	10.1
1.0 未満計	25,655	28.9	21.4	16,487	57.9	44.3
1.0 以上 1.2 未満	6,093	6.9	7.6	2,229	7.8	10.4
1.2 " 1.4 "	6,681	7.5	8.3	1,970	6.9	9.1
1.4 " 1.6 "	6,558	7.4	8.2	1,559	5.5	7.2
1.6 " 1.8 "	6,138	6.9	7.6	1,254	4.4	5.8
1.8 " 2.0 "	5,417	6.1	6.7	887	3.1	4.1
1.0 以上 2.0 未満計	30,887	34.8	38.4	7,899	27.7	36.6
2.0 " 2.2 "	4,622	5.2	5.7	693	2.4	3.2
2.2 " 2.4 "	3,845	4.3	4.8	539	1.9	2.5
2.4 " 2.6 "	3,351	3.8	4.2	397	1.4	1.8
2.6 " 2.8 "	2,696	3.0	3.4	358	1.3	1.7
2.8 " 3.0 "	2,290	2.6	2.8	321	1.1	1.5
2.0 以上 3.0 未満計	16,804	18.9	20.9	2,308	8.1	10.7
3.0 以上	15,490	17.4	19.3	1,799	6.3	8.4
計	88,836	100	—	28,493	100	—
(不課税を除いた計)	(80,369)	—	100	(21,532)	—	100

表3 国民扶助基準（基本+家賃実費）を100としてみたイギリス国民の生活水準と構造

区 分	世 帯 数			人 員		試計人員数 (全英国) 単位千人
	実 数	%	平均世帯人員	実 数	%	
80%未満	17	0.5	1.5	26	0.3	152
80～89	18	0.6	1.3	23	0.2	101
90～99	33	1.0	2.3	75	0.7	354
100～109	61	1.9	2.4	149	1.4	709
110～119	54	1.7	2.6	144	1.4	709
120～129	64	2.0	2.9	178	1.8	911
130～139	79	2.4	2.7	210	2.0	1,012
140～159	162	5.0	3.2	525	5.1	2,581
160 以上	2,737	84.9	3.3	8,940	87.1	44,082
計	3,225	100.0	3.18	10,270	100.0	50,611

この表によると、国民扶助基準の1.0倍までが世帯で5.3%、人員で1.2%、1.4倍までをとると、おなじように10.9%、7.8%となることが示されている。また1960年は「実収入」を用いて

表 4 世帯人員別保護基準を尺度とした生活水準

倍 率 (保護基準に 対する)	1 人		2 人		3 人		4 人		5 人		6 人		7 人		8人以上		平 均 世帯人員
	世帯数	百分 比	世帯数	百分 比	世帯数	百分 比	世帯数	百分 比	世帯数	百分 比	世帯数	百分 比	世帯数	百分 比	世帯数	百分 比	
0 および不課税	10,813	28.2	4,528	21.1	2,582	12.5	1,567	6.7	479	5.2	108	3.7	18	2.1	12	2.9	1.8人
0.2 未満	656	1.7	252	1.2	132	0.6	120	0.5	38	0.4	14	0.5	5	0.6	4	1.0	2.0
0.2以上0.4未満	1,041	2.7	503	2.3	289	1.4	231	1.0	111	1.2	38	1.3	16	1.8	6	1.5	2.1
0.4 " 0.6 "	1,695	4.4	788	3.7	675	3.3	629	2.7	237	2.6	91	3.1	25	2.9	15	3.7	2.4
小 計	14,205	37.0	6,071	28.3	3,678	17.8	2,547	10.9	865	9.4	251	8.6	64	7.4	37	9.1	—
0.6以上0.8未満	2,541	6.6	1,171	5.5	1,128	5.4	1,256	5.4	413	4.5	136	4.6	28	3.2	20	4.9	2.5
0.8 " 1.0 "	2,700	7.0	1,365	6.3	1,365	6.6	1,529	6.5	520	5.7	178	6.1	51	5.9	23	5.6	2.6
1.0 未満小計	19,446	50.6	8,607	40.1	6,171	29.8	5,332	22.8	1,798	19.6	565	19.3	143	16.5	80	19.6	—
1.0以上1.2未満	2,930	7.6	1,340	6.3	1,530	7.4	1,578	6.8	648	7.1	209	7.1	65	7.5	22	5.4	2.6
1.2 " 1.4 "	3,080	8.0	1,330	6.2	1,553	7.4	1,718	7.3	622	6.8	237	8.1	74	8.5	37	9.0	2.6
1.4 " 1.6 "	2,787	7.3	1,206	5.6	1,512	7.3	1,681	7.2	624	6.8	210	7.2	76	8.8	21	5.1	2.7
1.6 " 1.8 "	2,343	6.1	1,141	5.3	1,298	6.3	1,597	6.8	710	7.7	225	7.7	47	5.4	31	7.6	2.8
1.8 " 2.0 "	1,814	4.7	939	4.4	1,095	5.3	1,559	6.7	603	6.6	195	6.7	72	8.3	27	6.6	2.9
小 計	12,954	33.7	5,956	27.8	6,988	33.7	8,133	34.8	3,207	35.0	1,076	36.8	334	38.5	138	33.7	—
2.0以上2.2未満	1,260	3.3	920	4.2	904	4.3	1,370	5.9	575	6.3	204	6.9	56	6.5	26	6.4	3.0
2.2 " 2.4 "	898	2.3	764	3.6	821	3.9	1,188	5.1	498	5.4	135	4.6	57	6.5	23	5.6	3.1
2.4 " 2.6 "	725	1.9	643	3.0	724	3.5	1,051	4.5	422	4.6	131	4.5	37	4.3	15	3.7	3.1
2.6 " 2.8 "	520	1.4	557	2.6	612	3.0	845	3.6	371	4.0	104	3.6	29	3.3	16	3.9	3.2
2.8 " 3.0 "	399	1.0	449	2.1	572	2.8	739	3.2	309	3.4	100	3.4	24	2.8	19	4.6	3.2
小 計	3,802	9.9	3,333	15.5	3,633	17.5	5,193	22.3	2,175	23.7	674	23.0	203	23.4	99	24.2	—
3.0 以上	2,214	5.8	3,554	16.6	3,936	19.0	4,708	20.1	1,985	21.7	612	20.9	188	21.6	92	22.5	3.2
合 計	38,416	100	21,450	100	20,728	100	23,366	100	9,165	100	2,927	100	868	100	409	100	2.6

おなじことをおこなっているのであるが、この場合は1.4倍以下が18%と、もっと増大する。こうして、この比率に相当するイギリス全体の量の推計がおこなわれている。

上述の数字は、日本でのわれわれの集計結果よりもかなり低いものである。しかし、それでも、非常に高い水準のものであると評価しなければならぬことをこの著者は述べている*。

* またわれわれがおこなった同じ方法によるところの、もう少し小規模の作業を付記しておきたい。それは1970年に生活構造研究会(代表 青井和夫)としておこなったものである(東京都民生局厚生部福祉研修課「都民の生活構造の特性と社会福祉」143ページ以下参照)。ここで用いられた生活基準は、「世帯更生資金」貸付制限基準で、12,000円×家族数+8,000円+家賃実費という方程式によるものであった。これは保護基準よりやや高めのボーダーライン層の生活を表示するものである。これによると、その分布(抽出数 888)は次のようであった。

倍 率	1.0 未満	1.0~2.0 未満	2.0~3.0 未満	3.0 以上	計
実 数	169	496	149	74	888
比 率	19.1	55.8	16.8	8.3	100.0

さて、表1に示された第2の問題点は、生活水準における大きな格差の存在である。

この分析においては倍率が3倍までしかとってないので、それ以上の分布は正確にはわからないが、3倍をこえるものの割合は、世帯でとっても人口でとっても、17~18%である。全体の分布は倍率1.4倍をほぼ頂点として、上下に非常に広い分布をえがいている。この格差は、ここに直接的証拠はないのであるが、高度成長経済の段階を通じて、大きくなってきたものと考えてよいであろう。この格差は、上方のみならず下方に向かっても広がっており、生活水準の相対的に低い階層のなかにも、著しく大きな幅と格差があり、下方へ、いわば底のない沼のように深く沈んでいることを知ることができる。これは、イギリスなどにはそれほど考えられない、日本の特徴を示すものであろう。

2. その存在形態——世帯の大きさ、世帯主の年齢など——

まず、これら生活水準と「世帯の大きさ」とが、どのような関係があるのかを見よう。それは表4が示すとおりである。

この表によると、倍率0.6未満水準の場合、1人世帯では37%がそれにあたり、2人では28%、3人は18%、4人は11%と次第に減少し、それ以上の世帯では、8~9%で一定している。また、1.0倍水準でみてもまったくおなじ傾向が現われている。反対に2.0倍以上の高い生活水準の場合をみると、1人から4人の世帯までその割合が増加していき、それ以上になるとやはりあまり変わらない。すなわち、世帯人員の少ない4人以下のところでは、世帯人員が1人ずつ減少するにしたがって急激に低位な世帯の比重が増加することが知られる。そして、表によってわかるように、3人以下の小規模世帯は、全体の8割に近い比率を示している。

また、同じ表4の最後の欄に示されているように、生活水準（保護基準に対する比率）と平均世帯人員の関係では、明らかに水準が高まるにつれて平均人員が増大していく。

いま、上記の状況を男女別にみてみよう。男子世帯と女子世帯に分けるとそれはどうなるか。

表5 世帯員数別、世帯主男女別生活水準

倍率	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人
男							
1.0 未満	42.6	31.5	22.5	18.5	19.7	19.7	16.1
1.0~2.0 未満	35.0	33.4	39.1	38.4	33.4	34.4	35.3
2.0 以上	22.4	35.1	38.4	43.1	46.9	45.9	48.6
計	100	100	100	100	100	100	100
女							
1.0 未満	55.4	55.8	56.4	55.9	49.3	35.6	34.6
1.0~2.0 未満	31.0	28.6	26.4	26.5	25.9	23.1	28.2
2.0 以上	13.6	15.6	17.2	17.6	24.8	41.2	37.2
計	100	100	100	100	100	100	100

男子の場合は、総体で語られたところとほぼ一致し、しかもその傾向が一層はっきり現われている。男子世帯では、3人以下になると、倍率1.0未満の場合、1人減ずるごとにほぼ10%ずつ低位の世帯が増加している。

これに対して女子世帯の場合はそれほどはつき

りしない。むしろ、4人ないし5人までは倍率1.0未満世帯が半数以上存在し、世帯の大小にかかわらずその比率は一定である。

このようにして女子世帯を別とすると、現在大都市住民の生活を問題とするとき、まずはじめに小規模世帯に注目せねばならぬことがはっきりしてくるのである。

さて、そこでこのような世帯を維持するための所得であるが、それを世帯構成上の地位別に誰が稼いでいるかをみると、男子世帯の全体でみた場合、世帯主のみが（2人世帯以上について）63.8%、世帯主と妻が働いている場合が12.7%、さらにそれに加えて他の世帯員が働いている場合が3.9%、そして、妻は働いていないが男子世帯員と子供であると世帯員の誰かが働いている場合が14.9%、その他4.7%となっている。

この比率は、生活水準が低い階層では、世帯主だけの稼働が少なく、それ以外、とくに妻以外の世帯員が多く稼働しているという相違をもっている。すなわち世帯員のみは、倍率1.0未満では47.5%に下ることが示された。

単婚小家族の場合、男子が世帯主として主たる稼得者となることが通常であるが、この主稼得者の年齢とその世帯の生活水準との関係はどうだろうか。

表6によれば、次のようなことがわかる。まず、この表を横にみて、倍率0.6あるいは1.0の水準における世帯主の年齢をみると、大きな傾向として、一つは若い年齢層、といっても20代後半くらいに一つのピークがあり、またもう一つの山は高齢層（明瞭には65歳以上）にあることが知られる。これを縦にみて、ある年齢層の人（世帯主）が生活水準的にどのレベルに相対的に多く分布するかをみると、以上の傾向はもっと明瞭となる。それによると、低生活水準世帯は20代までの若い世帯主ともう一つはいわゆる定年年齢である50歳の半ばをすぎる頃は次第に増加しはじめる。すなわち低生活水準でいうと若老二つのピークがあり、いわばV字型を描いて分布していることがわかる。

この表は男女を合計したもので、男子と女子と

表 6 生活水準別世帯主の年齢分布

世帯主の年齢 (基準年齢に対する)	15～19歳		20～24歳		25～29歳		30～34歳		35～39歳		40～44歳		45～49歳		50～54歳		55～59歳		60～64歳		65～69歳		70～74歳		75歳～		合 計	
	実数	比	実数	比	実数	比	実数	比	実数	比	実数	比	実数	比	実数	比	実数	比	実数	比	実数	比	実数	比	実数	比	実数	比
0	0	0	0	0	3,328	24.7	2,016	16.7	1,416	12.5	954	9.6	614	7.6	405	6.5	350	5.8	360	7.1	458	11.8	572	21.6	614	32.9	11,087	12.5
0.1～0.2	26	4.0	179	2.4	113	0.8	64	0.5	63	0.6	44	0.4	36	0.4	27	0.4	31	0.5	34	0.7	34	0.9	29	1.1	23	1.2	703	0.8
0.2～0.4	25	3.8	250	3.3	179	1.3	130	1.1	109	1.0	97	1.0	76	0.9	54	0.9	74	1.2	73	1.4	75	1.9	65	2.4	41	2.2	1,248	1.4
0.4～0.6	61	9.3	419	5.6	325	2.4	323	2.7	333	2.9	239	2.4	132	1.6	106	1.7	140	2.3	143	2.8	136	3.5	102	3.8	76	4.1	2,535	2.9
(0.6未満小計)	112	17.1	848	11.3	3,945	29.2	2,533	21.0	1,921	17.0	1,334	13.4	858	10.5	592	9.5	595	9.8	610	12.0	703	18.1	268	28.9	754	40.4	15,573	17.5
0.6～0.8	214	32.6	615	8.2	614	4.6	655	5.4	653	5.7	463	4.7	286	3.5	194	3.1	200	3.3	212	4.2	190	4.9	140	5.3	86	4.6	4,522	5.1
0.8～1.0	1,488	22.6	846	11.3	765	5.7	863	7.2	783	6.9	554	5.6	340	4.2	255	4.1	280	4.6	254	5.0	214	5.5	156	5.9	102	5.5	5,560	6.3
(1.0未満小計)	474	72.3	2,309	30.8	5,324	39.5	4,051	33.6	3,357	29.6	2,351	23.7	1,484	18.2	1,041	16.7	1,075	17.7	1,076	21.2	1,107	28.5	1,064	40.1	942	50.5	25,555	28.9
1.01～1.20	79	12.0	1,037	13.8	866	6.4	916	7.6	871	7.7	576	5.8	394	4.9	294	4.7	303	5.0	272	5.4	212	5.5	187	7.0	86	4.6	6,093	6.9
1.21～1.40	56	8.5	1,205	16.0	1,108	8.2	1,049	8.6	873	7.7	634	6.4	379	4.7	285	4.6	335	5.5	292	5.8	240	6.2	140	5.3	94	5.0	6,681	7.5
1.41～1.60	35	5.3	1,095	14.6	1,207	8.9	1,033	8.6	885	7.8	589	5.9	440	5.4	290	4.6	297	4.9	266	5.3	214	5.5	128	4.8	79	4.2	6,558	7.4
1.61～1.80	5	0.8	777	10.3	1,165	8.6	982	8.2	869	7.6	671	6.7	429	5.3	268	4.3	305	5.0	263	5.2	221	5.7	110	4.1	73	3.9	6,138	6.9
1.81～2.00	4	0.6	459	6.1	1,031	7.6	778	6.5	793	7.0	699	7.0	440	5.4	290	4.6	326	5.4	252	6.0	201	5.2	83	3.1	61	3.3	5,417	6.1
(小 計)	179	27.2	4,573	60.8	5,377	39.7	4,749	39.5	4,291	37.8	3,169	31.8	2,082	25.7	1,427	22.8	1,566	25.8	1,345	26.7	1,088	28.1	648	24.3	393	21.0	30,887	34.8
2.01～2.20	3	0.5	249	3.3	743	5.5	680	5.6	664	5.3	635	6.4	458	5.7	299	4.8	286	4.7	239	4.7	189	4.9	115	4.3	62	3.3	4,622	5.2
2.21～2.40	0	0	164	2.2	564	4.2	541	4.5	490	4.3	530	5.3	459	5.7	312	5.0	254	4.2	240	4.8	157	4.0	85	3.2	49	2.6	3,845	4.3
2.41～2.60	0	0	83	1.1	440	3.3	487	4.0	464	4.1	437	4.4	401	5.0	280	4.5	261	4.3	216	4.3	157	4.0	76	2.9	49	2.6	3,351	3.8
2.61～2.80	0	0	47	0.6	275	2.0	348	2.9	361	3.2	368	3.7	363	4.5	269	4.3	216	3.6	196	3.9	135	3.5	69	2.6	49	2.6	2,686	3.0
2.81～3.00	0	0	29	0.4	203	1.5	265	2.2	328	2.9	320	3.2	321	4.0	264	4.2	227	3.7	148	2.9	95	2.4	61	2.3	29	1.6	2,290	2.6
(小 計)	3	0.5	572	7.6	2,225	16.5	2,321	19.2	2,307	20.3	2,290	23.0	2,002	24.9	1,424	22.8	1,244	20.5	1,039	20.6	733	18.8	256	15.3	238	12.7	16,804	18.9
3.00～	0	0	60	0.8	563	4.2	917	7.6	1,415	12.4	2,131	21.4	2,523	31.2	2,546	37.6	2,172	35.9	1,577	31.3	954	24.6	536	20.2	296	15.8	15,490	17.4
計	656	100	7,514	100	13,489	100	12,038	100	11,370	100	9,941	100	8,091	100	6,238	100	6,057	100	5,037	100	3,882	100	2,654	100	1,868	100	88,836	100

ではその動きはかなり異なる。女子世帯主では年齢にかかわらず低水準世帯の比重は格段と高い。したがって女子の影響を除けば、上述した傾向は、もっと明瞭な姿で現われるにちがいない。

このようにして低位な生活水準世帯は、年齢層の若い、推察するに結婚して子供ができてまもない世帯か、高齢層世帯で、いずれも小規模な世帯によって大きな部分が形成されていることを想わせるのである。

こういうわけだから、小家族の生涯の経過を想定し、その各段階での家族構成を想定して、それと生活水準との関係を考えてみる。これは通常「生活周期」とよばれるものである。もちろんこのような操作は、現在時点のものを時系列的に時間の順序として仮に想定するのだから、そこからくる無理が存在することをさけられない。しかしもし社会経済の条件がある程度長期にそれほどの変化をみせないと仮定するならば、このような想定もある程度現実の姿を示すものといえるだろう。

そこでここでは次のような生涯局面をとりあげて、それを時の流れに沿って並べることとする。すなわち、(イ)結婚直前の時期としての20~24歳の男子、(ロ)夫婦と非生産年齢の子供から構成される時期で子供が1人のとき、(ハ)同じく2人のとき、(ニ)子供が3人になったとき、(ホ)4人となったとき、

(ヘ)夫婦と、生産年齢に達した子供といまだ非生産年齢の子供が両方ともいる時期、(ト)夫婦と生産年齢の子供とからなる時期、(チ)老夫婦のみになった時期、(リ)老夫婦の一方が死亡してかけた時期。

これを横に並べ、生活水準別構成を検討し上下の差をつけて、生活水準活動を示してみるとおよそ次の図1のようなになる。

この図は、倍率1.0のところで切って、各類型の全体の位置をみるようなやり方になっている。小論分析の方法にしたがって、1.0以下の比重の高い場合をその類型全体の生活水準が低いものと考えているからである。そこでこの図をみると、かの B. S. Rowntree の都市生活者の生活周期の図式が基本的にはここでも貫いていることが知られるのであるが、しかし、日本の特殊性を反映して若干の相違が同時にみられるように思われる。すなわち、まず、若年男子単身の水準がイギリスにくらべて著しく低いことである。そして子供の増加につれて3人までは著しい変化はないが、4人となると急激に沈下する。これらは、日本の賃金がいわゆる年功制体系といわれる上昇カーブをもっていることに、よく照応していると考えられる。そして、子供が成長し、生産年齢に達し、共働きしている間はより上昇するが、もっと年齢が進み、子供も去るようになると、今度は、急にガ

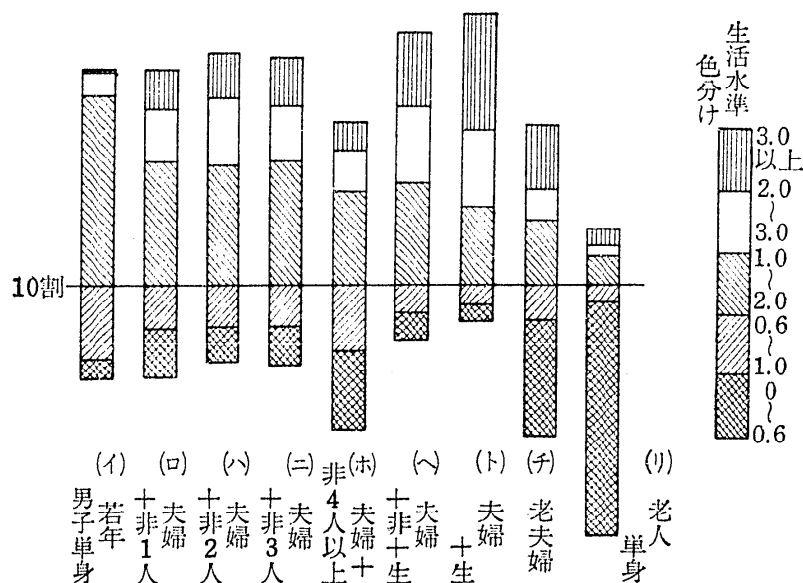


図1 家族周期と生活水準

タンと大幅に下り、さらにもっと進んで老齢単身世帯となるともう一段ガタンと大幅に下降することである。

これは、いわゆる定年制や年金制度、とくに老齢者に対するそれが不備であることを反映しているものと思われる。

このように、生涯という長期的にみた生活水準の変動からみても、すでにのべた、年齢に対してV字型の若年層老齢層の低位層の高位とおなじ問題を示しているのであるが、この図はもう一つの重要な問題を語っていると思われる。それは、倍率0.6以下という最下の層と2.0ないし3.0以上という高位の層への各段階での分化の問題である。すなわち、(イ)の若年男子単身の場合と(ロ)の結婚し子供が生まれた場合とでは、後者のほうが上位層も多いが一方下位の層も増大することがわかる。そして、子供が成長し、(ハ)その一部が生産年齢に達するようになるとそれが一層進む。ただしこの場合は上位に上昇する部分がやや多くなる。ところがもっと進んで、(ニ)老夫婦だけでは、倍率0.6以下がずっと増大しつつその分化が一層推し進められることを物語っている。逆に中位の部分がぐっと少なくなっている。これはすでにのべたように、社会保障の弱い基礎の上に展開される老齢期の生活の格差増大の進展の様相を物語っている。

以上、大都市低所得・不安定階層の性質ないし形態に関する特徴の1, 2をきわめて大きな視点からのべてきたが、それは本報告が、全数調査的方法で巨大都市における全体の傾向をつかもうとする趣旨からきていることにほかならない。

3. その存在形態——社会階層分布——

さて、上述は低所得不安定階層の消費生活の場である「世帯」に焦点をあわせて、若干の特徴をみたのであるが、次に、その消費のための収入の源泉たる職業の面をみていこう。職業とはさしあたり労働の種類であるが、しかしそれだけではなくもっといろいろの側面がある。すなわち、就業するときの従業上の地位、さらに就業せる産業、および就業する営業体の大きさ(従業員規模)等の別に、いくつかに区分された社会集団として見

ることができる。いいかえるとこれを「社会階層」的側面から、低所得・不安定階層の分布をみるということになる。この場合、資料としては、就業構造基本調査の東京都分をわれわれが再集計したものをを用いる。用いられた「社会階層」区分は、次表の表側のごとくである。その詳細な説明はここでははぶくが、さしあたり「大企業」とは鉱業、建設業、製造業、電気ガス水道、運輸業の1,000人以上規模事業所、その他の産業では500人以上規模の事業所をさす。「中企業」とは、それぞれ前記の産業で100~999人、後者で100~499人規模事業所、また「小企業」とは30~99人規模の事業所をさす。また「零細企業」とは29人未満の規模である。

次に、表頭の所得①60万円未満、②60~100万円未満、③100万円以上(年額)とは、「就調」の区分をこのようにくりなおしたものである。その意味は東京都における平均世帯人員を3人とみると(「就調」では3.7人となる)、小論で用いた生活基準の計算では、(生活扶助+住宅扶助特別基準+諸加算・控除)×12ヵ月=64万2,000円(年額)ということになる。加算・控除をいれないと、42万3,072円となる。また、世帯人員を4人として、年額それぞれ77万1,000円および52万9,140円となる。

そこで「就調」の7段階のうちからこの数字にいちばん近い線を60万円という線にもとめる。けだし原票の記入自体が7段階区分になっていて、それ以上くわしくは知ることができないからである。そしてこのランクは60万~100万円となっているので、これをぬきとり、それ以下とそれ以上ということに三つにしたのである。

そこで、先述の「社会階層」と所得3区分をクロスさせて表7を得た。

さて、まず所得60万円未満世帯が、それぞれの「社会階層」の25%以上分布している場合(最右端の欄×印)をみると、「業主・役員」層では、産業にかかわりなく、単独業主の営業がそれにあたる。また「家族従業者」がそれにつけ加わる。

雇用者の場合では、「零細企業」がそうである。ただし「専門・技術・管理」と「事務」はそうで

表 7 所得3 区分による社会階層別世帯の分布状況と 60 万円未満の世帯の比重
(就業構造基本調査東京地方再集計結果から作成)

社会階層区分			計	(1) 60 万円 未 満	(2) 60~100 万 円 未 満	(3) 100 万円 ~	各階層を 100 とした時 の(1)の割合
有 事 業 者	仕 事 が 主 な 者	1. 業 主 ・ 役 員	26.7	19.3	19.1	35.3	14.8
		a 計	11.2	8.2	8.4	14.4	15.1
		銚・運水道 1 人	2.6	4.4◎	3.2	1.3△	32.2×
		建電 2 ~ 4 人	3.7	3.1◎	3.6	4.0	17.0
		製ガ 5 人 ~	4.9	0.7	1.6	9.1	3.2
		造ス 不 明	0	0	0	0	0
		b 計	10.9	6.8	7.5	15.1	12.8
		卸融動産 1 人	2.3	3.2◎	2.2	2.0	28.1×
		小保 2 ~ 4 人	5.3	3.0◎	4.3	7.1	11.7
		売険 5 人 ~	3.3	0.6	1.0	6.0	4.0
		金不 不 明	0	0	0	0	0
		c 計	4.6	4.3	3.2	5.8	18.9
		サー保 1 人	1.6	2.3◎	1.6	1.4△	27.6×
		ビス安 2 ~ 4 人	2.0	1.7	1.3	2.6	18.2
		・ 5 人 ~	1.0	0.3	0.3	1.8	5.8
		不 明	0	0	0	0	0
		2. 家 族 従 業 者	0.2	0.2	0	0.3	22.8
		2 ~ 4 人	0.2	0.2	0	0.2	25.0×
		5 人 ~	0	0	0	0.1	0
		不 明	0	0	0	0	0
		3. 民 間 常 雇 労 働 者	52.9	43.0	66.3	47.8	16.7
		a 計	7.9	1.8	6.1	12.0	4.6
		専管 大 企 業	3.7	0.6	2.3	6.2	3.2
		門技 中 企 業	1.9	0.2	1.7	2.7	2.8
		術理 小 企 業	1.3	0.5	1.1	1.8	7.6
		・ 零 細 企 業	1.0	0.5	1.0	1.3	9.6
		不 明	0	0	0	0	0
		b 計	14.0	7.1	15.6	16.0	10.6
		大 企 業	6.5	1.5	6.0	9.1	5.0
		中 企 業	3.1	1.5	3.7	3.3△	10.5
		小 企 業	2.2	1.5	2.8	2.0△	14.5
		零 細 企 業	2.2	2.6◎	3.1	1.6△	23.2
		不 明	0	0	0	0	0
		c 計	6.3	5.2	8.1	5.5	16.8
		販 大 企 業	1.5	0.7	1.5	1.8	10.3
		中 企 業	1.3	0.5	1.9	1.2△	7.7
		小 企 業	1.0	0.7	1.5	0.8△	13.8
		零 細 企 業	2.5	3.3◎	3.2	1.7△	26.5×
		不 明	0	0	0	0	0
		d 計	20.2	21.9	31.0	11.7	22.0
		大 企 業	4.4	1.6	7.0	3.9	7.4
		中 企 業	4.0	2.7◎	5.8	3.0△	14.3
		小 企 業	3.4	3.1◎	5.7	1.9△	18.5
		零 細 企 業	8.4	14.5◎	12.5	2.9△	35.3×
		不 明	0	0	0	0	0

社会階層区分				計	(1) 60万円未満	(2) 60～100万円未満	(3) 100万円～	各階層を100とした時の(1)の割合
有業者	仕事者が主な者	e 単純労働	計	1.6	2.2◎	1.9	1.1	27.8
			大企業	0.4	0.4	0.6	0.3△	19.3
			中企業	0.5	0.4	0.6	0.4△	19.2
			小企業	0.2	0.4	0.2	0.1△	38.5×
			零細企業	0.5	1.0○	0.5	0.3△	40.3×
			不明	0	0	0	0	0
		f サービス・保安	計	2.9	4.8	3.6	1.5	34.3
			大企業	0.6	0.5	0.8	0.5△	16.3
			中企業	0.6	0.5	0.9	0.4△	19.1
			小企業	0.4	0.7○	0.5	0.2△	31.1×
			零細企業	1.3	3.1◎	1.4	0.4△	49.9×
			不明	0	0	0	0	0
	4. 官公庁常雇労働者			7.6	2.4	6.6	10.5	6.5
	a 専門技術・管理 b 事務 c 生産・運輸 d 単純労働 e 保安・サービス	2.1	0.1	1.3	3.5	1.8		
		3.2	0.9	3.1	4.2	6.1		
		0.8	0.4	1.0	0.8	11.0		
		0.3	0.4○	0.2	0.4	19.8		
		1.2	0.6	1.0	1.6	9.9		
	5. 臨時雇労働者			1.0	2.2◎	0.9	0.5	46.9
	a 専技・管理・事務 b 生産・運輸 c 単純労働 d サービス・保安	0.1	0.2○	0.1	0.2	30.0		
		0.5	1.3○	0.5	0.1△	56.0×		
		0.3	0.4○	0.2	0.1△	42.3×		
		0.1	0.3○	0.1	0.1△	46.1×		
	6. 日雇労働者			0.8	2.4◎	0.8	0.1	60.0
	a 生産・運輸 b 単純労働	0.4	1.3○	0.5	} 0.1△ △	59.9×		
		0.4	1.1○	0.3		63.2×		
	7. 内職・家内労働者			0.3	0.9○	0.1	0△	72.5
	8. 農林漁業者・不明			1.0	1.9	1.0	1.0	—
	仕事に従業者				1.1	2.3◎	0.7	0.8
無業者				8.4	25.4◎	4.5	3.7△	62.0×
総計				100.0	100.0	100.0	100.0	20.5

注 1) 大企業とは鉱、建、製造、電・ガス水道、運輸の業種では1,000人～、他は500人～、中企業とは100～999および、上記に準じて100～499人まで、小企業とは30～99人、零細企業とは～29人まで。

2) ○印は比率において(1)＞(2)および(3)の階層、△印は(3)＜(2)の階層、×印は25%以上のもの、太字は三つの印が重なっている階層を示す。また◎は2%以上の分布を示す社会階層。

3) 出所は「都民の社会階層構造とその変動」上・下、東京都企画調整局、48年3月刊。

はない。「単純労働」および「保安・サービス」では、「零細企業」だけでなく、「小企業」の場合も、これに該当する。

「臨時雇労働者」および「日雇労働者」、「内職・家内労働者」は、一般の雇用者のようにとくに従業せる企業の規模については問題にしていらないが、この種類の労働者層はその全部が、おなじく、こ

れに該当するのが知られる。その量は過半数まで60万円以下である。「無業者」もおなじである。

以上を念頭において、次に、所得からみたそれぞれの層の全体を100とし、各社会階層などのように分布しているかを算出し、その様相から、低所得・不安定階層の社会階層的性格を明らかにしようとする。

まず、上記の分析をたしかめる意味もあり、反対に所得 60 万円未満層がその階層の下方に多く分布している、いわば下ぶくれの社会階層をとらえることにする。具体的には、この表で、(1)60 万円未満層が、その上のランクである(2)60 万～100 万未満層よりも、また(3)100 万円以上層よりもより多く分布している階層をみつけることとする。それは表の○印および◎印を付した社会階層がそれにあたるのである。なお◎はそれとともに、所得「60 万円未満」世帯全体を 100 とした場合、その分布が 2 %をこえる集団を示したものである。なお、△は(2)のほうが(3)よりも大きいもので、それは○印の意味のさらにダメおしをしてみたにすぎない。

この結果は、最初に分析した×印の示す社会階層とほぼ一致してくることがわかるが、なお、新しい 2, 3 の点が注目されるべくつけ加えられることになる。

一つは、生産労働者・運輸労働者の「常雇労働者」において、規模がかなり上のところまで含まれてくること。すなわち、「中企業」くらいまで入ってくることである。また「零細企業」における「事務」および「販売」の「常雇労働者」が入ってくることである。なお業主では「2～4 人」の従業員の場合も、入ってくることである。

大都市中心部の住民の場合、こうして、業者、常雇を問わず、規模的には零細な企業の生産労働者が入り、また、臨時、日雇、内職・家内労働者層が低所得・不安定階層の中身を形成することはもちろんだが、それより上の企業規模の分野でも、かなりの層がここへ入ってくることで、とくに事務および販売関係のそれが加わってくることは特徴的である。この職業分野にも「低所得」と「不安定」が広がってきているといえるのである。

4. その他の特徴

さて、われわれが調査したその他若干の社会的特徴を補足的につけ加えて、分析結果のあらましを終わろう。

まず、これらの世帯は社会保障制度としては、いわば「差別」的に内容の貧弱なものをしか享受しないか欠如しているということがこれまでいわ

れてきた。それを全体的に示すデータはないが、国保および国年の制度からみたとき、どのようなことがいえるかというと、倍率 1.0 でみて、国保加入世帯は 2 万 5,816 世帯で、全体の 1.0 の層 (4 万 2,142 世帯として——表 1 参照) の約 60 %にあたる。すなわち、この層の医療は、社会保障制度の網の目では、その過半数が国民健康保険によっていることがわかる。

年金でいうと、その加入はずっと減って、倍率 1.0 のところで 1 万 2,297 世帯である。この数字は、前記のようにいえば、おのおの 29 %ということになる。この場合は、むしろ加入していない層が多いのだというように理解したほうがよいだろう。なぜなら、国保に加入できる場合は国年にも加入できるし、またそれを強制されるたてまえになっているからである。

このような生活保障制度にふくめられるためには、少なくとも一定地域に居住する必要がある。そして、そこで住民基本台帳に登録される必要がある。そこで、この区における居住年数をみると、非常に大きな特徴がある。それは、生活水準の低いものほど、その年数が非常に短いということである。また換言すると、居住年数の短かいものは、生活水準からみて低い層に多いということである。その様相を次の表 8 によって示しておこう。なおこの状況は別に「現住所居住年数」でもとって見たが、その様相は、ほぼ同じである。

表 8 にみられるような低位な生活層ほど地域流動性が高いことは、社会保障などによる生活保障がむずかしいし、したがってその保護が弱いことを物語っている。反対に、そうであるにもかかわらず、これらの層の流動性の高さが、その生活状態を陰蔽するとともにわからなくし、また要求があるにもかかわらず、それが地域住民生活としてそのなかで顕在化することが相対的にむずかしいことを示している。この流動性が停止したときが顕在化のときであるともいえるだろう。

む す び

以上、われわれがおこなった調査にしたがって、その要点をぬき出してのべてみたわけであるが、

表 8 東京都N区世帯の区内居住年数

年 数 倍 率	0～1年		1～2年		2～3年		3～5年		5～10年		10～15年		15～20年		20～27年		27年以上		合 計	
	実数	百分比	実数	百分比	実数	百分比	実数	百分比	実数	百分比	実数	百分比	実数	百分比	実数	百分比	実数	百分比	実数	百分比
0 および不 課税のもの	9,609	42.4	5,439	35.3	3,595	32.0	4,000	27.8	3,028	25.2	1,565	19.5	1,209	15.1	1,570	12.4	3,873	14.5	33,888	25.8
0.2 未満	418	1.8	129	0.8	75	0.7	115	0.8	106	0.9	58	0.7	62	0.8	89	0.7	169	0.6	1,221	0.6
0.4 "	547	2.4	211	1.4	173	1.5	201	1.4	193	1.6	122	1.5	124	1.6	210	1.7	454	1.7	2,235	1.7
0.6 "	889	3.9	393	2.5	315	2.8	420	2.9	421	3.5	269	3.5	252	3.2	378	3.0	808	3.0	4,155	3.2
0.6 未満小計	11,463	50.5	6,172	40.0	4,158	37.0	4,736	32.9	3,748	31.2	2,024	25.2	1,647	20.7	2,247	17.8	5,304	19.8	41,499	31.6
	(27.6)		(14.8)		(10.0)		(11.4)		(9.0)		(4.9)		(4.0)		(5.4)		(12.8)		(100)	
0.8 未満	1,479	6.5	663	4.3	490	4.4	693	4.8	618	5.1	502	6.3	445	5.6	595	4.7	1,208	4.5	6,693	5.1
1.0 "	1,429	6.3	840	5.4	636	5.7	833	5.8	726	6.0	562	7.0	574	7.2	710	5.6	1,421	5.3	7,731	5.9
1.0 未満小計	14,371	63.3	7,675	49.7	5,284	47.1	6,262	43.5	5,092	42.3	3,088	38.5	2,666	33.5	3,552	28.1	7,933	29.6	55,923	42.6
	(25.7)		(13.7)		(9.4)		(11.2)		(9.1)		(5.5)		(4.8)		(6.4)		(14.2)		(100)	
1.2 未満	1,255	5.5	1,100	7.1	713	6.3	982	6.8	733	6.1	501	6.3	598	7.5	769	6.1	1,671	6.2	8,322	6.3
1.4 "	1,187	5.2	1,183	7.7	895	8.0	1,063	7.4	796	6.6	513	6.4	553	6.9	776	6.1	1,685	6.3	8,651	6.6
1.6 "	1,024	4.5	1,098	7.1	845	7.5	1,042	7.2	816	6.8	526	6.6	450	5.6	738	5.8	1,578	5.9	8,117	6.2
1.8 "	900	4.0	838	5.4	680	6.0	943	6.6	775	6.5	512	6.4	475	5.9	722	5.7	1,547	5.8	7,392	5.6
2.0 "	682	3.0	668	4.3	528	4.7	762	5.3	701	5.8	402	5.0	432	5.4	692	5.5	1,437	5.4	6,304	4.8
1.2～2.0小計	5,048	22.2	4,887	31.6	3,661	32.5	4,792	33.3	3,821	31.8	2,454	30.7	2,508	31.3	3,697	29.2	7,918	29.6	38,786	29.5
	(13.0)		(12.6)		(9.4)		(12.4)		(9.9)		(6.3)		(6.5)		(9.5)		(20.4)		(100)	
2.2 未満	549	2.4	537	3.5	399	3.5	576	4.0	516	4.3	342	4.3	398	5.0	668	5.3	1,330	5.0	5,315	4.1
2.4 "	456	2.0	415	2.7	283	2.5	443	3.1	398	3.3	286	3.6	337	4.2	609	4.8	1,157	4.3	4,384	3.3
2.6 "	378	1.7	330	2.1	259	2.3	383	2.7	375	3.1	253	3.2	247	3.1	476	3.8	1,047	3.9	3,748	2.9
2.8 "	292	1.3	253	1.6	214	1.9	273	1.9	282	2.3	213	2.7	228	2.9	429	3.4	870	3.3	3,054	2.3
3.0 "	244	1.1	210	1.4	190	1.7	243	1.7	219	1.8	178	2.2	200	2.5	381	3.0	746	2.8	2,611	2.0
2.2～3.0小計	1,919	8.5	1,745	11.3	1,345	11.9	1,918	13.4	1,790	14.8	1,272	16.0	1,410	17.7	2,563	20.3	5,150	19.3	19,112	14.6
	(10.0)		(9.1)		(7.0)		(10.0)		(9.4)		(6.7)		(7.4)		(13.4)		(27.0)		(100)	
3.0 以上	1,326	5.9	1,122	7.3	958	8.5	1,423	9.9	1,307	10.9	1,195	14.9	1,413	17.7	2,806	22.2	5,739	21.5	17,289	13.2
	(7.7)		(6.5)		(5.5)		(8.2)		(7.6)		(6.9)		(8.2)		(16.2)		(33.2)		(100)	
合 計	22,664	100	15,429	100	11,248	100	14,395	100	12,010	100	8,009	100	7,997	100	12,618	100	26,740	100	131,110	100

注 ただし、0には、所得不明のものも含まれている。

要するに巨大都市東京の中心部での「低所得・不安定階層」の量は無視すべきでないどころか、膨大な量に達していること、そしてその存在形態ないしその特徴から、生活の変動、とくにその圧下や低下に対して、いわば硬直的な、弾力性のない階層または世帯によって、ますます多くの部分を占められるということ、そういう性格が強まっているといえることを明らかにしたのである。なぜなら、世帯内の有業率が増大するなかで、一方被扶養者を切りつめるため、世帯規模がますます小さくなっており、この階層ではこの点でも、これ以上の生活変動、圧下への対応は、強い摩擦をとまなう以外でなくなっているからである。とくにこの階層での単身世帯の増大は、その意味を含んでいる。そういうなかで、高齢の「低所

得・不安定階層」世帯の形成への動きがますます大きくなりつつあることも、その硬直性を強める方向につよく働くであろう。

われわれの調査結果では、高齢者の絶対量はそれほど多いとはいえないかもしれない。すなわち、倍率0.6未満の全世帯のなかに占める老人（60歳以上）をふくまない世帯は81.5%、ふくむ世帯19.5%、そのうち、高齢男子単身世帯が1.9%、高齢女子単身世帯が6.8%あった。この数字はしかし、他の所得階層に比べるとずっと多いのであり、大きな意味をもつものだといわねばならないことも事実である。

そして、これらの層の職業的階層的な性格は、そのほとんどが「被用者」としての就業であり、そして種類として、一般的共通的にいいうることを

別とすれば、大都市地域を反映して下層の「事務」「販売」関係の雇用者、すなわち、いわゆるサラリーマンが高い比重を占めていたことも特徴的である。それは生活のさまざまな困難に対する一定の「硬直性」を示すものにほかならないだろう。

もちろん、地域住民の構成の中に占める「低所得・不安定階層」の量的大きさが、上記のような生活対応の「硬直性」をともしつつ、一定の条件、とくに現在のような経済の矛盾の顕現と物価上昇の局面にぶつかると、一度にその蔽われていたベールがとられて、一挙に顕在化してくるかという、われわれはそうは思わない。なぜなら、すでにのべたように、地域住民生活の所得構成のもう一つの大きな特徴として、そこに存在する大きな階層分化、きわめて高い所得クラスまでの幅広い分布（これを先には「格差」という言葉でのべたが）という構造が存在するからである。

この点は、たとえば、すべての生産活動が崩壊・停止した終戦直後のような時期の場合とは、異なるであろう。この時期には、所得・階層構造における現在のような複雑さと階層的深さはそれほど存在しなかったのである。したがって、このような「低所得・不安定階層」の諸問題は、社会的に顕在化した形で、そして一挙的・大量的な姿で、現われえたのである。すなわち、たとえば、かのいわゆるドッジ・ラインによる大量の失業、所得の喪失は、そのまま顕在化し、社会的に問題化してきたのである。

もちろん、現在も物価の高騰と生産活動の遅速化、就業機会の縮小、したがって所得の喪失と減少という二重の圧力が、上述の時期とそれほどおとらぬ力で、社会全体の生活に衝撃を与えつつあると思われる。しかしその影響力は、あれほど直線的に現われるとはいえないだろう。それは、社会階層的にいうならば、またすべての階層に同じインパクトが与えられ、すべての階層からおなじようにそれが現象してくるというのではなくて、その影響の受け方、影響に対する抵抗の力と仕方が異なるなかで、結局、先述の「硬直性」、すなわち抵抗力の弱い階層から先に、そこから問題が不断に顕在するという構造をとって現われるであろう。いいかえれば、所得および社会階層的地位において高い階層から、そのままだちに生活困窮者が現われるのではなく、いくつかの階層移動、転落を経た上で、小論に描かれた「低所得・不安定階層」に編入され、そこから一定部分が、さらに生活上の困窮者として不断に現われてくるといった、幾段階の錯雑した経路をとるであろうということである。

しかしすでにのべたように、この層の固定量自身が大きいことから、その意味で、その最下部からの社会的問題の顕在化は、強い力で、ある時はゆるやかに、あるときは急速にといった形で、持続的におこなわれてくるにちがいないのである。何よりも量の大きなことは決定的といわねばならないであろう。

1930年代のアメリカにおける「社会計画」論

—G. ソウルを中心とした若干の動向—

杉 森 創 吉

I はじめに——主題の意図

本稿は、ニュー・ディール期に輩出した「社会計画」(Social Planning) 論のなかで、独自の主張内容をもつ、G. ソウル (George Soule) の所論を中心に、1930年代の社会計画論の社会的、思想的文脈、論理、影響等について若干検討しようとするものである¹⁾。確かに、今日の時点からみれば、当時の社会計画に関する議論は素朴であり、より矛盾をそのまま露呈していると言えるかもしれない。しかし、計画、もしくは社会計画の観念が、ニュー・ディール期のアメリカにとどまらず、一方での社会主義における計画の位置づけと、他方でのファシズムと「計画」、あるいはまた、H. J. ラスキの「計画された自由」や K. マンハイムの「民主主義的計画」のような「第三の道」の提唱等、ある意味では1930年代に顕在化した共通の思想的、政策的課題であったことはいうまでもない。最も一般的に言えば、「計画」の観念は、自然あるいは社会に対する計画主体(国家、集団、個人)の意図的規制による特定の目標達成を主要契機にしている。しかし、もとより計画、とくに社会的計画は、歴史的に形成されてきた社会科学的概念として把握されねばならない。事実、計画観念は、自然経済を基礎とする偶発的発見と伝統

的慣習の支配する前近代社会では、存在しないか、少なくとも部分的、潜在的であった。通常指摘されるように、計画が社会科学的関心の対象となり、経済学的範疇のみならず、社会、政治、思想のレベルで問題とされるのは今世紀に入ってからであった。自由放任原理の崩壊、恐慌の発生、階級対立、慢性的失業、諸社会問題の深化のなかで、1920~30年代には、多様な思想的文脈と内容をともしつつ、社会計画論は科学技術の発展に支えられた実効力をもつ新たな嚮導理念、国家独占資本主義段階への推移のなかで形成されてくる「政策科学」、思想・イデオロギーとして全面的に登場してくるのである。

ニュー・ディールという絶好の「社会的実験場」を与えられたこともあり、この時期のアメリカの社会計画論は、その思想基盤を考察するうえで、また社会的連関と意味づけを検討するための豊かな素材を内包しているといえよう。とくに対照的なのは、リベラル派知識人のなかでの、いわゆる“Independent Liberals”と“New Dealer”との計画論をめぐる対比であり、ここではとくに前者の社会計画論を代表する G. ソウルの所論を手がかりに、次節で述べる知識人運動研究の視点から取り上げてみたい。結果的には、ソウルらのリベラル左派のニュー・ディール批判は、ルーズベルトのブレーン・トラストに代表される「ニュー・ディーラー」の前に影を薄くしていくが、より長期的にみれば、論理の独自性や思想的脈絡という点からも、むしろ政策科学的に影響力をもったニュー・ディーラーに決した劣らぬ意義を備えているものと思われる。アメリカにおける19世紀後半以降の社会改良運動と社会科学との初発的結合と、その後の専門分化および乖離の過程のなかで、

1) 本稿で参照したソウルの著作は、(1) G. Soule, "A Planned Society", 1932, (Reprint, 1965), Gloucester, Mass., Peter Smith, (2) Soule, "The Coming American Revolution" (1934, Macmillan, New York), (3) "Planning U.S.A.—A concise history of Economic Planning in the United States plus a challenging approach to the urgent problems of today—1967, Bantam Books, (4) G. Soule, "Chaos and Control", (in R. Polenberg ed., "Radicalism and Reform in New Deal", 1972, Addisonwesley Publishing Company.

30年代における計画論と改良思想とがいかなる関連をもち、あるいは時代状況のなかでどのような客観的意味と限界を示していたかは重要な論点であろう。実際、たとえば、30年代の知識人の歴史経験に起因する部分の大きい、50年代半ば以降の「イデオロギーの終焉」論とアメリカ的ラディカルとの論争過程の底流に基本的に還元されてくる主題は、まさしく「計画」と「改革」をめぐる歴史的に根深い議論であったと考えることができよう。このことを想起しても、30年代の社会計画論が単なる技術論に終始したものでなく、プラグマティズム、テクノクラシー、社会的改良思想等と深いかかわりをもつより広い連関のなかでとらえられるべきものであり、またそのことによって現代的意味を追求しうる課題になると思われる。

II 知識人運動研究の視点

「社会計画」論に対する本稿での関心は、1930年代の知識人運動研究から生まれたものである。本稿全体にかかわる点であるので、研究の視点と、G. ソウルが論陣を張った“New Republic”誌の性格、リベラル派知識人の動向について簡単に触れておきたい。

1. 視点

主題との関連という点では、30年代知識人運動のなかで、各国ごとにそれぞれ特徴的な運動が軸柱となって複雑な布置連関を示すが、ドイツの「フランクフルト学派」のような文化主義的傾向の強い知識人運動、フランスにおける人民戦線的反ファシズム知識人運動などに対して、アメリカでは次の二つの軸が中心であり、とくに“New Dealer”の動向が知識人運動のコアを占めている。すなわち、第1に、“Red Decade”と呼ばれる30年代のマルクス主義とリベラル派知識人の動向、第2に、ニュー・ディールを通じての再編過程にリーダーシップを握り、労働者階級、知識人層の「体制編入」に大きな役割を果たした“New Dealer”と、批判的な“Independent Liberal”との対抗関係という二重の軸である。ここでは、リベラル派内部の分化、緊張関係を社会計画論に即して見ていくことにしたい。

本論に入る前にもう一つだけ触れておきたいのは、なぜ知識人運動という視点からみるかということである。結論的にのみいえば、1920～30年代は、近代市民社会のブルジョワジーと「有機的に」結合した近代知識人が、階級、階層的存立基盤の喪失（中産階級の没落）にともない、社会的有用労働の担い手たる「精神的労働者」「技術者の知識人」という現代知識人への移行、転換が進行する時期である。この過程で、教養と文化の特権的享受層であり、また一部は文化創造の実質的役割を果たした「知識人」(intelligentsia, intellectual) が、「自由浮動的」(K. マンハイム) という規定や近代知識人を想定した概念ないし自己認識ではとらえきれない多くの側面をもつようになったわけである。勃興する階級と「有機的に結合」し「社会的ヘゲモニーの機能」を果たすというグラムシの知識人論は、知識人を実態的な独立の階層とみなす見解に代わって、機能概念として知識人をとらえる視野を開いた²⁾。また、「生産技術者」を中心にすえて諸階級に分散する「知能分子」を分析すべきだとした戸坂潤³⁾、「筋肉労働者」と「精神労働者」の資本主義社会における分裂と止揚の問題を論じたクララ・ツェトキンの知識人論⁴⁾等も、すでに早くこうした客観的基盤の変化を分析視角に取り入れていたわけである。

だが、端的に言えば知識人の賃労働者化を意味する変化や、マス・コミ、芸術、教育等の諸分野での組織化、あるいは“ホワイト・カラー・ワーカーズ”の史的増大傾向等ここにいる近代知識人の現代知識人への転化は歴史の実証研究を必要としていることはいうまでもない。本稿で扱いうる範囲はごく限られていることにしても、仮説的に30年代知識人運動の研究視点を述べておくべきであろう。

(1) 結果論的解釈でなく、各国知識人が直面していた時代的課題との対応をそれ自体として把握

2) A. グラムシ、「知識人の形成」、『グラムシ選集』第三巻、85～92ページ（合同出版）。

3) 戸坂潤全集 第二巻、「インテリゲンチヤ論と技術論」。「インテリ意識とインテリ階級説」参照。

4) Clara Zetkin, Die Intellektuellenfrage, 向坂逸郎、島海篤助訳「インテリゲンチヤ問題」76～85ページ、1930、大衆公論社。

していくことがまず何よりも必要であろう。

(2) そのためにも、1930年代もしくは両大戦間期の各国知識人の置かれた状況の「普遍性」と「特殊性」とをいかに統一的にとらえるかが基本的に重要である。「普遍性」は、広義には、資本主義—社会主義、ファシズム—反ファシズム、帝国主義—民族解放運動の三つの対抗軸との関連でみていくことができよう。ニュー・ディール期知識人運動の「特殊性」も、この対抗軸とその内的分化と密接にかかわっている。

(3) 個人の思想、理論というより、思想集団、知識人運動としてとらえ、認識の到達点や独自性、権力（政策）—大衆（世論・運動）—知識人のパラダイムにおける組織化の過程等の分析。

(4) 階級、階層構成上の知識人の位置とその変遷。

(5) 知識人の産出ルート、活動の場の構造分析——教育制度、ジャーナリズム、アカデミズム、労働運動・社会運動等。雑誌、機関誌の内容分析等新しいデータ源泉の発見。

(6) 知識人の歴史的経緯への対応と歴史認識。——とくに、20～30年代の知識人の意識と動向にとって、第一次世界大戦、ロシア革命とソ連の社会主義建設、各国の労働運動の発達ないし未発達との関連、各国でのマルクス主義の展開、対応と「多様化」、歴史的事件としては、スペイン市民戦争、独ソ不可侵条約締結等が大きな影響を与えるとともに、30年代後半以降亡命科学者の影響もあり、反ファシズムを契機とする民主主義への自己認識がどう発展し、いかなる社会理論が形成されたかが重要な争点を形成している。

2. ニュー・ディール期リベラル派知識人の若干の動向

1929年の大恐慌に端を発する旧い資本主義体制の崩壊現象に伴う失業者を中心とする抵抗運動、反政府運動は労働者、黒人、生活困窮者に深く波及し、1936年のゼネラル・モーターズでの労働組合のストライキ勝利に象徴される労働運動、社会運動のかつてない昂揚をみたことは周知のとおりである。思想面でも、デューイの「社会体制によって“組織される”知力ではなく、社会体制を

“組織化しなおす”知力⁵⁾を問題にした社会的プラグマティズムの影響と“Red Decade”におけるマルクス主義との磁場の両極間に、「人民戦線」に好意的、積極的なリベラル層と、反共的リベラル層とが分化していく。大まかな時期区分としては、(1)1929～1935: 知識人の「プロ・ソビエト」的傾向や、社会主義思想、運動への接近が特徴である。G. ソウルをオリジナル・スタッフとする“New Republic”誌も比較的親ソ的傾向の強い雑誌であった（なお、“New Republic”は、1914年発刊で、30年代には発行部数約3万5,000で、当時のメディア状況では影響力の大きいほうであった）。(2)1935. 8～1939. 8: いわゆる「人民戦線期」である。国内では、1937年の「ポスト・ニューディール論争」が、またモスクワ裁判の国際的インパクトの影響下に、1939年5月には、J. デューイ、S. フックを議長とし「あらゆる全体主義に反対する」「文化自由委員会」(Committee for Cultural Freedom)の結成や、それと対抗的なスペイン戦線のアナキスト派の“League for Cultural Freedom and Socialism”の設立等分化が進行した。また、「人民戦線派リベラル」の動向も“New Masses”誌を中心に活発となり、「作家同盟」(League for American Writers)の活動や反ファシズム国際大会への積極的参加（ヘミングウェイ、T. マン等）、さらに、1936年選挙での「ルーズヴェルト連合」でピークを示した。(3)1939～1941. 6（独ソ開戦）：この期以降、リベラルと社会主義者の亀裂は深まっていく。

30年代のアメリカ・リベラリズムの一般的規定や動向との関連を社会計画論を通じてみていく場合、次の諸点が問題となろう。第1に、古典的自由主義との断絶と継承、とくに形成過程にある国家独占資本主義のイデオロギーとしての特質と「過渡的」性格の解明。第2に、当時のリベラルズにある程度共通して認められる、「ブルジョワ・リフォーミズム」とソビエト社会主義との対抗認識、とりわけ、“Social Planning”と“Co-operationism”

5) 久野収「プラグマティズムとデューイの立場」(『世界の思想 27. デューイ・タフツ、社会倫理学』) 450ページ。1966年、河出書房。

の検討。第3に、リベラリズム思想のなかでの民主主義思想の分析。G. ソウル等“New Republic”誌のグループでは、主要な契機ではないので本論では省略するが、反ファシズムを支える民主主義思想の論理はアメリカの知識人運動研究という点からは不可避の問題である。ここでは、ニュー・ディール批判のうちに「無^{インディペンデント}党派リベラル」の民主主義観を集約的にみることができる。第4に、全体として30年代アメリカ知識人運動のなかでの位置づけと役割が問われねばならない。

IV G. ソウルの「計画社会」論

いわゆる“Independent Liberal”という名称の適応範囲には相当幅があるが、通例としては、ステュアート・チェース (Stuart Chase)、ジョージ・ソウル、アルフレッド・ビンガム (Alfred Bingham) ら、プロ・ソビエト的立場に立ちつつも、思想、理論、運動としてのマルクス主義に対する対抗と、ニュー・ディールへの一定の距離をおく批判的視点を特色としている。個人差はあるが、社会改良的動機に支えられた「プラグマティックな合理主義者」(A. ローソン)⁶⁾であり、「有機的社会連帯」や「伝統に基づく先行例」より「実験的理性」を重視した。30年代に社会活動への強い関心を示したデューイの社会的プラグマティズムと、ヴェブレンの“Engineering Society”の観念から受けた影響が大きいが、ソウル自身はヴェブレン主義者ではなかったといわれる。ソウルの社会計画論は、“New Republic”への掲載論文を集録した“A Planned Society” (1932) にもっともよくまとまっているが、戦後の“Planning U. S. A.”はより政策論的で、前著のほうがよく特徴がでている。ソウルは、1920年代の“Progressive Movement”への参加や、労働者・農民党的な第三党運動への支持活動、インディアナ州でのストライキの共同調査で知己を得た後のアメリカ共産党の理論的指導者、W. Z. フォスターとの知的関心の交換等、早くから政治的関心と労働者の生活過程お

よび組織化への関心を深め、恐慌期からニュー・ディールにかけての理論的活躍の素地をつくっていたといえる。

思想的文脈、ニュー・ディールとの対比、知識人運動のなかでの位置づけ等、触れねばならない点が多いが、ソウルの計画論の基本的特徴と思われる点だけここでまとめておきたい。

第1に、計画は社会主義であると非難する保守派と、逆に、プロレタリア独裁のない計画はファシズムであるとするマルクス主義からの両面批判に対し、「インダストリアリズム」の観点から社会主義的計画経済をとらえている点があげられよう。「偉大な産業文明」としての社会主義経済の計画観から恐慌期のアメリカは多くのものを学びとらねばならない。「ある意味で根本的選択は、資本主義か共産主義かではなく、インダストリアリズムへの適応か滅亡かである」⁷⁾。

「インダストリアリズム」と「計画」とは社会の発展を可能にする二つの「普遍性」にはかならない。

第2に、計画を技術的問題と考えず、人間観まで包摂する内包をもつものとみなしている。ソウルの集産主義的な「能力の組織化」の観念はこれを示す一例といえる⁸⁾。

第3に、計画の長期的「教育効果」を重視しており、ニュー・ディールの評価にしても、「成功した社会計画の例とは言い難いが、労働者、農民、専門家、ホワイト・カラー層がプログラムに十分自覚的となり、彼ら自身がソーシャル・プランニングに直接参加できるようになるための教育的プロセスの一階梯」⁹⁾と位置づけている。

第4に、計画の実質的担い手が、「知的な少数派」、「誠実なマイノリティ」に求められていることである。「ホワイト・カラー・ワーカーズの先端部分、生産的な専門職従事者が、まさに、高度

6) R. Alan Lawson, “The Failure of Independent Liberalism”, 1930~1941, 1971, G. P. Putnam's Sons, New York, p. 68.

7) G. Soule “A Planned Society”, 1932, Peter Smith, p. 214.

8) 清水幾太郎氏は、ソウルの計画論が技術的な問題としてでなく、人間観の問題として論じられた点を重視している。清水幾太郎、『現代思想』(下) 1966年、岩波書店、あとがき、399~401ページ参照。

9) G. Soule, “The Coming American Revolution (1934, New York, Macmillan) p. 260,

に組織化された産業社会での現実的位置を占めはじめ、彼らの社会理論の形成に関する卓越した能力と実行力とがそれにふさわしい資格を付与されはじめていた¹⁰⁾。また、「感受性に溢れた作家たちや教師たちが、驚くばかりの一致をみて、旧秩序への讃美の停止、欠陥と崩壊の鋭利な指摘¹¹⁾を行ないうるように成長してきた。

第5に、第4の点とも関連するが、30年代における、「計画に媒介された変革」の担い手は広義の「知識人」にやや限定されており、計画主体としての国家の分析は著しく稀薄であった。「組織化の能力」が産業社会の高度化、複雑化とともに不可避的に発展し、「資本主義、ファシズム、ニュー・ディール」といった「アイドル」は非理性の故に崩壊し、リベラルズはさらに困難な時期を迎えるが、そのときはじめて社会変革は現実化するとソウルは考えたのであった。しかし、彼の「集産主義革命」は、「現実的」なニュー・ディール政策の前に、文字通りユートピアであったことを次第に明確に示していったのである。

V 「技術者政治」の萌芽

ニュー・ディール政策の具体化と、戦時統制経済の強まりのなかで、ソウルらの唱える計画化の理念が政策過程に取り入れられるにつれて、逆に無党派リベラルのユートピア的社会計画論の理論的、思想的影響は減少していったようにみえる。『混沌か統制か』において、ソウルはこう述べている。「プランニングの本質は、個人の気まぐれな計画への願望にあるのではなく、現代のテクノロジーによって生みだされた、組織的で民主的な状況への適応の方法¹²⁾である。計画は、「プラクティカルな問題」、すなわち、貧困撲滅、失業、社会不安への対応策、生活水準の向上など社会問題に対する集合的な努力にほかならない。当時の無党派リベラルの共通的表象であった集産主義が

金融資本の古典的自由主義擁護に名を借りた既得権確保に対する批判と、デューイのいう「金銭文化」に対する批判の意味を伴いつつも、社会計画論の基礎理論の一画をなした集産主義はその空想的性格の故に、「政策科学」としては定着せず、むしろ、“Twentieth Century Fund”, “National Planning Association”, “League for Industrial Democracy”等を核にしたルーズヴェルト政権のテクノクラート層が計画策定の主体として登場してきたのである。だが、ソウルらの社会計画論を実効性の点でのみ評価するのは一面的であろう。ファシズム化か、反ファシズム知識人運動の組織化かという時代状況と直接、間接にかかわりつつ、「国家・市民社会関係の逆転」のなかで、「技術者の知識人」が社会過程に重要な役割を担って登場してきた。無党派リベラルとニュー・ディールの影響力の差を越えて、アメリカの1930年代知識人は、社会計画論を思想的コアとして他国にもあまり類例をみない集合的なテクノクラートの抬頭を特徴としていたように思われる。30年代初頭に第三政党運動、メキシコでのトロッキー公聴会開催等、社会活動を活発に展開し、無党派リベラルの中心となったデューイのばあいにも、その社会改良思想は「知性の方法」に基づく社会計画の観念に根ざしていた。「今や、それらの目的——新しい生産力が、社会を構成する個人の実際的自由と文化的発展のために協力的に調整されること——は、初期自由主義が身を委ねていた手段の廃棄によってのみ達成できよう。個人の文化的な解放と成長とに物質的な基盤を提供する制度のため、産業と財政とが社会的に管理されるような秩序を現実創造する組織化された社会計画こそは、現在では、自由主義がその約束する目標を実現しうる社会的行動の唯一の方法なのである。そしてさらに、このような計画は、社会的な力として解放された知性の新しい概念と論理とを要求する¹³⁾。彼が「知性」に求めるものは「古い習慣、慣習、制度、信念と、新しい条件との間に機能す

10) Ibid., p. 207.

11) Ibid., p. 209.

12) G. Soule, “Chaos or Control?”, The New Republic (March, 23, 1932), in R. Polenberg ed., “Radicalism and Reform in The New Deal”, Addison-Wesley Publishing Company, 1972, p. 25.

13) J. Dewey, Liberalism and Social Action, (New York, 1935), 中村雄二郎訳『世界大思想全集』, 19巻, 283~84ページ.

る連関をうちたて、社会の推移を調停すること」である。デューイの主張する個人主義の「再生」「協力的知性」「組織的行動」、その具体化としての「資本主義的計画」が、不断の改良主義という政治的帰結をもち、ニュー・ディール政策と一定の緊張関係をともないつつも、むしろ実質的な指導理念を形成した。これに対して、より技術論的基盤から社会計画論に根拠を与えたのがテラーの「科学的管理法」の一つの延長上に位置づけられるハワード・スコット (Howard Scott) らのテクノクラシーの構想であった。それは、科学・技術の発展、労働の専門分化の進展と成果とを楽観的に評価し、「人間の統制を事象の管理におきかえる」技術者政治をめざす点で、1930年前半期のアメリカにおける資本主義の変質過程での、技術者的社会改良思想の典型を示すものであった。技術者層の物理的統制による政治支配の構想、社会的諸メカニズムの統御という極限的な技術史観に根ざすこの思想運動は、意図に反して、デモクラシーの否定とファシズム化への危険を問題にされて集中的批判を受け、時期的にも長くは存続しなかった。事実、テクノクラシー論としても特殊アメリカ的内容に限定されているが、30年代の社会計画論、社会改良思想の布置連関において欠かすことのできない重要性をもっている。「テクノクラシーは、国民の生産的産業によって生みだされるエネルギーに基づき、従来の金銭文化のシステムにとって代わる。このような枠組みのもとで、技術的エリートが生みだされ、こうしたエリートの権能は、さらに国家管理をも可能とし、経済的企業の統括と分配とを最大限の効率の下で保障する」¹⁴⁾。「市場の論理」と「計画の論理」とは二律背反的な二つの体系ではない。両者を媒介する「論理」こそテクノクラシーにはかならない。W. H. スミスがヴェブレンの『技術者と価格制度』をテクノクラシーの「バイブル」とみなして以来、とくに、1920年に結成された『技術家連盟』(The Technical Alliance) がテクノクラートたちの組織的核となった。T. ヴェブレン、H. スコット、C.

P. スタインメッツ、S. チュース、G. ソウルらを中心メンバーとするこの研究組織は、ニュー・ディール期に活発な活動を示した。1932年にスコットが「北米エネルギー調査」に加わり、次第に独得の、「稀少経済」に対するアメリカ的な「豊饒経済」を技術的に論証する方向へと向かった。それは、技術主義原理に基づき社会組織を再編成し、社会、経済的な生活過程のメカニズムを一種の数量的エネルギー計算によって構成しようとする徹底した技術史観に導かれている。「社会的メカニズムの物理的機能の測定」(H. スコット)をめざしたニュー・ディール期テクノクラシーの実質的業績がこの「北アメリカ・エネルギー調査」であった。具体的には、3,000種にのぼる各種「商品の運動」を克明に調査し、消費されたエネルギー量、各商品の一単位に費されるマン・パワーの量的増減、生産の膨張率などをもとに「生産係数」を算定する。そして結果的には、(1)「エネルギー量」によって「社会秩序」の変動を推定し、(2)経済的、社会的問題の文字どおり「機械」による解決をめざし、(3)開発の時代からの推移、すなわち株式取引、穀物取引等「資本主義の虚構の開発」の暴露と「技術家の計画的知性」への移行をともない、テクノクラートの技術的統制と支配の社会に移行すると診断を下している¹⁵⁾。こうした極端な論議はそれ自体としてはきわめて試行錯誤的だがニュー・ディール政策に「社会の基本的調整の必要」という観点から影響を与えている。「資本主義制度のもとで、社会はいかにすれば、その多数の労働者を犠牲に供することなく、また1930～32年の不況のような一般的損失を引き起こさずに、科学、発明および技術的進歩が提供するあらゆる可能性を充分活用できるようその経済組織を改善

14) Wayne Parrish, "An Outline of Technocracy". New York, 1933, p. 16.

15) H. Scott, "Introduction to Technocracy". 1933, p. 39～45. なお、この時期における各種の民間企業研究所、公的研究機関でのテクノクラシー、研究、開発計画の実態については、W. H. G. Armytage, "The Rise of Technocrats, A Social History, 1965. 赤木昭夫訳、第4部「テクノクラートとアメリカの政治」292～320ページ参照。

16) 「社会動向に関する大統領委員会」総合調査報告 ("Social Trends"). また、この委員会報告に基づいてつくられた「国家資源委員会」(National Resources Board) では、行政レベルでの社会計画がとくに強調されている。

することが可能であるか」¹⁶⁾。この大統領調査委員会報告に、テクノクラシー的論調を読み取ることとはたやすい。テクノクラシーの「聖書」とみなされたヴェブレンの『技術者と価格制度』がすでに、両大戦間期のテクノロジーの発達と制度主義的人間論の立場からのアメリカ資本主義体制の矛盾への批判を意図したものであった。客観的には、ニュー・ディール期のテクノクラシー思想は技術的、専門職的管理職層の増大傾向と階級、階層構成上での変化に対応し、彼ら自らの地位、役割を一面的に強調する技術的インテリゲンチエのイデオロギーにとどまった。現代のテクノクラシーは、権力、所有、技術（知識）を構成契機とし、ビューロ・テクノクラシー、エコノ・テクノクラシー、ソシオ・テクノクラシーへと社会的、思想的にさらに全面的に展開してきている。ハワード・スコットらのテクノクラシー論は時代的にも社会的にも特殊に限定されたものであったが、30年代を通じて、さまざまな強態で現われた資本主義的社会計画論と深く結びついた思惟であるとともに時代状況を象徴的にあらわした特徴的思想であったのである。

VI むすびにかえて

1930年代のアメリカの知識人運動のなかでの、人民戦線の運動や、黒人問題、救貧、社会福祉など生活過程からニュー・ディール政策の矛盾を理論、実践活動を通じて批判していった多くのアメリカン・ラディカルズの動向についてはここでは触れないできた¹⁷⁾。とくに30年代の評価がしばしばイデオロギー的に極端に分化しているだけに、アメリカの知識人運動は、基本的には、ニュー・

ディーラーを軸とする新しいテクノクラート層に大きな比重がかかりながら、本稿で述べてきた無党派リベラルやさまざまなラディカルな思想と行動が総体的に解明されていかねばならないことはいうまでもない。G. ソウルらの社会計画論が、当時の欧米知識人のロシア革命とその後の「経済五ヵ年計画」等に対する衝撃と動揺する評価をむしろきわめてプリミティブな形で表現していることは明らかである。だが繰り返すように、「権力の機能」をもつものとしての「テクノクラートの知識人」の抬頭は、30年代を通じてとくにアメリカでは顕著になった現象であり、社会計画論はその理論的根拠であった。近代知識人にみられる孤立的な社会批判は影響力を喪い、新しい行・財政技術、産業技術を駆使し、国家的管理、計画の立案と意思決定に参画するニュー・ディーラーの「勝利」はアメリカ的テクノクラートの勃興を如実に示している。しかし、ソウルらが「ニュー・ディール期のユートピア的社会改良思想」として提起した社会計画論や、H. スコットらのテクノクラシーの思想も、サン=シモン、コント以来の産業主義、合理主義の社会的、思想史的文脈で考える限り、とくに新しい構想であるとはいえない。その意味では、無党派リベラルの社会計画論は、経済的には国家独占的資本主義の、政治、社会的には「国家・市民社会関係の逆転」の過程におけるアメリカの一つの特殊的社会改良思想であったといえよう。「社会計画」論は、その担い手の分析を抜きにしては論じられない。われわれにとって、さらに全体関連的布置の把握と、国際比較までふくめた両大戦間期における近代知識人から現代知識人への転換過程におけるこの視点からの解明が課題として残されているのである。

17) V.F. Calverton, "The Retrogressive Role of Liberalism", in R. Polenberg ed., *Radicalism and Reform in The New Deal*, 1972 参照。

社会保険と私的年金(Ⅱ)

大 滝 勉

III 私的年金と社会保険制度との統合

K. G. Smith 氏によれば、1967年末のイギリスの雇用者総数は2,360万人であって、このうち150万人は年金制度をもたない事業主に雇用されている。したがって、雇用者の94%は職域年金制度をもっている事業所に働いていることになるが、実際に職域年金に適用されている雇用者数は、1,220万人で雇用者総数の53%である。また、アメリカの Russell Thomas 氏によると、1968年末における職域年金制度の適用者総数は3,216万人であって、これは農業雇用者以外の雇用者総数の50%以上に相当する。Braakman 氏が引用しているオランダの1970年の調査によると、民間の産業別年金基金、自己管理基金、生命保険会社の販売する年金の加入者数は、約220万人であって、少なくとも、同国の雇用者総数の50%以上が職域年金に加入していると推測される。このように、アメリカ、ヨーロッパ地域においては、職域年金の加入者が非常に多いので、社会保険制度と職域年金を調整するための種々の方法が考察されている。統合(Integrate)とは、多くの場合、そのために職域年金の側で、社会保険を考慮して全体の年金の水準が一定に保てるようにするために調整する方法である。

アメリカの Russell Thomas 氏は、社会保障制度と私的年金制度について概観したのちに、統合の現状について次のように述べている。

私的年金制度には、種々のタイプの給付規程をもつものがあるが、次に統合規程(税法上の)による例を示そう。この例においては、1940年1月1日に設立され、その後相当の改正がときどき行なわれ、最近の改正は1970年1月1日に行なわれたと仮定する。さらに、三つの場合に共通な規程を次のように仮定した。

加入資格——常雇の従業員は、継続した勤務の1年が

満了した後の1月1日に自動的に適用されること。

被用者の拠出——なし。

正規の退職日——被用者の65歳の誕生日に続く次の

月の最初の日。

年金の正常な形——正規の退職日に始まり、退職被用者の死亡した月の最初の日で支払いで終わる生存に対する毎月の所得。

退職前の死亡給付——なし。

他の規程——(a)早期退職、(b)特定の年齢と勤務期間を満たし、受給資格を得た後の脱退、(c)年金の支払い形態の選択

しかし、もし、これらの規定によって支払われる給付が標準的年金に数理的に等価であるならば、統合規程の適用について、これらは影響を及ぼさない。

正規の退職日に支払われる年金額は、次のように仮定している。

A. 相殺方式(Offset Plan)

年金額は、(a)最終5年間の平均報酬の1.5%に(b)30年を最長とする勤務年数を乗じ、そこから(c)正規の退職日において有効な社会保障法で決定されたその従業員の社会保障年金の75%を差引く。

B. 超過方式(Excess Plan)

年金額は、(a)1969年12月31日以前の勤務の各年について、\$4,800をこえた給与の1%の3/4と(b)1970年1月1日以降の適用年について\$7,800をこえた給与の1%の合算額

C. 加算方式(Step-up Plan)

1. 年金額は、(a)(i)\$4,800をこえない給与の最終5年平均の1%の3/4と(ii)\$4,800をこえた給与の最終5年平均の1.5%の合算額に、(b)1969年12月31日以前の勤務年数を乗じ、

2. (a)(i)\$7,800をこえない給与の最終5年平均額の1³/₄%の合算額に(b)1970年1月1日以降の勤務年数を乗じ、1と2を合算した額。

上記の例を考察するにあたって注意すべき点は、この制度は、1969年以後の年について最大限の相殺、または最大限の給付を用いていることである。相殺方式においては、被用者の社会保障給付の75%は、1972年1月1

日における統合規定で相殺できる最大限である。

超過方式または加算方式においては、現存している統合規定で許される最高額が規定されているので、社会保障法の改正にしたがって公表される新しい統合規定によって、私的年金の給付規定を改定した場合にのみ、社会保障給付の改正を取り入れて調整することが可能になる。

他方、相殺方式においては、給与ベースの増、給付方式の変更による社会保障給付の額の変化は、新統合規定の公表を待つことなしに、私的年金の算定方式の変更なしに自動的に吸収される。以上の理由によって、もし、事業主がその私的年金制度を、困難性が最小で、しかも社会保障給付と本質的に結びついた調整をしたいと望むならば、相殺方式が最も満足してよい方法である。

相殺方式のように、私的年金の給付が減額されるのでなければ、私的年金に対する事業主の総拠出額は、社会保障の事業主負担分の増を吸収することができない。すでに述べたとおり、相殺方式においてのみ、社会保障給付の増額に伴って、私的年金制度の給付が自動的に減額されるのである。しかも相殺方式においてさえ、その調整は退職以前の社会保障給付の増額について適用されるにすぎないのである。退職後の社会保障給付の変更は私的年金給付に影響を与えない。この原則は、財務省によって定められている“統合規程”に明確に述べられ、また、合衆国の両院における議論の主要課題になっている。われわれの選挙した代表は、社会保障給付が退職後に増加したからといって、私的年金給付を減額することは、本質的なものではないと信じているのである。

私的年金制度における相殺方式は新しいものではない。1950年代の始めに締結された多くの労働組合設立の制度において、標準的な退職で25年以上勤務した場合の年金は、毎月\$100から社会保障給付を引いた額に等しかった。社会保障給付が最高月額\$85になり、さらに月額\$108.50に引き上げられるとともに、相殺方式を締結していた組合はこの方式を改めた。その結果として、現在においては、相殺方式を採用している組合設立の年金制度はきわめてわずかになっている。

俸給被用者について、事業主が設立した年金制度においては事情は若干異なっている。多くのプランが社会保障給付の50%以上を相殺する方法を継続している。しかし、内国歳入庁は、本来社会保障給付の100%を相殺してきた制度においては、その相殺額は、たとえばそのプランが有効となった日のような特別の日における社会保障法の給付によって定められることを明確に規定する

ように主張している。

イギリスの C. S. S. Lyou 氏は、次のように同国の統合の現状、国民保険における適用除外制度をめぐる最近の情勢を述べ、さらに将来への見通しを展望している。

このような状況のなかで、国と職域の退職給付を内在的に統合することは、実際的な方法が常に見出されているとはいえないにしても、比較的単純な問題である。たとえば、職域年金制度の目的が生涯の労働に対して、給与の2/3の年金を被用者に支給することにあるとすれば、一つの解決法は、職域年金においては単身者の場合に基礎的な国の年金の1.5倍に等しい給与の部分を見捨てることにある。職域年金が最終給与（すなわち、退職直前の給与）に基づいて決定される場合には、この減額は退職の月における国の年金の水準に関連していなければならない。他方、平均給与に基づく職域年金は、引き続きインフレーションに対しても調整していないので、毎年所得の一定%の年金が確定する。したがって特定の年の所得からの減額は、その年の国の年金の水準に関連していなければならない。これはまた、両方のタイプの制度における被用者の保険料を徴収する原則でなければならない。イギリスにおいては、実際問題として、大多数の最終給与制度における減額は定額であって、無期限ではないにしても多年にわたって変えられていない。したがって、時間が経過するほどに現実と調和しないものになりつつある。これは部分的には情性によるものであるが、もし、差引額を増加するとすれば、職域年金制度に拠出金を払う基礎となった給与の部分は、その一部が年金に結びつかないことになるが、被用者にとっては、実質的に不利益にならないことを説明することが心理的に困難であることによるのである。この説明は、もちろん、被用者の給与の増が差引額の増より大きい速さで増加することを前提としている。もし、政府の政策によって、被用者の平均給与が増加するより速い率で国の年金を増加させるならば、これは妥当しないことになるが、このような状況は、現在の激しいインフレーションが始まる前には、多年にわたって一般化していたのである。

その給付を国の年金と顕在的に統合している制度の利点は、国の年金額の増加ばかりでなく、その構造の変化をも職域年金の側で、ほんの少し修正するか、または全然修正しないでそれを吸収することである。しかし、後に述べるように、この評価は少し楽観的にすぎようである。国の年金は、所得の上昇または物価の上昇に合わせて引き上げられるから、職域年金の給付は、少なくともそれと同じ程度に改定されるときに、国の年金と顕

在的にきれいに統合することができる。実際問題として、定額の国の年金と顕在的に統合することは、標準的な年金が最終給与によって定められる制度に限定される。理論的には、平均給与による制度も毎年付与される年金が国の年金の増加率より、小さくない率で引き続いて再評価されるならば、顕在的な統合をすることが可能になる。他の一つの選択は、拠出金について顕在的に統合することであって、毎年付与される職域年金の給付が、職域年金に対して払う被用者の拠出金の一定率となるように定義することである。この年金は、再評価する必要がないのであるが、もちろん、拠出金について顕在的に統合されているのであって、給付については統合されていないのである。

完全な意味での顕在的な統合は、潜在的な統合に比べて一般性ははるかに少ないけれども、国の比例年金の適用除外制度において、限定的ではあるが広く用いられている。この制度は、週 £9 から £30 の給与の幅のなかで、所得について異なった割合で被用者と事業主から拠出することになっている。拠出金の各単位は、男女によって異なる率で年金に換算されるが、年齢には無関係であって、また、再評価はされない。

適用除外制度は、現行の所得比例制度と職域年金制度を統合する問題に経験的な解答を用意したのである。というのは、適用除外制度で決定されている年金の重さは、ごく最近まで、職域年金に複雑な調整を強いるためには、あまりに小さすぎたのである。しかしながら、現在の政府（保守党）が変わらないうちに、より野心的な所得比例制度を規定するのは不可避のように思われる。

前政府（労働党）は、1970年6月の一般選挙で権力の座から落ちるときに、国民退職年金と社会保険について広範な新しい制度を立法する過程にあった。この制度にあっては、退職年金は、制度が始まったときから、20年の経過期間を経た後に、現在の制度から、平均所得による新しい制度に置き換えられることになっていた。平均所得を計算する前に、所得はその実質価値が保てるように、国民全体の平均所得の指数で再評価される。

単身者の退職年金はその人の加入員期間の平均所得の60%として算定される。ただし、これは男子の労働者全体の平均の1/2までであって、これをこえた額については、労働者全体の平均の1.5倍までの25%である。クロスマン提案（国会にこの案を提出した社会サービス大臣の名によって知られるようになった）は、多くの人々に、職域年金とヨーロッパ・スタイルの所得比例年金との間で十分満足な形で統合することには、多くの困難

があることを認識させるにいたった。この困難の度合いは、イギリスのようにその職域年金制度が個々の事業主の必要に合わせて設計され、まったく同じ形の制度が一つもない場合において特に厳しいことになる。

現在の保守政権は、定額年金に加えて、職域年金制度によってカバーされない被用者に対して、所得比例年金を支給するために、積立または“補完”的な国の制度を設ける必要を認めている。しかし、この論文を書いている現在においては、詳細な提案はされていない。新しい制度の最初の問題は、この制度を積立方式とすることについての政府の決意にかかっている。もし、この問題が解決できるなら、二つの所得比例年金を統合することによって生ずるいくつかの困難は、国の年金は職域年金の加入者には適用されないものであるから、避けることができよう。

政府はこのようにして被保険者を二つのグループに分けるが、職域年金制度への加入者は、彼が政府の積立制度に加入した場合に受ける給付より少なくなならないように、職域年金に最低基準を設けなければならない。これに失敗するならば、事業主には彼の被用者を国の積立制度に加入させる選択が残されているが、職域制度を修正しても結局は給付が増大することになるであろう。このような組合せによる場合の事務的、またはその他の不利益にもかかわらず、多くの事業主は、もし彼らにこの方法が許されるならば、いずれになってもよいように強力な経済的、実地的な議論を起こすのは当然である。

積立制度がその名の通りに運営されると仮定して、その基本的な理念は、長期間には積立制度としての国の給付の適合性というより、職域年金の給付としての適合性によって、その正否が判定されることになるだろう。これらの制度は、退職年金に関する第2の環として十分にその役割を果たすことができないならば、その給付を職域年金の給付と統合する問題が生ずるにもかかわらず、遅かれ早かれ、全体的な国の所得比例制度を望む新しい政治的圧力が生ずることになるだろう。

今回の会議の当事国であるノルウェーの Thor Johnsen 氏と Jo Aabakken 氏は、私的年金制度を社会保険制度に適合させる方法に、総計主義 (Gross Principle) と正価主義 (Net Principle) があるとして、次のように述べている。

総計主義は、たとえば所得の一定割合に達するまでの額が、社会保険から支払われる年金額に加えて私的年金制度から支払われるように、総額としての年金が保障されることを意味している。この場合、私的年金の例では、

年金額を明確に規定できない。というのは、各加入員について、社会保険から支給される給付に加えて、彼について規定された総給付額に達するまでの差額を私的年金から支給しなければならないからである。総計主義における年金の支払額は、ある被用者と他の人とを比較した場合に、彼らが同じ年齢、同じ最終給与、同一事業主において、同一の加入期間であっても異なる場合があり、ある場合には私的年金からは1銭も払わないこともありうるのである。

正価主義は、社会保険年金とは無関係に、職域年金の加入員の年金を各人について明確に規定するものである。正価主義においては社会保険の平均年金額を考慮して、全体として平均的な年金水準に達するように、私的年金から支給する年金を規定するのである。また、ある特定の被用者について平均的な全体の水準から偏りが生じたとしても、私的年金の側でよりよい結果を得るようには調整しないのである。

さて、以上の3氏の述べている統合法を分類すると、アメリカの Russell Thomas 氏は、具体的にアメリカで用いられている三つの方法を例をあげて述べているが、相殺法以外の方法は、アメリカの社会保障法の給付の構造を前提に組み立てられており、一般性を有するとは考えられないのである。

これに反して、イギリスの Lyou 氏は、内在的に統合されているか否かによって分類し、ノルウェーの Thor Johnsen 氏は、社会保障と職域年金を合計した全体の給付が個人ごとに一定の水準を保つか、平均値として一定水準を保つかによって分類している。たとえば、アメリカの相殺法は、イギリスの分類法でいえば explicit に分類され、ノルウェーの分類法によれば, gross principle に分類される。また、イギリスの Lyou 氏が implicit な例 (Moen 氏は, franchise of salary と称している) として述べている方法は、ノルウェー式に分類すれば gross principle に分類される。また、イギリスにおける explicit な統合法の代表的な例として、適用除外制度をめぐる最近の情勢を伝えている。

3氏に共通しているのは、これらの方法によって統合の意図は相当程度果たされるが、完全な方法はなく、また、統合するための必要条件として、社会保障給付が安定していること、急激な変化がないことを前提としていることである。

IV 財政原則

今回の会議に提出された論文には、社会保険または私

的年金の財政原則に関して詳細に述べたものはない。

わが国においては、スウェーデンの社会保障制度を到達すべき目標とする向きもあるが、同国の著名なアクチュアリーである Hagstroem 氏は、次のように賦課方式に対する反対意見を述べている。

年金制度における賦課方式に対する反対意見は、すでに多くの論文で述べられてきたところであるが、それにもかかわらず、ここに若干つけ加えさせていたきたい。すべての市民に (原則として) 定額の年金を支給するところの基本年金に関しては、その財政を賦課方式にすることは広く認められている。というのは積立金の利子は、結局生産に従事するすべての市民の負担とならなければならないからである。

私は、積立金は、当局によって計算され、公表されるべきことを強調したい。これは、公共的な事柄を公正に運営する基礎的条件にしかすぎない。比較的高額の所得に関する年金制度については、私は賦課方式を適用する可能性を否定してきた。

積立金は、インフレーションを考慮して計算されるべきである。同様にして、基礎年金に関する負債もインフレーションによる増を考慮しておくべきである。

ATP (国民補足年金) の保険料および積立金は、種々の面からみて欠陥が多いように見受けられる。この事実を政治家に示すことのできない私の同僚を非難しない。数人の私の友人は、私の主張は事実を過大視しているといっている。彼らの1人は、かつて、保険料はある高利率を用いることによって、バランスさせることが可能であるが、被保険者間の支払いの分配は公正ではないように思われると述べている。

私は、また将来の企業が——その多くはまだ生まれていないが——過大な保険料の負担を強いられるという重苦しい遺産になる可能性のある制度を採用した経済学者、産業界、商社の人々に驚きを禁じえない。

私は、遠い将来における彼らの後継者である企業の利益について、楽観的な予測をしている経済学者にお祝いを申し上げたいと思うのみである。私の友人の一人は、これらの利益はその利益が生ずる前に、他の負債によって帳消しになってしまうのではないかと述べている。ある政治家は、ルイ15世の言葉“大洪水を私の後に”(あととて野となれ山となれ)という言葉をよく使っている。というのは、彼らは積立方式は、激しい変動によって長続きしないと信じているのである。賦課方式の不公平を人々に納得させるのは明らかに不可能である。

オランダの T. C. Braakman 氏, M. A. Kwakman 氏および H. L. F. Verbraak 氏は連名で、自己管理基金、産業別年金基金、生命保険会社等現存している民間の年金機関を利用して被用者の年金制度を構成するための最近の研究を発表している。

現在の年金制度が不十分なことから、1969年に“雇用の基礎的条件”(employment foundation)について協同作業をするための労使の代表機関が設けられ、民間の被用者の年金問題に明確な回答を与えるための協同研究を行なうことに意見が一致した。次は、この研究で得られた原則である。

- (1) 基礎的な国の年金は、社会的最低標準から法律によって定められる最低給与の約 85% の水準まで引上げられること。85% は、退職の前と後における税金および社会保険料の差を考慮したものである。
- (2) 基礎的な国の年金に加えて、総ての被用者に関する強制補足年金を設立すること。
- (3) 国の基礎的な年金を含めた強制年金制度の給付水準は、大凡最終給与の70%とすること。また、支給開始後においても、少なくとも生計費に関して調整されるべきこと。
- (4) 財政は、完全積立方式(basis of full capitalisation)によるが、賦課方式の要素を加えること。
- (5) 産業別年金基金、自己管理型年金基金、生命保険会社等の現存する管理機構を維持すること。
- (6) 被用者が事業所間を移動した場合にも、年金権が保持されること。

この研究の過程で以上の枠組の範囲で、これらの目標を達成することが可能であることがわかってきた。

すでに導入部において述べたように、私の考えでは、強制社会保険制度における私的部門の年金制度の役割が多くで発展しているので、他の国でも重要な事柄になりうるいくつかの事柄が、この研究においては検討された。

アメリカの Blackburn H. Hazlehurst 氏は、社会保険と職域年金の財政方式について、次のように述べている。

最低水準の積立金が積立てられ、保険制度よりも、現在稼働中の被用者から退職者への所得の再分配機構として機能していることについての批判はない。拠出者と受給者が成熟した状況を考えれば、退職所得をあらかじめ積立てる必要はきわめて少ない。事実、もし政府が完全積立水準の積立てを行うならば、その積立金の投資にあたって、最適の利子所得を得るように試

みることは、政府の積立金が多数の私企業の所有権を得、また、それを管理をするにいたるという好ましくない結果になるのである。

職域年金制度は、通常、個々の被用者の最終平均所得に直接に関連した給付をすることによって、より直接にこの問題への接近をはかっている。

職域年金制度における資産の形成は、生涯に直接従事する人々のつくりだした製品やサービスを退職した人々に再配分するという経済的事実を変えるものではないが、一定の積立金が形成されるのでその保障について心理的な安心感がある。もし、現在直接に生涯に従事する人々が、退職者を維持するのに疲れたとするならば、退職者のために積み立てられた資産を没収するより政府からの分配を減らすほうが楽であろう。というのはこの積立金は、生産施設に投資されていて、経済の生産過程における実質的な分け前をあらわしているからである。

同様にイギリスの C. S. S. Lyou 氏は、次のように述べている。

積立方式による職域年金制度が当面するより大きな困難は、インフレーション期に彼らの役割を果たす能力、すなわち、年金の購買力の維持である。社会保険制度は、賦課方式によって、購買力の維持を困難なしに行なうことができる(その制度が成熟していることを仮定して)。積立方式の職域制度においては、年金額を引き上げるために、剰余の予定を立てることが必要である。しかしながら、指数条項付の投資ができないならば、年金の購買力の減少が伴うのはやむをえないところである。もし、現在の職域年金制度の果たしている役割が損われないうためには、イギリスのインフレーションの水準が大幅に減少することが必要である。

また、フィンランドの Tanskanen 氏は、

国民年金においての財政は、積立方式か、または、賦課方式のいずれも用いることができる。しかしながら、私的年金制度は、積立方式で管理されなければならない。

と述べている。

スウェーデンの ATP は相当の積立金をもっているで、わが国においては賦課方式とは受けとられていない。しかし、多くの職域年金のような意味での積立方式でもない。したがって、Hagstroem 氏の論文には、その財政方式への批判もあるが、むしろ、給付の水準が高すぎて、将来の世代に大きな荷物が残ることへの危惧を

表明していると受け取れるのである。

次の4氏の述べている要旨に共通しているのは、社会保険の財政はある程度の積立金を保有するか、あるいは賦課方式によるが、職域年金においては、健全な年金数理の原則にしたがって積立てられるべきであるとする認識である。

また、Tanskanen氏は、国民保険においても、積立方式によって運営することができると述べている。フィンランドにおいては、被用者に対する国民保険をすべて職域年金に委任する前記のオランダで提案されている方式がすでに実現している。その財政は職域年金の基準で完全に積立てるものであるが、既裁定の年金については、指数によって増加した部分は全体をプールして賦課方式によって運営される。

V インフレーションはどのように克服されるべきか

インフレーションは、年金制度にとって最大の敵であるが年金数理においても危険率算定上の大きな問題であり、解決困難な多くの問題を提出している。

アルゼンチンの Jose Barral Courtis氏は、インフレーションの規則性について次のように述べている。

自然の現象において、死亡率ほどよく知られた規則性を有する現象は少ない。もし、インフレーションの規則性、通貨価値の減少の規則性が死亡率の計算に用いられる保険数理的手法によって、見出すことができるならば、とくにインフレーションの影響が大きく、経済的な公正を保つことが困難な国において、社会保険制度を補足する私的年金に適合する多くの健全で合理的な数理上の解答を見出すことができよう。問題は、方法論が十分に確立しても、資料の良好でない現象の規則性を主張し、請合うことができないことにある。

インフレーションは、間接的に非常に複雑な内容の多くの恣意的、政治的、経済的要素の影響を受けるので、その規則性を立証することはできない。その効果のいくつかは、経済活動に関する多くの代表的な指数、たとえば、卸売物価指数、給与指数、消費者物価指数、通貨交換レート等によって測定することができる。しかし、また、より破壊的な多くの要素、たとえば、私有財産制に加えられる損害、暴動、戦争、そして個人や家族の生活慣習の漸進的な変化等は、測定不可能なのである。

消費者物価指数 (CPI) は、経済活動の明確な尺度

として、現在の減価の速さを表現している代表的な指数として考えられている。それにもかかわらず、過去の確固とした経験に基づいて、死亡率を将来に投影するように、消費者物価指数の将来の動きを決定することを可能にする筋の通った方法論がないのである。

その理由は、消費者物価指数は、多くの不確かな外部の経済要因の影響を受けるからである。これから次のような確実な論拠を構成するにいたるであろう。すなわち、精密な統計的手法を用いてCPIの過去の系列を分析し、これに基づいて評価利率に対して危険付加保険料を決定した場合に、この方法論はきわめて精巧なものになるが、しかし、これは、その結果の規則性を立証し、その正当性を認めることにはならないということである。

一国の経済にとって重要な部門となっている社会保険制度は、インフレーションから、給付の水準と投資の収益率に関して直接的にマイナスの影響を受ける。また、そこから生ずる間接的な効果は、その制度の基礎となっている保険原理とその機構が、国民的レベルの社会的補助に基盤をおいた公的福祉制度の性格に置き換わっていくことである。結果は積立式社会保険制度から、継続的な財政不足によって非積立制度 (unfunded deficitary systems) に移り変わることである。逆説的にいえば、インフレーションは経済の活動につきまとっている不確実性を増加させるが、一方、社会保険制度は、個々人の生活における経済的不安定性から生ずる結果を解消させるものである。また、さらに、インフレーションが利子率にマイナスの率として働く場合には、とくに資産形成において、国全体の経済に及ぼす効果から、社会保険制度は、その間接的影響を受けることを加えておかなければならない。

主として、これらの多くの問題が原因となって、私的年金制度は、ラテンアメリカの多くの国において、USA、カナダ、ヨーロッパ諸国程には発展していない。

同氏は、さらに、保険料計算上の利率を3.5%または4%としたときに十分保守的であるときに資産の運用利廻りが5%から6%になれば、物価指数で調整した年金の増を吸収できると述べている。

イギリスの Leonard D. Coe氏は、自己管理型年金を例にとって、次のように述べている。

1945年以後の期間のエクイティ・ファンドの配当率は年7.5%であり同期間の消費者物価指数の平均上昇率は4%であったので、評価上の利益を3.5%とすれば、職域年金においてもCPIに沿って調整すること

が可能である。しかし、平均所得の増加率は消費者物価指数のそれより 1~2% 高いので、したがって、平均所得の上昇率に沿って調整するならば、不足が生ずる。アクチュアリーは、不足の程度を考慮し、計算に安全を見込まなければならない。

しかし、インフレーションが予定以上になる場合もあり、この場合には結局事業主の負担になるが、事業主に突然その出費を要求することは避けるべきである。

また、年金の調整指数として、消費者物価指数と給与指数のいずれをとるべきかについては、次のように述べている。

もし、国の年金制度がなんらかの適用除外の形をとるならば、職域年金も、遅かれ早かれ、その給付を国の年金制度に適合するようにある指数と結合する必要があるが生じ、さらに、その指数は何によるべきかという問題に導かれよう。物価指数を選択することは、年金の購買力の維持、したがって年金受給者の生活標準を維持することを意味する。所得指数を使うことはその生活標準が現在の雇用者の生活標準に合わせて増加することを意味している。

後者は、また、年金受給者が寄与することの少ない国の経済的生産性の成長の分け前を享受することを意味している。老人の個人的必要は、年齢とともに減少することは明らかであるので、彼らの生活標準を改善するのが可能となる指数にリンクするのは不必要であるとする見解もありえよう。

このような立場にたてば、退職後においては、物価指数による調整が必要な最大限であって国の制度に関していえば、これを超えることは、現在の生産性に不当な圧迫を加えることになるのである。しかしながら、これは actuarial の問題というより、むしろ政治家の問題である。

フィンランドの Asco Tanskanen 氏は、職域年金の指数調整について次のようにいっている。

年金保険制度の長期的な性格にかんがみ、私的年金制度を取り入れたときに、インフレーションに帰因する年金水準の遅れを防ぐために、指数制度を取り入れることが必要である。

年金額の調整のための指数としては、物価指数と給与指数が最も多く用いられている。

指数による年金水準の維持のためには、年金管理機関は、その財政上の剰余を用いることができる。安定した経済においては、消費者物価指数による年金額の

価値維持はこのようにして達成される。

もし、目的がもっと保障性の高い指数結合にあるならば、そのために必要となる費用は、保険料によって賄われなければならない。少なくとも給与指数による調整を問題にするならば、インフレーションによる保険料の増によって、積立方式による年金制度は非常に高くつくことになる。

西ドイツの Heubeck 氏は、指数調整機能をもつ二つ以上の年金制度から年金を受給する場合に、その年金の調整率を σ_i 、合計額の調整率を σ 、合計額を 1 としたときの各年金額の割合を P_i とし、これらの間に成立する関係を求めている。

基礎的な保障としての社会保障年金と附加年金からなる場合について次の関係式が成立する。

$$e^{\int \sigma(t) dt} = P_1 e^{\int \sigma_1(t) dt} + P_2 e^{\int \sigma_2(t) dt}$$

$\sigma_i(t) = \text{const} = \sigma_i$ とおくと、 $\sigma(t)$ は、 t の関数となって常数とはならない。そこで、 P_i 、 σ_i のしたがう条件から容易に次の関係を証明することができる。

$$e^{\int \sigma(t) dt} = P_1 e^{\sigma_1 t} + P_2 e^{\sigma_2 t} \quad P_1 + P_2 = 1$$

これより

$$\sigma(t) = \sigma_1 - \frac{\sigma_1 - \sigma_2}{1 + W(t)}$$

$$\text{ここに} \quad W(t) = \frac{P_1}{P_2} e^{(\sigma_1 - \sigma_2)t},$$

$t \rightarrow 0$ とすれば、

$$\sigma(0) = P_1 \sigma_1 + P_2 \sigma_2$$

$t \rightarrow \infty$ ならば、

$$\sigma(\infty) = \sigma_2 \quad \sigma_2 > \sigma_1$$

$$\sigma(\infty) = \sigma_1 \quad \sigma_1 > \sigma_2$$

それ故に二つの制度から支給される年金の合計額の平均調整率は、加重平均 $P_1 \sigma_1 + P_2 \sigma_2$ から始まって、二つの調整率のいずれか大きい値に達するまで絶えず増大し接近することになる。

例: $P_1 = 0.7$, $P_2 = 0.3$; $\sigma_1 = 8\%$, $\sigma_2 = 3\%$

t	0	10	20	30	∞
$\sigma(t)$	6.5%	7.0%	7.3%	7.6%	8%

社会保険においては、イギリスの Lyou 氏が述べているように、年金の購買力の維持は、成熟した状況を假定すれば賦課方式によって解決できるとする意見も多いが、同時に、スウェーデンの Hagstroem 氏、アメリカの Hazlehurst 氏が強い危惧を表明しているように、その時代の生産人口がその負担を引き受けるか、ないしは引き受けることができるかに大きな問題がある。

一方、積立方式による職域年金については、イギリス、

フィンランド、アルゼンチンの論文から、これらの国々においては、積立金の投資に関する過去の経験によって、消費者物価指数程度の調整は可能であるが、給与指数で調整するためには、別に計算上に安全をみるか、事業主の負担の増が必要であることが読み取れるのである。

さて、以上に紹介したのは、原論文の抄訳にすぎないが、それでも社会保険と職域年金の相違のいくつかをうかがい知ることができる。

たとえば、適用においても、社会保険においては、事業所の従業員の大多数が加入するのが一般であるが、職域年金においては、勤続年数、年齢等によって加入するための条件を設ける場合が普通である。給付の条件その形態等においても多くの場合に相当のへだたりがある。財政方式においても、今回論文を提出した国々においては、職域年金については、数理的に健全な積立を行なうことが常識となっているが社会保険においては、おしなべて、賦課方式によるべきであるとする一般的な意見の一致はないといったほうがよいのではなからうか。

アメリカの場合は、危険準備金的性格の最低の積立金を保有しているが、事実上の賦課方式であり、多額の積立金を国が保有することに反対している。しかし、イギリス、オランダ、スウェーデン、フィンランド等においては、年金制度が二重構造（オランダは提案であって制度化されていない）になっていて、全国民を対象とした定額制の基礎年金においては、賦課方式が一般であるが、雇業者等を対象とした給与比例の年金制度は積立方式によって運営されているか、或いは積立方式によるべきことが提案されている。この所得比例年金においては、社会保険または職域年金の役割が国によって異なっている。フィンランド、オランダ（提案）のように、職域年金に全面的に所得比例年金を委任する場合と、逆にスウェー

デンのように国が管理する場合、イギリスの積立制度のように国と職域年金がそれぞれ、その役割を分担する場合がある。

このような社会保険と職域年金の相違は、所得の保障を達成するために、その機能として社会保険でなければならない面があると同時に職域年金に委ねなければ不可能な他の側面があることを示していると考えられよう。このように考えれば、北欧諸国の全居住者を対象とした一般基礎年金は、職域年金および社会保険では達成できないその他の側面に対する役割をになっているということになるであろう。

職域年金においては、被用者の事業所内の移動にあたって、一般にはその年金権が保全されない。また、いくつかの論文においてインフレーションへの対応策が模索されているが、この二つの問題は、職域年金が今後発展するために必要であり、検討され実現されるべき課題であろう。

今回のオスロ大会に私的年金と社会保険の調整問題に関して提出された論文は23あるが以上にはそのうち16の論文を紹介した。しかし、その論旨をできるだけ忠実に伝える意図で紹介した場合と、単なる引用にとどまってしまった場合があるのは、やむをえないこととはいえ残念なことであった。

この貧しい紹介から単に年金制度の表面的な知識ではなく、各国の年金に従事する人々の年金制度に対する思想なり、意見が読み取れたなら幸いである。

〔資料〕

Transactions of The Congress.

19th International Congress of Actuaries.

Oslo, 19—24, June, 1972.

養老貯蓄と老齢年金

馬場啓之助

I 養老貯蓄のモデル

貨幣賃金率 (w) が上昇している状況のもとで、退職後の生活安定のために養老貯蓄を行なうものとし、この養老貯蓄が適度な貯蓄率 (s) の範囲内で老後の生活保障をなしうるか否か、それをモデル分析によって吟味してみたい。この吟味を介して、老齢年金が養老貯蓄の社会的組織化であるといわれるのは、どのような意味においてであるのかをも明らかにしていきたい。

養老貯蓄のモデルを構築するために、設計を単純化することを念頭において、条件をつぎのように設定しておく。

(イ) 養老貯蓄は、 i 年 ($i=1, 2, \dots, m$) にわたって行なわれ、これによって k 年 ($k=m+1, m+2, \dots, m+n$) に及ぶ老後生活の保障を図る。

(ロ) i 年の貯蓄は sw_i であり、 k 年の生活費は λw_k である。貯蓄率 (s) も老後生計費率 (λ) も年次間において変動はないものとする。

(ハ) 貨幣賃金率は年率 q をもって上昇していき、貨幣利子率は年率 r である。 q と r についても年次間変動はないものと単純化する。なお $1+q$ を Q 、また $1+r$ を R で表わす。

(ニ) これらの条件のもとで、退職年次 ($m+1$) 年において、貯蓄総額と老後生活費総額とが、それぞれ元利合計額および割引額において均等になるようにモデルを設計する。

貯蓄元利合計額 (S) および老後生活費割引額 (W) とは、これらの条件のもとでは、つぎようになる。

$$[\text{貯蓄元利合計額}] \quad S = sw_{m+1} \left[\left(\frac{R}{Q} \right)^m + \dots + \left(\frac{R}{Q} \right) \right]$$

これを転形すると、

$$S = sw_{m+1} \left[\frac{\left(\frac{R}{Q} \right)^m - 1}{1 - \left(\frac{Q}{R} \right)} \right] \dots \dots \dots (1.1)$$

$$[\text{老後生活費割引額}] \quad W = \lambda w_{m+1} \left[1 + \left(\frac{Q}{R} \right) + \dots + \left(\frac{Q}{R} \right)^{n-1} \right]$$

これを転形すると、

$$W = \lambda w_{m+1} \left[\frac{\left(\frac{Q}{R} \right)^n - 1}{\left(\frac{Q}{R} \right) - 1} \right] \dots \dots \dots (1.2)$$

これに養老貯蓄のわく組みとして、

$$S = W \dots \dots \dots (1.3)$$

が課せられる。(1.3) 式に (1.1) 式および (1.2) 式を代入して整理すると、

$$\frac{s}{\lambda} = \frac{\left(\frac{Q}{R} \right)^n - 1}{1 - \left(\frac{R}{Q} \right)^m} \dots \dots \dots (1.4)$$

が成立する。このわく組みの制約のもとで、老後生計費率と貯蓄率との相対的な関係は貨幣賃金上昇率と利子率との比率に対応して決定される。これからこのモデルにおいては $\left(\frac{Q}{R} \right)$ が戦略的な変数となることが知られる。貯蓄率 (s) についてはその上限値が、また老後生計費率 (λ) についてはその下限値があることは容易に想定されるところであるが、 $\left(\frac{Q}{R} \right)$ の数値のいかんによっては s および λ がこの限界内におさまらないことがありえよう。しかしここでは貯蓄率 (s) がハロッド=グラフ型の養老貯蓄行動式 ([I], [II]) に応じて決定されると想定して、モデルを完結させていこう。

ハロッド=グラフ型の養老貯蓄行動式においては、貯蓄者は長期の見通しにたって、ほとんど超人的な強固な意志をもって、異時点間の消費効用の均衡を念頭において、合理的な選択を行ない、貯蓄率 (s) を決定していくものと想定される。われわれもこの想点を採用する。

消費効用の異時点間の均衡は

$$u_k R^{k-i} T^{i-k} = u_i \dots\dots\dots (1.5)$$

で与えられる。ここで u_i および u_k はそれぞれ k 年および i 年における消費の限界効用であり、 T は時差割引率を t とした際の $1+t$ である。なお限界効用は消費のために支出される限界的な貨幣単位、たとえば1ドルをもって購入される財貨サービスの効用という、マーシャル型の定義が採用されている。 u_k に R^{k-i} が乗ぜられているのはこのためである。

この限界効用均等式と消費支出行動とを関連づけるために、消費支出の効用弾性値 (ε) が導入される。 ε は消費支出を c とするとき

$$\varepsilon = \frac{c_i - dc_k}{dc_k} \cdot \frac{u_i}{u_k - u_i} \dots\dots\dots (1.6)$$

である。これに (1.5) 式を代入すると、

$$\varepsilon = \frac{c_i - dc_k}{dc_k} \cdot \frac{1}{\left(\frac{T}{R}\right)^{k-i} - 1}$$

となる。なお dc_k は i 年に割引きされた k 年の消費支出である。すなわち $dc_k = c_k \cdot R^{i-k}$ である。この式を整理すると、

$$c_i = dc_k \left[1 - \varepsilon \left\{ 1 - \left(\frac{T}{R}\right)^{k-i} \right\} \right] \dots\dots\dots (1.7)$$

が得られる。これはハロッド=グラフ型の養老貯蓄行動式である。ただし k 年の消費支出 c_k を i 年への割引額で表示している点が異なっているのである。

このようにして養老貯蓄のモデルは (1.4) 式と (1.7) 式とから構成される。すなわちモデルはつぎのようである。

$$\begin{cases} c_i = dc_k \left[1 - \varepsilon \left\{ 1 - \left(\frac{T}{R}\right)^{k-i} \right\} \right] \dots\dots\dots (1.7) \\ \frac{s}{\lambda} = \frac{\left(\frac{Q}{R}\right)^n - 1}{1 - \left(\frac{R}{Q}\right)^m} \dots\dots\dots (1.4) \end{cases}$$

このモデルを誘導形に転換してみる。

$$c_i = (1-s)w_i \text{ であり, } dc_k = c_k \cdot R^{i-k} = \lambda w_i \left(\frac{Q}{R}\right)^{k-i} \text{ であ}$$

る。 $(k-i)$ は平均的には $\frac{1}{2}(m+n)$ である。これらの諸点に注目して、(1.7) 式を転形して

$$s = 1 - \lambda \left(\frac{Q}{R}\right)^{m+n/2} \left[1 - \varepsilon \left\{ 1 - \left(\frac{T}{R}\right)^{m+n/2} \right\} \right]$$

を求め、これに (1.4) 式から

$$\lambda = \left[\frac{1 - \left(\frac{R}{Q}\right)^m}{\left(\frac{Q}{R}\right)^n - 1} \right] s$$

を求めてこれを代入して λ を消去したうえで整理すると、貯蓄行動式は、

$$s = \left[\left(\frac{Q}{R}\right)^n - 1 \right] \div \left[\left(\frac{Q}{R}\right)^n - 1 + \left(1 - \left(\frac{R}{Q}\right)^m \right) \left(\frac{Q}{R}\right)^{m+n/2} \times \left\{ 1 - \varepsilon \left(1 - \left(\frac{T}{R}\right)^{m+n/2} \right) \right\} \right]$$

となる。このようにしてモデルの誘導形として、

$$\begin{cases} s = \left[\left(\frac{Q}{R}\right)^n - 1 \right] \div \left[\left(\frac{Q}{R}\right)^n - 1 + \left(1 - \left(\frac{R}{Q}\right)^m \right) \left(\frac{Q}{R}\right)^{m+n/2} \times \left\{ 1 - \varepsilon \left(1 - \left(\frac{T}{R}\right)^{m+n/2} \right) \right\} \right] \dots\dots\dots (1.8) \end{cases}$$

$$\begin{cases} \lambda = \left[\frac{1 - \left(\frac{R}{Q}\right)^m}{\left(\frac{Q}{R}\right)^n - 1} \right] s \dots\dots\dots (1.9) \end{cases}$$

が成立する。

II 退職金の導入

前節で展開した貯蓄行動式に退職金を導入してみる。退職金は定年退職者に対してその退職年 (m 年) の賃金 (w_m) の β 年分支給されるものとする。退職年は βw_m であり、これを $(m+1)$ 年の賃金 (w_{m+1}) に換算してみると、 $\beta \left(\frac{R}{Q}\right) w_{m+1}$ となる。これが $(m+1)$ 年の貯蓄

$$\begin{aligned} \text{元利合計額 } sw_{m+1} \left[\frac{\left(\frac{R}{Q}\right)^{m+1} - \left(\frac{R}{Q}\right)}{\left(\frac{R}{Q}\right) - 1} \right] \text{ に対する比率は,} \\ \frac{\beta \cdot \left(\frac{R}{Q}\right) w_{m+1}}{S} = \frac{\beta \left[\left(\frac{R}{Q}\right) - 1 \right]}{\left(\frac{R}{Q}\right)^m - 1} \dots\dots\dots (2.1) \end{aligned}$$

退職金の導入によって養老貯蓄の負担は軽減される。この軽減された養老貯蓄率 (s_p) は、

$$s_p = s - \frac{\beta \left[\left(\frac{R}{Q}\right) - 1 \right]}{\left(\frac{R}{Q}\right)^m - 1} \dots\dots\dots (2.2)$$

となる。

III 仮説的な計算

Q, R, m, n などの変化が s, s_p および λ に及ぼす影響を知るには、養老貯蓄のモデルの誘導形を構成する (1.8) 式および (1.9) 式ならびに退職金を考慮した (2.2) 式を、 Q, R, m および n について偏微分して、その偏微係数の正負を判定すればよいはずである。その計算を企ててみたが、正負の判定は、 Q, R, m および n

の計数の相対的な大小に依存し、一義的な結果をもたらさない。ここではその代用として仮説的な計算を行っている。

その計算にあたってつぎのような想点をおく。

(イ) 消費支出の効用弾性値 ε は、限界効用逓減の法則があてはまる限り、1 より大きな数値をもつことは明らかである。ここではこれを一応 1.5 と想定する。なお養老貯蓄行動式 (1.8) 式から知られるように、 ε の値が大となれば、貯蓄率 (s) は大となるはずである。

(ロ) 時差割引率 (T) と利子率 (R) の関係である。利子率は時差割引率を補償するほか、金融的資産の選択的保有に要する取引費用ないし情報費用をも補償しなくてはならないから、利子率は通常時差割引率より大であるとみてよい。これが利子率が正の下限値をもつことの論拠となる。ここでは単純化のために、 $T=R-0.01$ と想定しておく。

(ハ) これらの想定を前提とし、 m および n 、 Q および R に数値をあたえて、仮説的な計算を企てる。case A として $m=25$ 、 $n=15$ を想定し、case B として $m=30$ 、 $n=10$ を想定する。case A および case B についてそれぞれ、 Q および R の数値の組合せによって、四つの場合を想定して計算してみる。なお $\beta=3.5$ と想定しておく。

仮説的計算の結果は表 1 および表 2 のようである。

表 1 Case A の計算結果

	Q	R	T	s	s_p	λ
A・1	1.10	1.05	1.04	0.431	0.198	0.319
A・2	1.05	1.10	1.09	0.399	0.317	1.582
A・3	1.06	1.05	1.04	0.447	0.296	0.619
A・4	1.05	1.06	1.05	0.448	0.323	0.900

表 2 Case B の計算結果

	Q	R	T	s	s_p	λ
B・1	1.10	1.05	1.04	0.291	0.078	0.398
B・2	1.05	1.10	1.09	0.264	0.204	1.938
B・3	1.06	1.05	1.04	0.309	0.176	0.773
B・4	1.05	1.06	1.05	0.310	0.209	1.125

これらの計算結果からつぎの示唆を読みとることができよう。

(イ) Q が R より大なる場合は λ の値は小、逆は逆であ

る。A・2 の 1.582 に対して A・1 の 0.319、A・4 の 0.900 に対して A・3 の 0.619、B・2 の 1.938 に対して B・1 の 0.398、B・4 の 1.125 に対して B・3 の 0.773 をそれぞれ比較してみれば、このことは明確である。

(ロ) Q の R に対する相対的上昇は、 s の値に対してあまり大きな変化をもたらさないが、 s_p に対しては退職金に対する影響をとおりかなりの縮小をもたらす。A・2 に対して A・1 は、 Q が R に対比して大幅に上昇しているのに、 s は 0.399 から 0.431 へ小幅に上昇しただけであり、 s_p は 0.317 から 0.198 へかなり大幅な変化をしている。A・4 に対して A・3 は、 s は 0.448 から 0.447 へ微変化しただけなのに、 s_p は 0.323 から 0.296 に縮小している、B・2 と B・1、B・4 と B・3 についても、同様のことがいえる。

(ハ) m が n に対して相対的に延長されると、 λ の値を拡大させ、 s および s_p の値を縮小させる。このことは case A と case B の対応する組合せを比較してみれば明らかである。たとえば B・3 を A・3 に比較してみると、 λ は 0.619 から 0.773 へと拡大し、 s は 0.447 から 0.309 へ、また s_p は 0.296 から 0.176 へそれぞれ縮小しているのではないか。

これらの影響のうち、(ハ) は特に注目し値する。 Q が R より大となると λ の値は縮小する。しかもその開差が大きいほど λ の縮小の幅は大きくなる。利子率よりも貨幣賃金上昇率が高い状況では、活動期のアリを待ちかまえているのはギリギリの老後である。まさにイソップの寓話が否定される非道徳的な世界である。

IV 補足的な吟味

貨幣賃金上昇率が利子率より高くなるような状況の成立条件について、貨幣動学的な吟味を企ててみる。

貨幣経済における成長を考えるために、カルドア型の動学的な生産関数を想定する ((3))。

$$[動学的な生産関数] \quad Y_t = A_0 e^{jt} K_t^\alpha N_t^{1-\alpha} \dots (3 \cdot 1)$$

ここで Y : 産出高; A : 技術水準をあらわす計数; j : 技術進歩率; K : 資本ストック; N : 雇用量; t : 年次; α : 資本の生産弾性値; $1-\alpha$: 労働の生産弾性値である。カルドアはこれを「技術進歩関数」と命名したが、その内実はコブ=ダグラス型生産関数を動学化したものにほかならない。

実質賃金上昇率を q_R とする。これは、物価上昇率を π とするとき、 $q-\pi$ に等しい。均衡状態においては

q_R はつぎのようになる。

$$[\text{実質賃金上昇率}] \quad q_R = \frac{j}{1-\alpha} \quad \dots\dots\dots (3 \cdot 2)$$

実質利子率を r_R とする。これは $r_R = r - \pi$ で示され、均衡状態においてはつぎの関係が成立するとみてよい。

$$[\text{実質利子率}] \quad r_R = \frac{\alpha - d}{k} = \frac{a}{k} \quad \dots\dots\dots (3 \cdot 3)$$

ここで k : 資本係数; d : 社内留保率; $a = \alpha - d$ である。社内留保率 d を考慮した点を除けば、これはセンの展開((4))と同様である。社内留保率を考慮したのは、経験的な資料への適応性を高めるためである。なお r と r_R の関係については〔6〕を参照されたい。

この(3・1)~(3・2)式によって構成されるカルドア=セン型の世界においては、貨幣賃金上昇率と利子率とが等しくなるためには、 $\frac{j^*}{1-\alpha} = \frac{a}{k}$ であり、

$$j^* = \frac{1}{k}[\alpha(1-\alpha)] \quad \dots\dots\dots (3 \cdot 4)$$

でなくてはならない。この技術進歩率の臨界値(j^*)と現実の技術進歩率とを比較して、その大小をもととして、貨幣賃金上昇率が利子率より高くなるか否かを判定することができよう。すなわちつぎのようである。

(i) $j > j^*$ ならば $Q > R$, (ii) $j < j^*$ ならば $Q < R$ である。

(i)が成立する公算が大であるか否かは、 $k, a, \alpha, 1-\alpha$ にプロジブルな数値を代入して j^*, q_R^*, r_R^* の数値を計算し、 q_R, r_R の通常の数値と比較してみるほかはない。仮説的な計算結果はつぎの表3のようである。なお、 $r_R^* = q_R^* = \frac{j^*}{1-\alpha}$ であることを念のためいい添えておく。

表3 q_R^* の試算表

	k	α	$1-\alpha$	a	j^*	$q_R^* = r_R^*$
C・1	2.50	0.40	0.60	0.15	0.036	0.060
C・2	2.50	0.50	0.50	0.25	0.050	0.100
C・3	3.00	0.60	0.40	0.30	0.040	0.100
C・4	3.00	0.70	0.30	0.40	0.040	0.13 $\frac{1}{3}$

プロジブルな q_R^* の数値はいずれも高く、 q_R がこれより高くなる公算は、通常の経済情勢のもとにおいては、少ないといってよいであろう。貨幣賃金上昇率が利子率より高くなるのは、高度成長の過程で特殊な状況が形成されたためであるとみるほかはない。その特殊な状況とはどのようなものか、それを吟味してみよう。

このような特殊な状況は典型的には1960年代以降の日本経済において成立した。これはわれわれの体験しているところである。この日本経済の経験を構成している条件としては、つぎのものが注目される。

- (i) 高度経済成長が生産性の産業間格差の顕著な不均整な産業構造のなかに持ち込まれる。
- (ii) 消費者物価上昇率(p)が卸売物価上昇率(π)より著しく高い。

(i) 労働組合の賃金改訂要求が $q_R + p$ の形でだされ、それが労働力不足と労組の交渉力とによって $b \cdot q_R + c \cdot p$ の形で実現し、この $b \cdot q_R + c \cdot p$ が $q_R + \pi$ より大となる。これは p が q_R に比較してはなはだ高い場合には成立するはずである((5))。

(ii) 金融市場においては労組の交渉力はほとんどないといってよく、金融機関に対して利子率を $r_R + p$ の形で要求する仕組みもなく、利子率は金融機関と企業のあいだで $r_R + \pi$ の形で決定される((6))。

このようにして貨幣賃金上昇率は利子率より高くなってきて、活動期のアリがいかに養老貯蓄につとめても、かれらを待ちかまえているのはギリギリの老後であることになる。このような事態を防止するためには、老齡年金の充実を図るほかはない。老齡年金は養老貯蓄に比較した場合、どのような条件を制度的に造成していくとみてよいか。それを吟味してみよう。

V 養老貯蓄と老齡年金

養老貯蓄は貨幣経済においておこなわれ、老齡年金は貨幣経済のなかに実物経済の世界を造成していくものとみてよい。両者の関連を明らかにするために、貨幣経済から実物経済への転換が容易な $Q = R$ の特殊なケースにおける養老貯蓄のモデルを想定して、これを手掛りとしてその関連の解明を企てる。

この特殊なケースにおいては、 $(m+1)$ 年次に計画される老後生活費総額(W)と養老貯蓄総額(S)とは

$$W = \lambda n w_{m+1} \quad \dots\dots\dots (4 \cdot 1)$$

$$S = s m w_{m+1} \quad \dots\dots\dots (4 \cdot 2)$$

となる。 $(m+1)$ 年次に換算される活動期(i 年)の賃金(w_i)も老後の計算上の賃金(w_*)も、それぞれの換算率($\frac{R}{Q}$ および $\frac{Q}{R}$)が1になって、いずれも w_{m+1} と等しくなるからである。

(4・1)式と(4・2)式から養老貯蓄のわく組みは、

$$\frac{s}{\lambda} = \frac{n}{m} \quad \dots\dots\dots (4 \cdot 3)$$

と簡明な形で与えられる。

貯蓄行動式 (1・7) 式, すなわち,

$$c_t = d c_1 \left[1 - \varepsilon \left\{ 1 - \left(\frac{T}{R} \right)^{k-i} \right\} \right] \dots\dots\dots (4 \cdot 4)$$

をこの (4・3) 式と連立させれば, この特殊なケースにおける養老貯蓄のモデルが成立する。

このモデルの誘導形はつぎのようになる。

$$\left\{ \begin{array}{l} s = n \div \left[n + m \left\{ 1 - \varepsilon \left\{ 1 - \left(\frac{T}{R} \right)^{m+n/2} \right\} \right\} \right] \dots\dots\dots (4 \cdot 5) \\ \lambda = \frac{m}{n} s \dots\dots\dots (4 \cdot 6) \end{array} \right.$$

このモデルを老齡年金に近接させるために, 取引 (情報) コストが貯蓄の運用に関してゼロであるとの想定を追加する。公的な老齡年金においては, 資格要件をみたしたものの全員加入の強制を伴うので, 金融的資産の選択的保有をおこなう余地はなく, 取引 (情報) コストは明らかにゼロであるからである。この条件のもとでは (4・5) 式から明らかなように貯蓄率は極小値をとる。この $s_{\min}$ とこれに対応する λ とはつぎのようになる。

$$\left\{ \begin{array}{l} s_{\min} = \frac{n}{m+n} \dots\dots\dots (4 \cdot 7) \\ \lambda = \frac{m}{m+n} \dots\dots\dots (4 \cdot 8) \end{array} \right.$$

ここでは m と n とが戦略的な重要さをもつこととなる。 m および n の計数に対応する s, s_p, λ の値はつぎのようになる。

表 4 特殊なケースの s, s_p, λ の仮説的計算

	m	n	s	s_p	λ
D・1	25	15	0.375	0.2875	0.625
D・2	30	10	0.250	0.1625	0.750

このように $Q=R$ および $R=T$ の条件を制度的に

造成すれば, 養老貯蓄は老齡年金に転換する。なおつぎの諸点に注目しておこう。

- (i) S と W の同時化 (synchronization), J. B. クラーク=フランク・ナイト型のそれを成就することによって, 貨幣経済は実物経済へ転換し, 養老貯蓄は老齡年金に接近する。
- (ii) 貯蓄年数 m と老後年数 n とは保険加入者数と年金受給者数に転化する。 m と n の相対的大きさが戦略的変数となるが, この変数は年金受給開始年齢を調整することによって適正化することが可能である。
- (iii) 貯蓄は公労使3者が負担するので, 労働者の負担は政策的に調整できる。
- (iv) 老齡年金が貨幣経済のなかに実物経済の世界を構築するといっても, 制度は一挙に成熟するものでもないから, 成熟にいたる移行の過程においては, 貨幣賃金上昇率と利子率との相対的変動にさらされる養老貯蓄と類同の問題に対処していかななくてはならない。制度の成熟といっても, これは理念的なもので, 貨幣経済の条件に攪乱される移行期が現実の姿になるであろう。ここでの吟味は移行期にはそのままの形ではあてはまらない。念のため注記しておく。

Reference

- 1) R. H. Harrod, *Towards a Dynamic Economics*, 1948.
- 2) J. D. V. Graafl, 'Mr. Harrod on Hump Saving,' *Economica*, Feb., 1950.
- 3) Nicholas Kaldor, 'A Model of Economic Growth', *Economic Journal*, Dec., 1957.
- 4) A. K. Sen, 'The Money Rate of Interest in the Pure Theory of Growth', F. H. Hahn and F. R. R. Brechling, ed, *The Theory of Interest Rates*, 1966.
- 5) 馬場啓之助稿「賃金争議と労使関係」1966.
- 6) Robert A. Mundell, *Monetary Theory: Inflation, Interest, and Growth in the World Economy*, 1971.

公害による社会的費用(=社会的損失)の 個人的消費への転稼

——江東デルタ地域の公害と家計——

大 本 圭 野

は じ め に

資本主義社会における労働者の生活は、歴史的に賃金上昇、所得再分配の拡大を軸として展開してきた。現代のわが国では、国家財政が産業基盤に向けられている結果、生活基盤は貧困化し、生活環境が悪化するという現象を顕著にしている。特にそれは、昭和30年代以後の高度経済成長のもとに一層拡大し、矛盾を露呈している。その結果、賃金は上昇しても生活はよくなるという状態を示している。宮本憲一は『社会資本論』において環境破壊による新しい貧困を論じているが、このような新しい貧困(社会的共同消費手段の不足)は、実質賃金の引下げに構造的に結びついているといえよう。それゆえ、生活の物的基盤の整備なしに賃上げを行っただけでは実質的生活水準は上昇しないと考えられる。

労働力再生産費は、主に賃金(所得)によってカバーされているが、それを補完する意味でニードに応じて、社会保障制度(医療、年金、失業、労災)が所得再分配の役割を果たしている。このように、これまで、生活水準の確保と貧困の解消は、賃金と社会保障給付によって達成されようとしてきた。しかし、現代においては、公害や社会的共同消費手段の不備不足によって生活環境の悪化が増大し、それが、実質的生活水準を低下させるという事態を多くまねいている。たとえば、公害による治療費、住宅難による高家賃の支出等が家計を圧迫している。現代における生活水準は、(1)賃金、(2)社会保障給付、(3)社会的共同消費手段および諸サービスの充実、(4)社会的費用(=社会的損失)の解消の4要素によって基本的に構成されていると考えねばならない。しかし、ここで重要なことは、この4要素はおおの独立した範疇をもつと同時に、相互に転換しあう有機的關係にあるということである。たとえば、マイカーといった個人的消費手段に頼らねばならぬ場合は、高い賃金も実質的意味をもたないが、公共交通機関というサービスが充実すれば、交通費の家計負担は小さく実質賃金を上げる。現在、この4者の関

係は必ずしも十分に明らかになっていない。本論は、こうしたなかで、第4の公害による環境悪化が地域居住者の家計にどのような影響をもたらしているかを明らかにしようとするものであり、公害による社会的費用(=社会的損失)の個人負担への転稼が実質賃金あるいは実質生活費の切下げにつながるという命題(つまり他の3要素との関係)を実態調査によって明らかにしようとするものである。なお、この小論は、試論段階ともいえるべきものであるが、一応の問題提起としてここに報告したい。

I 公害による社会的費用(=社会的損失)

社会的費用という概念が理論的に構成されたのは K. W. カップによってである。カップは社会的費用を次のように定義している。「社会的費用とは、生産過程の結果として、第三者や社会が被害をうけ、私的企業家が責任をとらない、あらゆる有害な結果や損失である」¹⁾。このような社会的費用はどうして発生するのか、それは、「私利を追求する経済制度の必然的結果として生ずる」²⁾としている。また、宮本憲一によると、「社会的共同消費手段が絶対的相対的に節約される結果、都市労働者の生活の一般的条件は破壊され、次のような生活困難や社会問題が発生する。その結果社会的に損失をもたらす。つまり、社会的共同消費の不足によっておこる損失である」³⁾。

(イ)住宅の不足、地価・建築費高騰による住宅費の上昇と住宅建築の困難、(ロ)交通マヒ・事故、通勤・通学難、交通費の増大、(ハ)公害(大気汚染、水汚染、騒音、振動、地盤沈下、水不足等)の増大と社会的原因をもつ自然災害の発生、(ニ)清掃事業の停滞による生活環境の悪化、(ホ)教育・道德の低下、青少年の非行・犯罪、(ヘ)伝染病の発

注 1) K. W. カップ著、篠原泰三訳『私的企業と社会的費用』岩波書店、1950。

2) 同上。

3) 宮本憲一『社会資本論』。

生、(ト)失業者街＝スラム街の膨脹、このような生活困難が市民全体にあらわれるようになった。これが資本制蓄積の一般的傾向としての貧困化の一現象である。」としている。

しかし、社会的費用は、その内容からいって、(1)都市生活施設の不足による社会的損失と(2)公害の被害による損失を分けて考える必要がある。(1)は、資本・人口の都市集中に対して社会的労働手段、社会的消費手段の不足、都市行政の失敗による損失等であり、「都市問題」の大部分はこれに含まれる。(2)は産業資本の運動に付随して発生する社会的損失であり、大部分の公害はこれに含まれる。

資本主義の構造的矛盾が激化した現在において、公害による被害は莫大なものである。わが国では、被害の典型的なものとして水俣病、イタイイタイ病、四日市ぜん息等の問題がある。これは公害被害の極致であるが、大気汚染、水質汚濁、騒音・振動、悪臭等の被害程度の軽いものは、全国的な広がりをもった地域問題として起こっている。都市化され工業化された地域に居住することは、これらの被害からまぬがれない状態となっている。

公害による社会的損失は、基本的にわれわれの環境から除去しなければならないものである。それは、公害がわれわれの環境の有機体を駆逐し無機質化して、それ自体修復不可能となってしまうからである。例えば、目の前で木が枯れ、動物が死んでいくなかで、人間の肉体は弾力的であるため被害はストレートにあらわれにくい。しかし、そのなかで肉体は徐々にむしばまれ、気づいたときには再生不能な状態となる。つまり、公害は反生活的要因として人間環境を再生不能にし、人間の肉体も含めた生物生態系を破壊してしまう。

II 公害による社会的費用の個人負担

1. 社会的費用と賃金

公害による損失は、大きく分けて無機体（金属物等の物体）および有機体（人間、植物、生物等）への影響として現われる。最も問題となる直接的被害は、人体への健康障害、疾病等による労働力の老朽化および喪失である。それは、最終的には実質賃金の切下げが行なわれることを意味する。それについて下記の理由によってである。

公害の社会的費用の負担は被害の程度によって異なるのでこれを二つの段階に分けて考えてみよう。

(1) 労働力再生可能な損失の負担

これは、労働力の老朽化が早まるかそのままあるいは

修復しながら労働市場に持ちこみ働いている場合の損失を意味する。健康障害および疾病による医療費支出プラス休職、退職した場合の従来の賃金分が損失となる。例えば、家族のなかで誰か病気になるれば医療費支出が従来の家計に付加される。その部分だけ余分な経費となる。なお、子供がひ弱で一人前の労働者として成長しない場合は、親はいつまでも扶養しなければならない。ライフサイクルを考えると親にとって将来の老後の生活は非常に不安な状態となる。また、妻が病気になり働けなくなれば、特に共働き世帯では家族再生産費は夫と妻でまかなわれていたものが、夫のみによってまかなわれることになり、妻の所得分と医療費分が損失となる。夫が病気になると、休職あるいは職場を休む機会も多くなり、労働時間の短縮により、残業、夜勤手当等も入らなくなる。その分と医療費支出の付加分だけ生活費を引き下げることになる。しかし、労働力を修復しながらでも、公害地域に居住する限り、労働力は老朽化を早めるであろう。人間の生涯所得を考えると、老朽化の早まった分だけ実質賃金の切下げとなる。

(2) 労働力再生不能の場合の損失と負担

公害により労働力が修復不可能となり労働力を喪失した場合は、付加された医療費と生存費分だけ生活費が切り下げられることになる。

2. 公害による社会的費用と社会保障給付

公害の被害が社会保障給付と関連をもつのは、健康障害および疾病等による労働力の修復過程と労働力喪失の場合である。前者は、医療費支出の保険者負担分であり、後者は、生活費の保障部分である。医療費における経済的損失費は家計より出ていく自己負担分と、社会保障の保険者負担部分とからなる。これは、健康保険の加入制度により給付率が異なるが、保険者負担部分は本人の拠出部分と国庫負担および事業主負担であり、本人の拠出部分は家計の社会保障費支出として支払われている。これを逆に考えると、公害に対する保障体系が充実していれば、それだけ被害者の生活を維持可能にしていくものである。

3. 公害による社会的費用と社会的共同消費手段

現代の新しい貧困の一つとして、社会的共同消費手段の不足による生活難があげられている。それは、とくに住宅難、遠距離通勤、上下水道施設の不備、医療施設、教育施設の不足等で都市に顕著に現われている。このような状況のもとでは、公害による被害は二重の意味で生活に問題をもたらす。例えば、東京における、公害つき公営・公団・公社住宅の供給は、公害によって社会的共

同手段さえが満足に充足させえないことを示している。これは、公害の被害と社会的共同消費手段としての公的住宅供給の不備が合体して現われている現象である。しかし、この問題は、たとえ公害つき住宅であってもそこにしか入ることができないという労働条件および住宅問題の背景がある。例えば、立地限定階層（早朝出勤、夜勤労働等労働条件によって居住地が限定される職業階層）においては、遠距離通勤が不可能でその地域に居住せざるをえない場合には公害からは逃げられない。たとえ郊外に脱出したところで職場には公害被害が存在し、本質的問題の解決にはならない。

また、公害つき公共住宅は、入居の競争率も低く、家賃も安い。4.5畳1間の木質アパートに家族5人もが生活する世帯では、このような家賃が安く風呂・水洗便所つき、2～3室もある公営・公団住宅であるなら、公害つき住宅でも住まざるをえない。これは、社会全体の住宅供給不足の問題からくる現象である。あるいは、公害を逃れるために他の地域に脱出したところで高い家賃、狭い家に住まざるをえない。公害で身体をむしばめることにより代価を支払うか、公害地域から脱出し、狭い家、高い家賃を支払うかのいずれかである。

4. 賃金、社会保障、社会的共同消費手段と公害による社会的費用の関係

現代社会では、図1に示すように労働力再生産（＝生活者）は四つの要素により形成されており、その4者は相対的關係にある。A賃金は、妻のパート、内職、共稼ぎ等の労働力の価値分割による賃金の低下そのもの自体

が問題となるが、同様にBの不充実、Cの不足、D公害の存在がそれぞれ実質の生活を下げる。同時に、AとDの関係、BとD、CとDの関係においてもそれぞれが相互に実質の価値を下げる。

上記1～3に述べたように、労働者の生活は賃金が低く、社会保障給付および福祉サービスおよび社会的共同消費手段の不足によって生活の圧迫が大きく、三重の意味で生活難をまねいていることになる。そのうえ公害の被害による個人負担が高めば、労働力再生費の低下は極致にいたる。これを実証する一例として48年12月24日に起こった例を新聞の切抜きでみてみよう。

悲し“公害疎開”（川崎から千葉へ）父子3人焼け死ぬ——建売返済に迫られ、妻はバーでパートの留守中——

千葉県東庄町で24日未明、熟睡中の父子3人が焼死する悲惨な事故が起きた。この一家は、川崎市川崎区四谷上町でアパート住まいをしていた。同所は、臨海工業地帯を目とハナの先にした大気汚染公害の指定地域。川崎市の調べでは、一家は公害病指定患者ではなかったが、長男（10歳）は幼いころからぜん息に苦しみ、たまりかねて妻の実家の近くに建売を買い、治療をかねて“公害疎開”して来た。妻は建売の返済のために夜働きに出ていた。

（『読売新聞』、昭 48.12.24.）

これは、まさに夫の賃金の低さ、住宅の問題、公害補償等の問題をもつ事件であり、A、B、C、Dの4者が合体した結果の生活破綻であるとみなされよう。

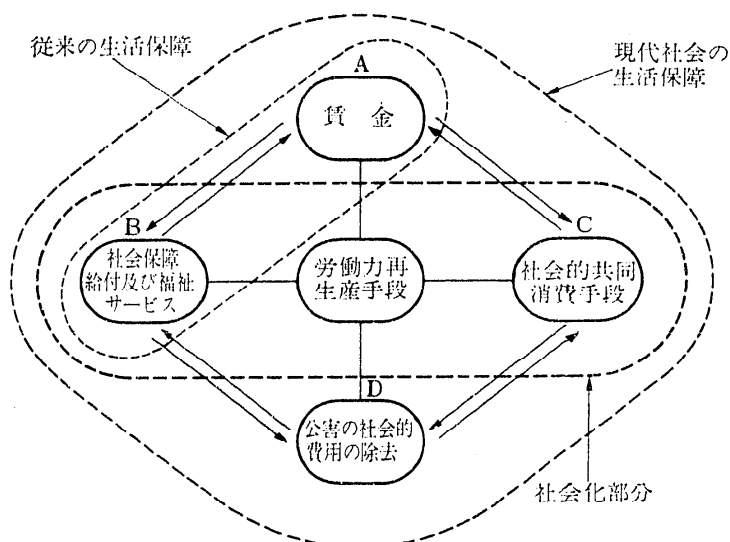


図1 生活モデル

労働者の生活をよりよくする方法は、従来、賃金・労働条件に対する諸要求として労働運動の展開によって獲得されてきた。一方、最近の生活環境改善の諸要求は、市民運動、住民運動として展開している。それらの運動体は、それぞれが独自に活動を行ない、以上に述べた諸側面の個別の要求として展開している。だが本来的に考えると、生活者の生活改善要求として、両者は統一した一体の運動として考えられねばならない。現在の労働運動は賃上げ労働条件獲得闘争のみに、社会保障分野では社会保障充実のみに、また市民運動では都市生活の利便性、環境改善要求のみに、公害反対運動はそれをなくす運動のみという単一目的の運動に終始している。しかし、それらは本来有機的につながった問題であり、生活をよりよくしていくという観点から、それらを統一する論理と運動の構造を解明していかなければならないことが、以前考察から指摘しうる。

III 公害の社会的費用の個人負担に関する分析視点

社会的費用の個人負担への転稼に関する分析にあたって、社会的費用の個人負担への転稼をどのようにとらえるかが問題接近の鍵である。問題を解くための若干の分析視点を検討してみよう。

1. 経済的損失 (monetary) と非経済的損失 (non-monetary) の対応関係における評価

公害による被害の損失が生活に及ぼす影響は、(イ)家計における貨幣的支出として計測可能な部分と(ロ)貨幣的価値尺度で計測不可能な部分の2側面において存在する⁴⁾。(イ)は病気による医療費・薬代等の支出した金額、植木・家畜・鳥などの被害額、家屋・家具等の変色したために使用したペンキ・ニス等の費用、公害により洗濯がふえ、それに伴う物品の特別購入費、公害により引越したり別に家を持ったための費用、公害から逃れるためのレクリエーション費用、公害を防止するための空気清浄器、電気掃除機等の家具什器類の購入費等直接および間接的に家計において生活費の増大、生活環境の損傷として経済的損失部分が評価可能である。(ロ)は騒音・振動によってイライラする、熟睡できない、食欲がない、気分が悪くなる、血圧が上がる、話すとき大声を出す、悪臭によって吐気をもよおす、不愉快、大気汚染によって健康障害および疾病にかかる、まわりの草木が枯れ、小鳥が死に、景観が索漠とするなど貨幣単位で表示不可能な状態を示す。(イ)と(ロ)は相互関係しながら生活に負担を生じる。

4) 布施好夫「公害による経済的損失」『ジュリスト』1970.

貨幣的に評価された値は、公害の影響の一部分を表現するにすぎない。問題はその評価額がどういう意味をもつ数字であるかである。例えば、医療費が0円という数値が出されたとき、健康であるため医療費が不必要で0円であるのか、重い病気であるが収入が少ないため支払えなくて0円なのか、軽い病気であるため我慢して0円であるのか、その数字のもつ意味が全く異なる。(イ)の貨幣的数値を説明あるいは意味するためには、(ロ)の非貨幣的部分をとらえておかなければ(イ)を説明できないであろう。もし、非経済的側面をとらずして経済的損失部分を評価することは危険なことである。両者の対応関係でとらえていく視点が必要である。

2. 階層的視点

公害による被害および被害に対する意識は、階層によって異なっている。例えば、低所得階層では、経済的に公害の予防費が出しにくいことから公害の被害をストレートに受ける率が高い。また被害を受け損失があった場合でもそれを修復する負担能力がなければ、そのまま放置してしまう。健康障害があった場合でも、発病し病状の悪化が進行しどうしようもなくなって医者に行く。そこで初めて医療費支出が行なわれる。公害に対する予防、防衛費が生活のなかから捻出不可能な階層では、公害をもろに受けざるをえない。捻出可能な階層においては、予防投資を行ない直接に公害の被害を受けない地域に脱出してしまふ。また人間の身体は弾力性が大きいいため、公害の被害に対して反応が遅い。木が枯れ、草が生えなく、動物が死んでも、人間は一見何の障害もないかのように生きている、その間に肉体は徐々にむしばまれている。人間の物理的問題だけでなく、公害に対する意識においてすら、無自覚、あきらめ等から、意識が陰蔽されてしまう階層がある。明らかに公害によって健康が破壊されていながらも、慢性化しそれが公害によるものかあるいは、健康が害されていることすら自覚できない階層がある。意識が陰蔽される構造を階層的にとらえていかなば、公害に対する運動論はほど遠い存在となる。

IV 江東デルタ地域における公害家計調査

調査の目的

東京都内で公害の最もひどいとされている江東デルタ地域において、(1)家計において公害被害の経済的損失額を算定することであり、(2)公害被害による支出が家計構造にどのような影響を及ぼすかの2点について明らかにするものである。

調査対象

まず江東デルタ地域内（江東区、墨田区、江戸川区）の小学校 70 のなかからランダムに 13 校区を抽出し、これらの学校の 3 年および 4 年に在学する全児童の所属する世帯の 3,340 の児童数を対象に公害実態調査のための公害アンケート調査⁵⁾を行なった。そのなかから、世帯主が勤労者で、核家族 4 人世帯（長子が 18 歳未満で就学中のもの）である世帯を 90 世帯抽出し調査対象とした。最終有効世帯は 79 世帯となった。4 人核家族の勤労世帯を選んだ理由は、(1)家計費をみる場合、家族構成からの家計への影響を捨象するため平均的な 4 人核家族に統一した。就労関係については、自営業とか多就労家族になると家計調査が技術上困難となるため勤労者のみを行なった。(2)公害による健康への影響を最も受けやすい、身体的に抵抗力の小さい年齢層である小学生を中心に世帯を選出した。

調査方法

あらかじめ郵送で家計調査を行なう旨の承諾を取り、調査員が依頼説明に家庭訪問し、家計簿を毎日記帳してもらった。

調査期間

昭和 47 年 10 月 1 日～11 月 30 日の 2 ヶ月間調査を行なった。特に、調査時期については家計の年平均値に近い 10 月、11 月を選んだ。

調査の内容

家計調査とそれに付帯する世帯の状況を知るための「世帯調査」および「公害に関する健康調査」(BMCR の調査項目を簡略化したもの)を同時に行なった。

家計簿の様式は、公害によって影響を受けるとみなされる家計費目を取り出すために、(1)公害によって支出されたとみなされる主観的な観点からみた公害関連費項目を作成した、(2)個人別家計調査方式をとり、(3)毎日の家計支出に対応して、公害日誌（毎日の公害の状況、健康の状況、外出の有無）を記帳してもらった。

公害によって支出されたとみなされる公害関連費とは以下のものとみなした。

(イ)大気汚染、排気ガス等による健康障害とくに呼吸系の障害による医療関連支出：医療費（直接治療費、買薬およびその他衛生材料費）、通院のための交通・通信費、飲食物費（医師から指示された食事、特定の保健栄養食物、通院外食、おやつ等）、その他支出（通院のため子供を預けたり、留守番をしてもらう等の謝礼、おもちゃ等）を示す。

(ロ)レジャー関連費：大気汚染・悪臭・排気ガス・騒音・振動等の公害から逃れるためのレジャー外出費。

レジャー用交通・通信費、娯楽費、飲食物費、その他これに伴う支出を示す。

(ハ)設備・修繕費：地盤沈下・振動・大気汚染等による家屋の被害を修繕するための費用の算出。家屋修繕のための材料費、修繕手間代、公害被害の防衛のための家具什器（空気清浄器、クーラー、ジュース等の購入）の支出。

(ニ)汚れ物の洗濯代：大気汚染による汚れ物の洗濯代の増加の算出。

(ホ)預金：公害地域から脱出するため、あるいは公害から身体を守るために必要な預金。

これら(イ)から(ホ)までの 5 点を、公害によって支出される費用とみなした。家計簿記帳者がこれらのうち公害と意識した項目について、家計簿のなかの公害関連欄に○印を記入してもらった。

結果の分析

1. 公害の状況

公害アンケート調査の結果、江東デルタ地域内の公害は、大気汚染、振動・騒音、悪臭、侵水、地盤沈下等が発生しており、それらが複合した形で出現している。大気汚染に関しては、表 1 に示すように(イ)空気の汚れがひどいと思っているものが 38.2% あり、きれいだと思っているものは 0.5% しかない。(ロ)洗濯物がしばしば汚れるものが 15.0%、汚れることがあるものが 39.6%、そのうち洗濯をしないことがあるものが 22.7% ある。振動・騒音に関して、(ハ)常に悩まされているものが 22.5%、時々悩まされているものが 35.6% ある。(ニ)振動・騒音のため熟睡できないものが 22.5%、寝つきが悪いもの 22.5%、イライラしているものが 40.7% ある。悪臭に関して、(ホ)常に悩まされているものが 7.9%、時々悩まされるものが 44.1% ある。公害全般に関して、(イ)公害が原因で病気になったことのあるものが 19.6% ある。(ロ)公害を逃れる目的で家族そろって 1 泊以上の旅行に出るものが 25.3% ある。以上からも、住民の約半数は被害意識をもっていると思われる。このような地域の状況のなかで、以下住民の公害被害と生活の関係を家計調査、健康調査を通じて分析を行なった。

2. 公害に関する健康調査の結果

フレッチャーの判定にもとづいた大気汚染による公害関連病とは、ぜん息、慢性気管支炎、1 年のうち 3 ヶ月以上咳がつづく (C₃)、1 年のうち 3 ヶ月以上たんがつづく (S₃)、および持続性咳痰有症者 (C₃S₃) である者とし

5) 東京都公害研究所「公害による経済的損失の評価 II」昭和 48 年 10 月。

表 1 江東デルタ地域における公害の被害状況（公害アンケート調査による*）

1. 大気汚染について

空 気 の 汚 れ				洗 濯 物 の 汚 れ						
ひどい	それほどでない	きれい	不明	しばしばある	汚れることがある	外にほせない	しなおすことがある	しなおすほどでない	汚れない	無回答
38.2%	43.2	0.5	18.1	15.0	39.6	3.9	22.7	64.9	31.6	13.8

2. 振動・騒音について

常に悩まされる	時々悩まされる	そ の 状 態					そ の 対 策		悩まされない	無 回 答
		熟睡不能	寝つきが悪い	大声が必要	イライラする	子供が落着かず	窓をしめる	なにもしない		
22.5%	35.6	22.5	31.3	29.1	40.7	16.1	54.8	24.0	23.4	18.5

3. 悪臭について

常に悩まされる	時々悩まされる	そ の 状 態			そ の 対 策				悩まされない	無 回 答
		食欲不振	はき気	気分が悪い	窓をしめる	防臭剤を使う	外出	なにもしない		
7.9%	44.1	19.8	11.9	68.4	72.7	11.9	4.1	18.4	24.6	23.4

4. 浸水について

道路冠水	床下浸水	床上浸水	な い
77.8	8.3	2.2	30.8

* 「公害による経済的損失の評価Ⅱ」p. 21～42.

た⁶⁾。これらが大気汚染との直接の因果関係は不明であるが、大気汚染の影響を疾病という次元でとらえることよりも、健康障害という次元で把握していくことが必要だと思われるためあえて C_3 , S_3 , C_3S_3 をも含めて公害関連病とした。

表2は、調査対象者の年齢階層別における公害関連病の発生状況を示したものである。公害関連病である者は成人においては16.5%、18歳未満の子供については12.0%の発生率である。年齢階層別にみると子供については体力的に抵抗力の小さい、低い年齢層に発生率が高い傾向を示す。

家計費のなかで公害被害による支出が調査期間中に最も典型的な形で継続的にあらわれてくるのは、健康障害からくる医療費支出と考えられる。そのために健康の程度に応じて世帯のグループ集計を行なった。病名の判定には種々問題はある、しかし、一応客観的な基準とみなして以下のように分類を行なった。Ⅰ「公害関連病あり世帯」とは、フレッチャーの判定にもとづいた公害に関

表 2 年齢階層別の調査対象人員と公害関連病患者数

年 齢 階 層	子 供				
	計	0～5歳	6～10	11～14	15～18
人 員					
総数 (公害関連病)患者数	158(19)	22(4)	119(14)	13(1)	4(0)
公害関連病患者発生率	12.03%	18.18	11.76	7.69	0

年 齢 階 層	成 人						
	計	20～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50歳～
人 員							
総数 (公害関連病)患者数	158(26)	2(1)	32(8)	77(10)	41(6)	5(1)	1(0)
公害関連病患者発生率	16.46%	50.00	25.00	12.99	14.63	20.00	0
男	79(14)	0(0)	6(3)	38(4)	31(6)	3(1)	1(0)
女	79(12)	2(1)	26(5)	39(6)	10(0)	2(0)	0(0)

連する病人のいる世帯を示す。Ⅱ「公害関連病と否定できない世帯」とは、調査期間中に公害の関連病ではないが風邪をひくと長びく、扁桃腺炎、扁桃腺肥大、咳が出る等と上気道に関する疾患が発生した者が世帯員のなかにある場合を示す。これについては、家計簿の健康欄の健康状況、通院状況等から判定を行なった。これは、あくまでも主観的な観察であって医学的専門の診断にもと

6) 丸屋、安賀、橋本、工藤著『大気汚染と健康』新日本新書。

表 3 公害関連病関係からみた世帯分類

	調査世帯 合 計	I 公害関連病あり世帯		II 公害関連 病と否定で きない世帯	III 公害関連病なし世帯		
		医療費支出 あり世帯	医療費支出 なし世帯		医療費支出 あり世帯	医療費支出 なし世帯	
世 帯 数	79	31	25	6	25	23	17
構 成 比	100.0%	39.2	31.6	7.6	31.7	29.1	21.6

づくものではない。Ⅲ「公害関連病なし世帯」はⅠおよびⅡ以外の世帯、つまり公害に関する疾患あるいは兆候が世帯員のなかに1人もない世帯を示す。表3に示すようにⅠは31世帯、Ⅱは25世帯、Ⅲは23世帯で三者がだいたい均等に分布している。

3. 公害関連支出の有無別からみた世帯分布

家計調査において、家計の各支出費目が公害関係支出として支出されたものであるか否かを家計簿に記帳してもらった。その際の判定はあくまでも記帳者の主観に委ねた。その結果表4に示すように、家計支出中公害関係費のある世帯は全体のうち27% (21世帯) である。

表 4 公害関連病支出のあり、なしによる世帯分類

調査世帯数	I 公害関連費用あり世帯			II 公害関連 費用なし 世帯
	公害費用 2,000円以上	公害費用 2,000円以下		
79	21	8	13	58
100.0%	26.6	10.1	16.5	73.4

4. 公害関連病、公害関連費用の有無別にみた月平均医療関係費

(1) 公害関連病あり、なし世帯別による医療関係費

公害関連病のある世帯と、なし世帯における家計のなかで医療関係費支出がどのような支出割合を示すかみてみよう。ここで用いる医療関係費とは、医療保健費 (=

直接治療費、買薬費および衛生材料その他医療費) と医療にかかるときの通院交通費を加えたものである。

医療関係費：表5に示すように調査全世帯平均は、月平均支出額3,241円であるが、公害関連病あり世帯では4,626円、公害関連病と否定できない世帯では2,934円、公害関連病なし世帯では1,706円である。これらの支出状況からみても、家族のなかで1人でも公害関連病疾患をもつ者がいる世帯では、いない世帯に比べ医療関係費が約2,900円も多く支出されていることが明らかである。このことから、医療費に関して家計から支出される金額をとってみただけでもこれだけの支出差がみられる。病気と公害との因果関係は不鮮明ではあるが、健康が害されていることは明らかな事実である。このことから、両者の差の2,900円は家計にとっては本来支出しなくてもよい余計な支出として負担されていることになる。この問題をより鮮明に出すために、公害関連病あり世帯のなかでも医療費が支出されている世帯のみを取り出し医療関係費をみると、5,546円の支出がみられる。公害関連病なし世帯で他の病気のために医療費の支出されている世帯のそれは2,135円で、両者の支出は3,411円である。その差はより一層高くあらわれている。それだけ公害によって健康を害された世帯では医療関連支出の負担が大きく他の家計費目支出に圧迫を及ぼすことになるであろう。

表 5 公害関連病関係別にみた月平均医療関係費

	全世帯平均		I 公害関連病 あり世帯		II 公害関連病 と否定でき ない世帯		III 公害関連病 なし世帯		再 掲			
									I 公害関連病あり 世帯	II 公害関連病なし 世帯	I 公害関連病あり 世帯	II 公害関連病なし 世帯
	円	%	円	%	円	%	円	%	円	%	円	%
消費支出*	114,452	100.0	118,369	100.0	110,924	100.0	113,007	100.0	118,127	100.0	113,121	100.0
医療関係費(1)+(2)	3,241	2.83	4,626	3.91	2,934	2.65	1,706	1.51	5,546	4.69	2,135	1.88
(1) 医療保健費	3,001	2.62	4,216	3.56	2,791	2.52	1,591	1.41	5,152	4.36	2,019	1.77
直接治療費	2,214	1.93	3,253	2.75	2,084	1.88	950	0.84	3,981	3.37	1,257	1.11
買薬費	675	0.59	855	0.75	572	0.52	546	0.48	1,046	0.89	647	0.57
その他	112	0.10	108	0.09	135	0.12	95	0.08	125	0.11	107	0.09
(2) 通院交通費	240	0.21	410	0.35	143	0.13	115	0.10	394	0.33	116	0.10

(注) * ここで取扱う消費支出とは家賃・地代を差し引いたものである。それは、各グループによって住宅所有関係の分布が違っているため、家賃・地代も違ってくる。その違いが、家計に大きな比重をなすため、本来は、住宅所有関係を一律にすることが望ましいが、本調査ではそれは不可能である。それゆえ、本分析にあたっては、家賃・地代を消費支出から除いて、各グループの比較を行なう。

これら医療関係費の消費支出に対する割合をみると、公害関連病あり世帯では3.9%を占めるが、公害関連病なし世帯で1.5%であり、前者は明らかに家計への負担割合の大きいことを示す。特に、公害関連病あり世帯のうち医療支出のある世帯では4.7%であり、なし世帯に比べ家計の負担の差はより大きくなる。

医療・保健費：医療関係費のなかで最も大きな支出割合を占めているのは、医療・保健費であり、特にそのなかでも直接治療費つまり治療のための診療費である。公害関連病あり世帯では直接治療費3,253円であり、公害関連病なし世帯では950円で両者の差は2,300円である。なお、公害関連病あり世帯では直接治療費の医療保健費に占める割合は77.2%であるのに比べ、公害関連病なし世帯では59.7%である。また、買薬についてはあり世帯では20.3%であるが、なし世帯では34.3%で、あり世帯では直接治療費の支出ウエイトが大きい、なし世帯では買薬のほうに支出のウエイトが移っている傾向を示す。

通院交通費：通院交通費の支出金額そのものはきわめて少額なものである。全世帯平均では月240円の支出であるが、公害関連病あり世帯では410円、なし世帯では115円である。わずかではあるが、通院交通費においても公害関連病あり世帯ではその支出額はなし世帯に比べて高い値を示す。

以上みてきたように、直接治療費、買薬費、および通院交通費のすべての費用において、公害による健康障害を受けた世帯ではそれだけ余分の多くの支出を余儀なくされていることが明らかである。

(2) 公害関連費用の有無別にみた月平均医療関係費および公害費用

表4に示す分類にもとづいて(1)と同様な分析を行なった。

医療関係費：表6に示すように公害関連費あり世帯で

は月平均5,189円の支出がみられる。公害関連費なし世帯では3,828円の支出であり、公害の影響によって家計支出があると意識した世帯では、医療関係費が高く支出されている。とくに費用あり世帯の中でも公害費用2,000円以上世帯については、7,807円の支出がみられる。意識の点からみた場合でも、公害費用ありと感じた世帯では、感じた通りに本来支払わなくてもいい支出を余儀なくされていることが認められる。

これらの医療関係費の消費支出に対する割合をみると、なし世帯では34.1%であるのに対して、あり世帯では41.7%という差が認められる。これが2,000円以上世帯では62.2%ときわめて高い割合で支出されている。これらの差額分だけ家計のしわ寄せとなって他の家計費目に影響を及ぼすのではないと思われる。

医療・保健費：医療関係費のなかで最も大きなウエイトをもっているのは医療・保健費で、特にそのなかでも直接治療費が高い。公害関連費あり世帯のそれは3,850円で、なし世帯は2,213円である。その差は大きい、医療・保健費に対する割合をみるとあり世帯では直接治療費の割合が高いが、なし世帯では買薬の割合が高い傾向を示す。公害費用の支出があると意識した世帯では直接医者にかかる費用が多く必要とされていることを示す。

次に、公害関連費用あり世帯において、公害費用と意識され実際に支出された費用の内容をみてみると、表7に示すように公害費用は月平均2,443円支出されていることになる。その内訳は、80%が医療・保健費である。とくに公害関連費用2,000円以上世帯では5,214円も支出されている。その内訳は前述と同様に80%は医療・保健費である。毎月、公害費用として5,000円近くも経常的に支出されることは家計にとってはその分だけ余分の支出となり家計の負担となろう。

なお、平均的にみて公害費用として2,500円近くが支

表6 公害関連費用あり、なし別にみた月平均医療関係費

	公害関連費あり世帯		公害関連費なし世帯		公害関連費あり世帯（再掲）			
					公害費用2,000円以上		公害費用2,000円以下	
	円	%	円	%	円	%	円	%
消費支出*	124,479	100.0	112,121	100.0	125,486	100.0	123,859	100.0
医療関係費(1)+(2)	5,189	4.17	3,828	3.41	7,807	6.22	3,579	2.89
(1)医療・保健費	4,858	3.90	3,001	2.68	7,244	5.77	3,390	2.74
直接治療費	3,850	3.09	2,213	1.98	5,947	4.74	2,560	2.07
買薬費	937	0.75	675	0.60	1,198	0.95	776	0.63
その他	71	0.06	112	0.10	99	0.08	54	0.04
(2)通院交通費	331	0.27	827	0.74	563	0.45	189	0.15

(注) *表3～5同様。

	公害関連費用 あり世帯		公害関連費用 2,000円以上 世帯		公害関連費用 2,000円以下 世帯	
		公害 費用		公害 費用		公害 費用
消費支出*	124,479	2,443	125,486	5,214	123,859	737
食料費	52,093	228	51,684	362	52,345	146
医療保健費	4,858	1,930	7,244	4,224	3,390	518
直接治療費	3,850	1,566	5,947	3,619	2,560	302
買薬費	937	363	1,198	601	776	217
衛生材料 その他	71	0	99	0	54	0
交通通信費	5,895	229	6,196	543	5,710	36
通院費	331	95	563	250	189	0
レジャー用	915	121	1,221	259	727	36
教育費	6,831	13	7,522	0	6,406	21
教養娯楽費	9,155	20	7,695	52	10,054	0
レジャー 関連費	3,079	12	2,080	31	3,694	0

出される金額は、表5 においての公害関連病あり世帯となし世帯の医療関係費の差が約2,900 円であるのとほぼ一致している。ほぼ公害費用として平均的に支出されるのは月2,500 円から3,000 円ぐらいと推定されうる。その分だけ家計では消費に充当できない費用である。

一般的には、家計における医療費の支出弾力性は小さい。例えば、総理府「家計調査」45年資料にもとづくと

ここでは、調査対象世帯の消費支出と医療費がどのような関係にあるか、その分布を示したものが図2である。図にみるように、医療費と消費支出の関係は明確な相関関係は見出せない。消費支出の大きさに関係なく医療費が支出されている。これは、病気になれば所得の高低に関係なく医者にかかり、医療費を支出せねばならぬことを示す（図の公害関連病なしとは公害関連病と否定できない世帯を含む）。とくに、公害関連病あり世帯では消費支出の高低に関係なく医療費を多く支出している。そのなかでも医療費 5,000 円以上を支出している世帯では、特殊な歯科関係、もう腸手術を除いてはすべて家族のうち2人以上が公害関連病の患者をもっている世帯である。このことからでも、公害に関係する健康障害を起こすといかに多くの医療費が必要とされるかがわかる。それは、収入（消費支出）には関係なく支出されているため、同じ医療費支出をした場合には低い収入階層では医療費の家計に対する圧迫は高くなるであろう。

公害関連費用あり
 { ◎ 公害関連病あり
 ○ 公害関連病なし ..

公害関連費用なし
 { ◎ 公害病あり
 ● 公害病なし ..

() 内は公害病患者数および病名を示す

(注) ・家賃を差し引いた分である
 ・「公害関連病と否定できない世帯」を含む

図 2 家計における医療保健費と消費支出*

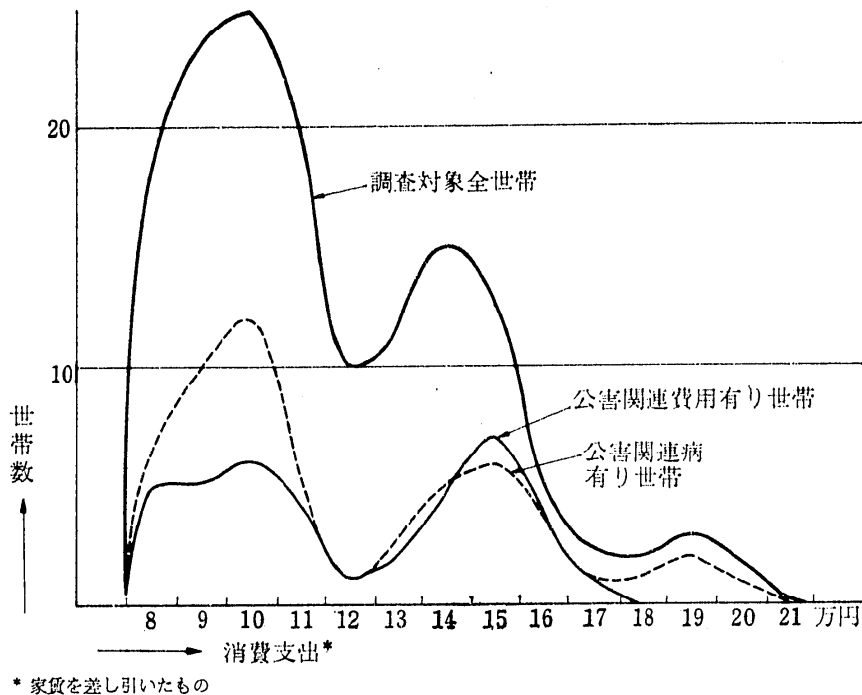


図3 消費支出階層別の世帯分布

ほぼ客観的とみなしうる公害関連病あり世帯と主観的判断に委ねられた公害関連費用あり世帯との間の意識と客観的事実の間にどのような関係があるかを明らかにするために、消費支出階層別の世帯分布を出した。図3に示すように調査対象世帯の世帯分布は、大きく分けて消費支出12万円以下と13万円以上の二つの山を形成する。とくに12万円以下の低消費階層に世帯が多く分布する。

公害関連病あり世帯の分布は、調査対象全世帯の分布の山とほぼ相似であり、消費支出12万円を境として二つの山を形づくる。これは、公害関連病あり世帯がどの消費支出階層からも片よりなく均等に発生していることを示す。また公害関連費用あり世帯の分布は、対象全世帯と同じように12万円を中心に山を二つ形成する。しかし、山の高さは12万円以下のものより12万円以上の方が高い。つまり、モードが12万円以上の消費支出にでき、対象全世帯のモードの位置と逆になる。常識的に考え、公害関連病あり世帯では公害費用が支出されるであろうと考えられ、公害費用あり世帯の分布と公害関連病あり世帯の分布形が一致するはずである。しかし、12万円以上の階層ではその分布形がほぼ一致するが、12万円以下では、公害費用ありの世帯数が半分以下を示し一致しない。

これは、低消費支出階層では公害の意識が顕在化して

いないことを示す。その要因は、公害関連病の症状が軽いためあまり自覚されないのか、あるいは収入の低さから意識が陰蔽されているためなのか、これだけの表からは答えられない。ただ、このような分布を示すということしかいえない。この問題は今後の分析課題とする。

7. 公害による支出の家計構造への影響

公害の影響によって支出される費用が増大することは、それだけ家計に圧迫を与えることになる。ここでは、公害費用の増大に伴って家計構造にどのような影響を及ぼすかを検討してみよう。

表8は各グループにおける家計支出額を示し、表9はその構成割合を示したものである。公害による費用は、前述(表5, 6, 7)したように80%以上が医療・保健費である。この医療・保健費の増大に伴って他の家計費目の支出に最も大きな影響を受けられるのは、教養娯楽費である。「公害関連病あり世帯」における医療・保健費が4,216円(3.6%)に対し、教養娯楽費は9,332円(7.9%)があり、「公害関連病なし世帯」では前者が1,591円(1.4%)に対し10,427円(9.2%)である。同様に「公害関連病なし、医療費支出あり世帯」では前者が5,152円(4.2%)に対し後者は9,123円(7.5%)であり、「公害関連病なし、医療費支出あり世帯」では2,011円(1.7%)に対し11,862円(10.0%)となる。なおまた、「公害関連費用あり世帯」においても4,858

表 8 各グループ別の家計支出額

(円)

	全世帯 平均	公害関連病による分類					公害関連費による分類			
		I 公害関連 病あり世 帯	II 公害関連 病と否定 できない 世帯	III 公害関連 病なし世 帯	再 掲		I 公害関連 費用あり 世帯	II 公害関連 費用なし 世帯	再 掲	
					I 公害関連 病あり 医療費あり 世帯	II 公害関連 病なし 医療費あり 世帯			公害費用 2,000 円 以上	公害費用 2,000 円 以下
消費支出*	114,452	118,369	110,924	113,007	121,390	118,561	118,127	113,121	121,285	116,184
(1)食料費	50,259	50,187	49,163	51,548	52,563	53,265	52,093	49,595	51,684	52,345
家庭内食事	29,612	29,282	29,810	29,842	30,195	30,103	30,524	29,282	29,748	31,001
(再)レジャー費	841	851	943	717	988	934	975	792	1,916	396
(2)住居費*	4,345	4,816	4,270	3,790	5,115	3,955	4,191	4,401	4,130	4,229
(3)光熱費	3,684	3,629	3,911	3,512	3,770	3,690	3,641	3,699	3,822	3,530
(4)被服費	13,178	13,684	13,080	12,604	13,543	13,104	11,344	13,842	14,280	9,537
(5)医療保健費	3,001	4,216	2,791	1,591	5,152	2,011	4,858	2,329	7,244	3,390
(6)美容衛生費	3,658	3,957	3,368	3,569	4,016	3,854	3,400	3,752	4,246	2,879
(7)交通通信費	5,357	6,144	4,978	4,707	6,344	5,272	5,895	5,162	6,196	5,710
(再)通院費	240	410	143	115	394	116	331	827	563	189
(再)レジャー費	827	798	887	802	773	991	915	795	1,221	727
(8)自動車関連費	1,041	439	1,543	1,307	528	1,079	1,154	1,000	25	1,849
(再)レジャー費	154	14	269	218	17	100	176	146	25	269
(9)児童教育費	6,472	6,714	5,925	6,740	6,572	7,641	6,831	6,342	7,522	6,406
(10)教養娯楽費	9,084	9,332	7,541	10,427	9,123	11,862	9,155	9,058	7,695	10,054
(再)レジャー費	3,660	3,122	2,508	5,638	3,161	6,810	3,079	3,870	2,080	3,694
(11)交際費	10,471	11,408	10,883	8,760	10,671	8,944	11,456	10,115	10,740	11,896
(12)その他雑費	3,904	3,846	3,470	4,450	3,994	3,884	4,014	3,864	3,703	4,206
(再掲)										
医療関係費	3,241	4,626	2,934	1,706	5,546	2,135	5,189	3,828	7,807	3,579
レジャー関係費	5,482	4,785	4,607	7,375	4,939	8,825	5,145	5,603	5,242	5,086

(注)* 家賃を差し引いたものである。

表 9 各グループ別の家計支出の構成割合

	全世帯 平均	公害関連病関係					公害費用関係			
		I 公害関連 病あり世 帯	II 公害関連 病と否定 できない 世帯	III 公害関連 病なし世 帯	再 掲		I 公害関連 費用あり 世帯	II 公害関連 費用なし 世帯	再 掲	
					I 公害関連 病あり 医療費支 出あり	II 公害関連 病なし 医療費支 出あり			公害費用 2,000 円 以上	公害費用 2,000 円 以下
消費支出*	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
(1)食料費	43.9	42.4	44.3	45.6	43.3	44.9	44.1	43.8	42.6	45.1
家庭内食事	25.9	24.7	26.9	26.4	24.9	25.4	25.8	25.9	24.5	26.7
(2)住居費*	3.8	4.1	3.9	3.4	4.2	3.3	3.5	3.9	3.4	3.7
(3)光熱費	3.2	3.1	3.5	3.1	3.1	3.1	3.1	3.3	3.2	3.1
(4)被服費	11.5	11.6	11.8	11.2	11.2	11.1	19.7	12.2	11.8	8.2
(5)医療保健費	2.6	3.6	2.5	1.4	4.2	1.7	4.1	2.1	6.0	2.9
(6)美容衛生費	3.2	3.3	3.0	3.1	3.3	3.3	2.9	3.3	3.5	2.5
(7)交通通信費	4.7	5.2	4.5	4.2	5.2	4.4	3.0	4.6	5.0	4.9
(8)自動車関連費	0.9	0.4	1.4	1.1	0.4	0.9	1.0	0.9	0.0	1.6
(9)児童教育費	5.7	5.7	5.3	6.0	5.4	6.4	5.8	5.6	6.2	5.5
(10)教養娯楽費	7.9	7.9	6.8	9.2	7.5	10.0	7.8	8.0	6.3	8.7
(11)交際費	9.2	9.6	9.8	7.8	8.8	7.5	9.7	8.9	8.9	10.2
(12)その他雑費	3.4	3.3	3.1	3.9	3.3	3.3	3.4	3.4	3.1	3.6
(再掲)										
医療関係費	2.83	3.91	2.65	1.51	4.57	1.80	4.39	3.38	6.44	3.08
レジャー関係費	4.79	4.04	4.15	6.53	4.07	7.44	4.36	4.95	4.32	4.38

円 (4.1%) に対し 9,155 円 (7.8%), 「公害関連費用なし世帯」では 2,329 円 (2.1%) に対し 9,058 円 (8.0%) である。これらからみても、医療保健費の増大に伴って教養娯楽費が減少という対応関係を示す。

しかし、問題をより鮮明に出すために、教養娯楽費の一部になるレジャー関係費について焦点をあてて比較してみよう。以下述べるように、医療関係費とレジャー費についてその傾向は顕著にあらわれる。レジャー関係費とは、レジャーの際に飲食した飲食物費、交通・通信費、自動車関連費およびレジャーとして教養娯楽費部分を再計したものである。このレジャー関連費と医療関係費の対応関係をみると、表 8、9 の再掲欄に示すように、「公害関連病あり世帯」では医療関係費は 4,626 円 (3.9%) に対し、レジャー関係費は 4,785 円 (4.0%) であり、「公害関連病なし世帯」では 1,706 円 (1.5%) に対し 7,375 円 (6.5%) を示す。また「公害関連病あり医療費支出あり世帯」では 5,546 円 (4.6%) に対し 4,939 円 (4.1%), 「公害関連病なし医療費支出あり世帯」では 2,135 円 (1.8%) に対し 8,826 円 (7.4%) である。同様に公害関連費用の有無別による世帯においても、公害関連病関係のグループにみられるほどには顕著ではないが、公害関連病による医療費の増大は家計においてレジャー関係の費用の減少をきたす。

これらの結果から次の 3 点の仮説が考えられる。(1)医療費支出が低くレジャー費支出が高いグループ、つまり公害関連病なし世帯では、公害の予防的費用として先行投資しているため、レジャー関連費が高く支出され、その結果直接的医療費がかからないため医療費支出が低く出ているか、(2)医療費支出が高く、レジャー費が低いのは、身体が弱いため医療費の支出が多いのであって、医療費がかかるからレジャーに支出できないためであるか、あるいは、(3)公害関連病有無別にみると医療費支出が高いグループではレジャーのなかの自動車関連費が低い傾向、またその逆に公害関連病なし世帯では自動車関連費の支出が高い傾向がみられるために、公害関連病と自動車の有無の関係が考えられるかもしれない。

これらのことを論証するために、(1)世帯員の過去の病歴あるいは健康状態、(2)江東デルタ地域の居住年数、(3)自動車の有無等によるつきあわせを行なうことにより、その意味づけが行なわれるであろう。

以上は経済的側面からの家計への影響についての分析であるが、家族の者にとっては経済的負担以上に精神的および生活の物理的な側面、例えば生活時間等に大きな負担となっているであろう。調査時の家庭訪問に際して

たびたび聞かされたことは、ぜん息、慢性気管支炎等の子供のいる世帯では、主婦の生活は子供にまったく拘束され買物すら落着いてできないそうである。通院の医者には二段がまえでかかっている。日中は週に 2 回大きな専門医のいる病院に通う。夜中に発作を起すことがあるため、病院では往診してもらえないので近所の開業医にみてもらう。夜中にでも発作を起こすと本人ばかりでなく親までおむれぬ状態となる。そのような生活の繰返しである。経済的負担の問題以上に主婦の生活時間の拘束は大きな問題をもつ。それは、江東地域的主婦(調査世帯のうちパート・内職、共働きの世帯は 62.0%) はパート・内職に出かける世帯が多いが、ぜん息、慢性気管支炎をもつ家庭の主婦はパート、内職すらできない状態となる。病気による医療費負担のみならず主婦の内職・パートができないという経済的損失と同時に生活時間的、精神的負担が生活に大きくかかっていることが明らかである。

8. 公害関連病有無別および公害関連費用有無別による赤字世帯率

これまでの分析によって、公害関連病あり世帯および公害関連費用あり世帯では家計において主に医療費関係の支出が多いということが明らかとなった。しかし、世帯のなかで病人あるいは健康障害を起している者がいることは、医療費支出のみでなく、それにまつわる諸経費の支出が多くなることは想像される。公害関連費用あり世帯においても同様に、公害がなければ公害費用として支出しなくてすまされる。公害を防止したり、予防、治療および被害に対する修復のための経費は家計においては余計な支出で、それだけ家計支出をふくらますことになる。その分だけ収入を得るため妻の内職・パートあるいは世帯主の残業あるいは労働強化によって収入をふやすというやり方、あるいは身体で公害を受け止め我慢し身体をむしばませることによって支出の代替を行なうか、また、家計支出を切りつめることによって余分の支出を支払っていくことになる。これらはその世帯の経済的状況および世帯構成員の諸要件に応じて行動パターンを異にする。しかし、これらは実質的生活費の切下げを余儀なくされていることは明らかである。

ここでは、公害関連病有無別および公害関連費用有無別世帯のグループにおける家計赤字発生率をみてみよう。家計の赤字とは実支出 > 実収入を示す。つまり支出が多いため収入がそれに及ばないか、または収入が少ないために支出に及ばないという状態を示す。表 10 に示すように、公害関連病あり世帯では赤字発生率は 42.9%、

表 10 公害関連病有無別、公害関連費用有無別による家計における赤字発生率

世 帯 分 類	全 世 帯 数	赤字世帯数	赤字世帯率*
公害関連費用あり世帯	21	9	32.3%
公害関連費用なし世帯	58	9	16.7
公害関連病あり世帯	31	10	42.9
公害関連病なし世帯	48	8	15.5

* 実収入<実支出 ……赤字家計を示す。

赤字率とは、各グループの世帯数のうち赤字家計世帯の割合を示す。

なし世帯では 15.5% であり、また公害関連費用あり世帯では 32.3%、なし世帯では 16.7% である。これらからみて、両者のあり世帯となし世帯の間には発生率の有意の差はあると思われる。これは、公害に伴う余分な支出のために家計全体の支出を拡大している結果赤字を生む原因の一つとなっていると考えられる。これに関する要因分析は次の課題としたい。公害の被害が原因によって赤字を生じたのか、その因果関係は明らかでないが、公害関連病あり世帯、公害関連費用あり世帯では赤字発生率が高いことは事実である。

結 論

公害によって家計に影響をおよぼすのは主に医療費に関する費目である。公害関連病患者のいる世帯および公害関連費用の支出がある世帯では、そのない世帯に比べて医療関係費の支出が高い。公害関連病患者がいたり、公害費用が支出される状態では、医療費のみに限らず家計において諸経費の支出のふくらむことが想像される。結論として、公害関連病患者のいる世帯および公害関連費用支出のある世帯では、そうでない世帯に比べ共通して赤字家計世帯の発生率が高い。赤字家計であるということは、家計の破綻を意味する。一般勤労世帯では家計の収支は1年間を通じボーナス等によってうめあわせられバランスがとられるのであって、今回の2ヵ月調査のみでの赤字家計が家計破綻とは一概に決めつけられない。しかし、2ヵ月間という限定された期間においていえることであるが、公害関連病あり世帯および主観的判断による公害費用の支出されている世帯ではそうでない世帯に比べ家計の破綻率が高いといえよう。今述べている家計の破綻とは経済的側面からの問題であるが、ぜん息および慢性気管支炎等の病人をもつ世帯では、主婦の精神的、生活時間等の負担が大きく、赤字を補うための内

職・パートすら物理的に不可能に近い。また主婦そのものが公害によって健康障害を起こしている場合にも同様、内職・パートはさまたげられ、その収入分だけ入らないことになる。公害関連病あり世帯では、経済的側面と同時に精神的・物理的に非貨幣的側面の二重の意味での生活破綻を起こしてしまうことになるであろう。以上述べてきたことについてはさらに詳細な論証を次の研究課題としたい。本調査は、問題発見の意味をもつものと考えている。筆者自身は、将来における方法上の問題点として次のように考えている。

(1) 今回は、公害調査としてコントロール(比較対象)地域をとれなかった。それは、東京都内において江東地域と同じような生活構造をもち、かつ公害のない地域は皆無に等しいと考えたからである。公害のない地域は、江東とは生活条件がかなり異なっているため比較が不可能のように思われた。それでコントロール地域をとらずに、調査地域内において、被害のある世帯とそうでない世帯の比較を行なったが、反省として、なんらかの形でコントロール地域をとって比較することが必要のように思われる。

(2) 家計調査時期が10月・11月の2ヵ月調査であるが、公害調査として両月が妥当であるか問題である。公害現象がきわめて季節変動性をもっているため、さらに他の月についての検討も必要であろう。

(3) 健康調査について、問診およびアンケート調査は疫学的調査として意味をなすものである。今回のように世帯数の少ない詳細な家計調査を行なう場合には、健康調査は医師による専門的診断が必要であろう。

(4) 家計調査の世帯数が79世帯ときわめて少ないものであるため、問題発見としてのケース・スタディとしては有効であるが、これをもって江東デルタ地域の一般論は論じられない。せめて倍の世帯数はほしいものである。

以上に述べた内容はまだ中間段階の分析である。今後引き続き文中の課題に答える予定である。

本論文は、東京都公害研究所の協力により、社会資本研究会(代表、中央大学経済学部教授 野口雄一郎)が昭和47年度に行なった「公害による経済的損失の評価」に関する調査の一部(家計調査)を、大本が担当しまとめたものである。

ダニエル・ベル『産業化後社会の到来』

The Coming of Post-Industrial Society: A Venture in Social Forecasting;
by Daniel Bell, Basic Books, Inc., Publishers, New York, 1973, pp. 507.

小林 良二

1. 標題にもあるように、本書は西欧社会の行きつく社会像を大胆に描き出すことによって、その構造と直面する問題とを提示したものであり、著者の該博な知識と長期にわたる研究の成果としてきわめて重要な著作であるといえよう。

まず、本書の構成をみると、

序章

第1章 産業化社会から産業化後の社会へ；社会発展の理論

第2章 商品からサービスへ；経済の形態変化

第3章 知識と技術の領域、産業化後社会の新しい階級構造

第4章 企業コーポレーションの地位の低下、経済化方式と社会化方式との間の緊張

第5章 社会的選択と社会計画、使用する概念の妥当性

第6章 支配者の問題、産業化後社会における政治家と専門技術者

コーダ、未来についてのメモ

1. 社会システムの変化
2. 科学の将来
3. メリトクラシーと平等
4. 稀少性はなくなったか？
5. 文化と意識

となっており、きわめて広範な素材が取り扱われているので、ここでは産業化後社会における計画の問題を中心に紹介してみることにしてしよう。

ベルによると、社会を分析するには、社会構造と政治体制および文化の三つの領域について論じなければならないが、本書では社会構造の分析が主となっており、政治体制・文化との関連が若干論及されている。

ところで、社会構造の領域でみると、産業化社会と産業化後社会とを比較してみた場合、次のような特徴が現われる。

経済の領域においては、商品生産からサービス部門へ

と比重が移動し、労働力構成においては、流通・金融・運輸・保健医療・娯楽・研究・教育、そして特に政府部門の比重が増大する。

職業構成においては、熟練・半熟練に対して、専門職・技術者の役割が増大し、高等教育＝資格の取得が重要視される。

基軸原理となるのは、経験的知識よりも理論的知識；抽象化体系化された知識である。これに伴って、技術よりもむしろ科学が重視され、大学・研究機関等の重要性が増す。また計画のための技術・知識が中心的役割を果たす。

社会階層の面では、個人財産や生産手段の所有関係を基軸とする資本家・労働者の対立から、上に述べた技術を軸とする専門的技術者・管理者とそうした知識をもたぬもの（ポピュリズム）の対立が表面化し、イデオロギーをめぐる対立よりも相異なる集団間の価値や利害が政策決定のプロセスで相争う。

以上の性格を地域的にみてもみると、産業化前の社会にあたるのがアジア・アフリカ・ラテンアメリカであり、産業化社会が西ヨーロッパ、ソビエトおよび日本であり、産業化後の社会にあたるのがアメリカであるとされている（もちろん理念型的にだが）。

各章の構成は、第1章における発展の理論図式をもとにして、第2章 経済、第3章 知識および技術、第4章 経済的原理と社会学的原理、第5章 計画、第6章 支配の問題となっている。先程も述べたように論旨が多岐にわたっているのだから、ここでは、産業化後社会における計画をめぐる議論を中心に紹介してみよう。

2. まず、経済の分野における「産業化後の社会」への移行についてであるが、筋肉労働よりも教育・訓練を中心とし、また、商品生産よりもむしろサービスや生活の質・快適さ——健康・教育・レクリエーション——を中心とする社会に至るには、次のような段階があると考えられている。第1は、産業の発展による輸送の拡大、

エネルギー使用の増大、ブルーカラー層は残っているものの非工場生産の増大等がある。第2に、大量消費・人口の増大のなかで分配が増大し、また、金融・不動産・保険など、従来のホワイトカラー雇用者も増大する。第3に、国民所得が上昇するにつれて、エンゲル係数が減少し、代わって、耐久消費材や生活の質を高めるようなもの、すなわち個人サービスへの支出がふえる——例えば、レストラン、ホテル・自動車サービス・旅行 etc である。ところが、こうしたものよりもむしろ、より中心的な意義をもつのは、教育（専門的技能・知識の養成）と健康への要請である。こうして、環境問題への対応と相まって、政府に対する（国・州・ローカル各レベルでの）要求が増大するとされている。

このため、市場メカニズムによらない、何らかの「共同の (communal)」な意志決定が行なわれなければならないが、その場合個人およびグループのレベルでの利害の対立が政策の決定過程に直接及ぼされるため、一方でそうした決定の根拠をめぐって専門的技術者の役割が増大するとともに、技術的決定だけではすまされない領域をめぐって政治上の争い、取引がおこる。後に紹介するように、この点が、産業化後の社会のもつ基本的問題点の一つであると、考えられている (127~129 ページ)。また、労働の分野においては、そうした新しい事態に対応して、黒人、婦人、青少年あるいは非営利部門労働者等、おのおの固有の課題をもつことになるが、新しく中心的役割を果たす専門的管理層は、「教育をうけた労働者」というより、むしろ「専門的職業階級」を形成し、ブルーカラーからは離れる傾向をもつ、と考えられている。

ところでまた、産業化後の社会にはそれ固有の問題も登場する。第1は、産業化社会における商品生産に対して、産業化後社会の中心であるサービスにおいては、生産性が急激に伸びるというわけにはいかないという点である。教育や保健医療等においては、投資効果がそのままの形で現われてくることは期待できない。第2に、一方で寡占大企業や労働組合の力が強くなって、コスト・インフレの傾向が生じてくると、サービス部門でこれを吸収することは難しくなってくる。これに、政府レベルでのサービスへの要求が高まれば、恒常的なインフレとなり、これが産業化後社会の固有な問題になる。また第3に、現在のアメリカをみてもわかるように、価格競争の面で先進国が常に優位を占めるとは限らず、世界経済上の地位が揺らいでいること、以上のような点が、産業化後社会の特徴的な難点であるが、むしろより難しい問題は、こうした点を含む問題の解決が、従来の市場原理か

ら共同的 (communal) な決定機構にゆだねられざるをえない、ということから生じてくると考えられるのである。

そこで、産業化社会と産業化後の社会とを比較してみると、産業化の中心的な推進者は企業^{コーポレーション}であり、その行為原則は「効率」であり、この「効率」原理と市場経済とが結びついて、産業化を推進してきたのであった。ところで、産業化社会の行為原則について特徴的であるのは、各人のたてる「目的」は各人の自由に任せられているのに対して、その目的を達成する「手段」については、費用最小効果最大のルールを守らなければならないという原則であった。ここから、目的については問わないで、効率（あるいは利潤）だけを最大にするという論理が生じ、経済成長と個人消費の増大が、主要な価値体系（特にアメリカで）となったのである (274~276 ページ)。

ところで、こうした効率の論理（ベルはこれを経済化方式 economizing mode と呼ぶ）は次のような問題点を露出させてきた。第1は、経済的原則だけでは量れない財（「自由財」）が問題とされるようになり、その価値が問われるようになった。大気、美観、水、日照、友人関係、仕事の満足感等がそれである。第2に、成長の急激さから「外部経済効果」の問題が生じた。この典型が環境汚染である。第3に、公共財の増大によって、個人財と公共財との間の不均衡が問題になり、その利用をめぐる問題や、租税に対する意識の問題が出てきた。これらの問題に対して第1に、何の為の成長かという成長の質の吟味が必要であり、第2に、誰がその責任をとるかという問題、第3に公共サービスの評価の基準の問題等が問われることになる (279~282 ページ)。

こうした点については、すでに厚生経済学等で問題とされてきているのだが、経済の論理は、コストとベネフィットの算定の基準が個人単位であり、個人の満足の総体として社会を考えている。これに対し、「社会化方式」(sociologizing mode) によれば、「公共の利益」("public interest") の概念がまず確立されていなければならない。ところで、そのためには、次の二つの問題が解決されなければならない。第1は、すべての人々にかかわる社会的公正 (social justice) が確立され、それを基準とした政策が行なわれること、第2は、公共部門と民間部門の比率をどのようにするか、という点である。この場合「社会的な財は、個人の欲求にではなく、むしろ共同の (communal) あるいは政治的な要求に従うことになる」(274 ページ)、これに該当する領域としては、汚染・道路建設・都市計画・過密の統制・保健医療・教育等がさしあたって考えられる (282~284 ページ)。こうした政

策を実施するためには、さまざまな、それも従来までのような個別利害のためにたてられてきたような計画ではなく、それとは直接的にはつながらない長期的展望にたつ計画・評価基準の設定・多元的モデルの開発等が行なわれる必要がある。そして、こうした社会的責任は、政府だけでなく、企業もまた負うべきであるし、その基盤は存在しつつある、とベルは考えているようである。

次の問題は、そうした計画に用いられる概念や手法はどれだけ妥当性をもつのか、ということである（第5章）。社会的公正を決めるには、さまざまな社会指標を作成しなければならない。しかもそれは、個々人の価値とともにグループの価値を決めるものが必要であり、大気汚染・廃棄物・大量輸送など問題に応じたものでなければならない。したがって、こうしたことの数量化は極めて難しいのであるが、次の四つの項目が「社会勘定」としてあげられる、とベルはいう。第1は、社会的費用および、成果の正しい測定、第2は、社会的病理現象の測定基準（例えば、犯罪・家族崩壊など）、第3に、明確な社会的ニード（例えば住宅や教育など）のある分野における「実行予算」の作成、第4は、経済的機会および社会移動についての指標作成、である（326～328 ページ）。こうした試みは、「Social Report」をはじめとして、いろいろなところで行なわれているが、結局のところ問題は、相異なる利害や価値に対して、どのような決定が下されるのか、という点に帰着するのであり、技術よりもむしろ、政治の方が前面に出てくる、とベルは考える。これが第六章の問題である。

産業化後の社会では、今まで紹介してきたように、変革の基軸が経験的知識から理論的知識に移行してきたことによって、その担い手も、企業家やビジネスマン・産業指導者から、科学者・数学者・専門技術者等に移行するといえるが、彼らは、政治とどのような関係に立つのだろうか。一方では、彼らは、その専門的知識によって今までなかったほど直接的な形で政治過程に参加することになるのだが、他方では、科学それ自体のもつ固有な ethos によって、他のビジネスや軍事集団等のもつ ethos とは緊張を孕みながら、政治的には別の行動をとることになる（359ページ）。科学技術による世界制覇という理想は古くから存在し、実際産業化後の社会ではきわめて重要な役割をもつのであるが、「究極的には権力を保持するのは政治家なのであって、技術者ではない」（360ページ）。即ち、政府・公共部門の役割が増大し、科学技術者は、システムズアナリシス線型計画・PPBS などの手法を用いて、計画の中枢に参加し、新しい規範をもつ

て行動するとすれば、科学と政治との間の緊張関係は増大することになるのだが、結局は、政策決定をめぐっては、合理性よりも取引のほうが大きな役割を果たす、とベルはいう。ここではむしろ、プロフェッショナリズム対参加民主制との間の対立が現われてくる可能性があり、従来の重層的な官僚組織が変化する可能性もある。しかし、参加による民主制も自己の個別利害だけを主張している限り、問題は解決しない。だから、より包括的な倫理規範に従うことが必要だ、とベルはいうのである。

3. 以上きわめて大ざっぱに筆者が関心をもつ議論を紹介してきた。次に、簡単なコメントを付しておくことにしよう。

第1に、「産業化後社会」について本書はこれだけ包括的なテーマと問題を論じているという点、何といても注目に値するし、ベルならではのことといえる。そして、ここに描かれている像は、多かれ少なかれ、アメリカおよび先進工業国のかかえている問題であることは確かであり、わが国の事情からもある程度首肯できるのである。しかし、他方（これは『イデオロギーの終焉』をめぐる議論にも出ていたことであるが）、ベルの描いているような、前産業化社会—産業化社会—産業化後社会の図式を単に発展階層としてとらえ、それを歴史的、地域的に実体化して考えるとしたら、それはたいへん危険である。それは、南北問題やアメリカ国内における人種問題等を考えてみればわかることである。産業化後の社会を現在を基礎としてその極限形態として構想するという点と、発展段階とを混同しないことが重要であろう。

第2に、経済化方式と社会化方式の問題であるが、ベルもことわっている通り、これが最も重要であるとされながら、まだ彫琢されきっていないで、問題点としてのべられているにすぎないことである。この点は、今後のわれわれの課題でもあるのだが、社会化方式における「社会的公正」を担いうる層をどこに構想するのかは、「参加による民主主義」の問題を含めて、科学者の役割、企業の役割、政府役割、などについての慎重な吟味が必要であろう。

これと関連して、「産業化後社会」における経済制度と文化との葛藤が論じられているが、この点もより深い考察が必要である。

こうした点は、先にものべたように今後の課題であろう。広範なテーマがあり、他に論ずべき問題も多いが、学ぶところの極めて大きい著作であることは疑いない。

（こばやし りょうじ 社会保障研究所研究員）

社会 保 障 統 計

この「社会保障統計欄」を読むうえに：

1. 社会保障の概念規定については、まだ十分な結論がなされていない。従来の「社会保障」の概念にとらわれることなく、もう少し広く、「社会開発」的視点から資料を収集し、主な計数を定期的に紹介することになっている。
2. 毎会計年度ごとに刊行される1～4号の4冊によって、一つの体系的概観をはかることにしている。1号 人口、労働等の社会保障をめぐる基礎的事項、2号 医療、公衆衛生および人口動態、3号 社会保障費および社会保険、4号 社会福祉、公的扶助および社会保障関連制度の順に基本的な諸統計を配置することになっている。ただし、本年度は第3号を特集号としたため、第3号に掲載予定の統計を繰り延べ、この第4号に合わせて掲載している。また、そのため、統計表の数が、3、4号分いづれも予定したものより少なくなっている。
3. 本欄の構成は社会保障水準に関する統計図表、国際比較および国内資料の収録の3区分を原則としている。可能なかぎり最新の数字に入れ替えることにしているが、更新すべき数字の入手がまだ不可能であるものについては、従来採用の数字をそのまま再録することがある。
4. 本号では、国内総生産、国家財政、社会保障費、住居水準、就学率等について国際比較を行い、国内資料は、健康保険、年金保険、生活保護、社会福祉施設等に関する諸統計を掲載している。
5. 各統計表中に使用している記号は、つぎのような場合に用いてある。

計数のない場合	—
計数不明の場合	...
統計項目のありえない場合	•
数値が微小 (0.05 未満) の場合	0.0
使用した計数の年次等が異なる場合	*

(曾原利満, 大本圭野)

目 次

社会保障水準

図1 厚生年金(老齢退職)給付水準の推移	70
表1 同上	70

国際比較

表2 各国の1人当り国内総生産(米ドル換算)	71
表3 各国の国家財政(決算)	72
表4 社会保障収入の財源別割合(1966)	73
表5 社会保障費の主要項目構成比(1966)	74
表6 国民総生産に占める社会保障費の割合	76
表7 各国の住居水準	77
表8 各国の就学率および1教員当り生徒数	78

国内資料

表9 政府管掌健康保険	79
表10 組合管掌健康保険	79
表11 日雇労働者健康保険	80
表12 国民健康保険	80
表13 船員保険	81
表14 厚生年金保険	82
表15 国民年金	83
表16 生活保護法による保護状況の年次推移	84
表17 身体障害者福祉の概況	85
表18 児童福祉の概況	85
表19 社会福祉施設の定員・在所(籍)者数, 施設の種類・経営主体の公一私別	86

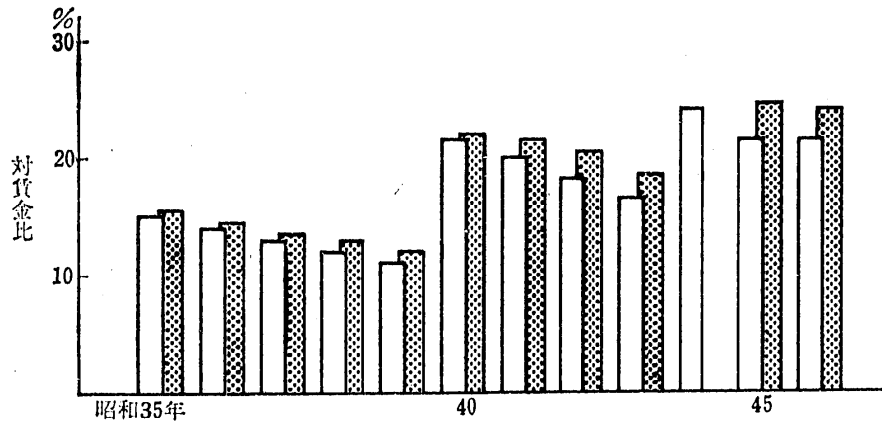


図 1 厚生年金（老齢退職）給付水準の推移

表 1 厚生年金（老齢退職）給付水準の推移

	厚生年金（老齢退職）				(参考) 賃金月額
	年度末現在年金額		(再掲) 新規裁定年金額		
	実 額(円)	対賃金比(%)	実 額(円)	対賃金比(%)	
昭35年	41,714	15.1	42,488	15.4	22,983
36	41,695	14.1	43,030	14.5	24,719
37	41,786	12.9	43,541	13.5	26,930
38	42,510	12.0	45,681	12.9	25,559
39	43,028	11.0	46,376	11.9	32,533
40	91,126	21.6	92,165	21.8	35,207
41	93,190	19.8	101,486	21.6	39,152
42	95,448	18.1	107,098	20.3	43,982
43	98,204	16.4	111,151	18.6	49,757
44	165,201	24.2	...	...	56,932
45	169,430	21.4	193,951	24.5	65,894
46	191,104	21.4	213,055	23.8	74,461

注) 賃金月額は労働省「毎月勤労統計調査」の規模30人以上製造業男子、
 常用労働者の月間きまって支給する現金給与額である。
 老齢退職年金は社会保険庁「事業年報」による。

国際比較

表 2 各国の1人当り国内総生産 (米ドル換算)

(単位: 1米ドル)

	1960	1963	1967	1968	1969	1970
ヨーロッパ州						
スウェーデン	1,851	2,320	3,225	3,410	3,684	4,055
ノルウェー	1,277	1,586	2,257	2,386	2,563	2,944
フィンランド	1,116	1,413	1,887	1,734	1,975	2,201
デンマーク	1,299	1,691	2,507	2,529	2,861	3,141
オーストリア	891	1,112	1,487	1,585	1,732	1,946
スイス	1,559	1,974	2,549	2,705	2,910	3,135
連合王国	1,356	1,571	1,970	1,834	1,950	2,128
ドイツ連邦	1,300	1,670	2,075	2,246	2,519	3,034
ベルギー	1,232	1,488	2,026	2,144	2,372	2,633
オランダ	971	1,206	1,805	1,948	2,149	2,353
フランス	1,336	1,743	2,346	2,553	2,804	2,901
イタリア	701	981	1,331	1,425	1,558	1,727
スペイン	341	512	821	786	867	964
ポルトガル	285	341	493	546	590	653
ギリシャ	415	539	799	856	955	1,053
ユーゴスラビア						
北アメリカ州						
カナダ	2,196	2,245	3,013	3,213	3,473	3,676
アメリカ合衆国	2,817	3,152	4,046	4,300	4,574	4,734
メキシコ	343	391	528	574	613	668
南アメリカ州						
ベネズエラ	1,043	871	989	947	946	979
コロンビア	253	273	319	340	368	409
アジア州						
日本	462	711	1,214	1,426	14642	1,911
セイロン	142	143	159	149	162	173
ビルマ	66	70	70	78	...	...
インド	74	90	85	84	91	...
トルコ	207	259	352	379	413	363
韓国	153	139	152	184	224	256
イスラエル	939	1,064	1,481	1,474	1,627	1,836
タイ	97	113	159	167	181	...
アフリカ州						
エジプト	129	155	188	196	210	...
ガーナ	198	231	253	242	262	279
大洋州						
オーストラリア	1,587	1,820	2,276	2,504	2,707	2,916
ニュージーランド	1,559	1,780	2,050	1,797	1,951	2,188
フィジー	...	311	353	374	397	...

資料 United Nations "Yearbook of National Accounts Statistics 1971".

表 3 各国の国家財政 (決算)

	年次	歳 入	歳 出		備 考
			総 額	(再掲)社会保障 費・公衆衛生費 等 (%)	
ヨーロッパ州					
スウェーデン (100万クローネ)	1971	45,608	48,653	15,450 (31.8)	社会保障, 公衆衛生
ノルウェー (100万クローネ)	1971	21,268	23,555	4,886 (20.7)	公衆衛生, その他の社会サービス
フィンランド (100万マルク)	1971	11,567	11,149	2,134 (19.1)	社会福祉, 公衆衛生
デンマーク (100万クローネ)	1972	40,064	39,986	17,912 (44.8)	公衆衛生, その他の社会サービス
オーストリア (100万シリング)	1971	113,676	114,603	28,282 (24.7)	社会福祉, 公衆衛生
スイス (100万フラン)	1971	8,668.9	8,962.5	1,596.2 (17.8)	社会保障
連合王国 (100万ポンド)	1971	23,533	24,240	6,598 (27.2)	国民保健サービス, 社会保障給付
ドイツ連邦 (100万ドイツマルク)	1971	298,510	308,380	96,690 (31.4)	世帯および民間非営利機関への経常振替
ベルギー (100万フラン)	1972	372,314	455,988	80,859 (17.7)	公衆衛生, その他の社会サービス
オランダ (100万ギルダー)	1970	26,494	28,862	3,432 (11.9)	公衆衛生, その他の社会サービス
フランス (100万フラン)	1971	173,576	174,740	13,275 (7.6)	世帯への経常振替
イタリア (10億リラ)	1971	11,437	14,610	120 (0.8)	保健, 労働および社会福祉
スペイン (100万ペセタ)	1971	364,033	363,905	35,187 (9.7)	年金
ポルトガル (100万エスキュード)	1970	34,161	33,274	1,365 (4.1)	衛生サービス
ポーランド (10億ズロツティ)	1971	403.4	392.0	98.9 (25.2)	社会福祉
チェコスロバキア (10億コルナ)	1970	205.9	194.3	87.5 (45.0)	社会福祉
ユーゴスラビア (10億新ディナール)	1971	29,682	30,747	3,288 (10.7)	保健および社会サービス
北アメリカ州					
カナダ (100万カナダドル)	1971	16,925	17,335	4,692 (27.1)	家計への振替支払
アメリカ合衆国 (100万ドル)	1972	208,649	231,876	92,719 (40.0)	保健, 所得保障, 退役軍人給付金とサービス
メキシコ (100万ペソ)	1968	21,509	28,032	2,911 (10.4)	公衆衛生, その他の社会サービス
南アメリカ州					
ベネズエラ (100万ボリバル)	1972	13,254	12,995	2,871 (22.1)	保健, 社会扶助, その他の社会サービス
コロンビア (100万ペソ)	1968	16,651	20,811	1,630 (7.8)	保健
アジア州					
日本 (10億円)	1973	13,189	14,293	4,039 (28.3)	社会保障等
トルコ (100万里ラ)	1969	23,086	24,880	845 (3.4)	保健および厚生
ビルマ (100万キヤット)	1970	1,790.0	1,773.5	99.3 (5.6)	保健
インド (100万ルピー)	1971	43,897	57,314	...	...
韓国 (10億ウォン)	1970	471.28	485.72	31.84 (6.6)	保健, 社会保障等
イスラエル (100万イスラエルポンド)	1967	3,169.7	4,098.5	337.3 (8.2)	公衆衛生, 社会福祉
タイ (100万バーツ)	1971	19,088	26,935	2,316.6 (8.6)	保健, その他の社会サービス
アフリカ州					
ガーナ (100万新セディ)	1973	394.1	603.4	128.5 (21.3)	公衆衛生, その他の社会サービス
大洋州					
オーストラリア (100万オーストラリアドル)	1972	8,494	8,021	1,826 (22.8)	保健および福祉
ニュージーランド (100万ニュージーランドドル)	1970	1,322.6	1,141.1	86.8 (7.6)	保健
ソ連 (100万ルーブル)	1971	166,000	164,200	33,100 (20.2)	公衆衛生, 社会保障

注 1) デンマーク, 日本, インド, イスラエル, ニュージーランドは3月31日に終る1年。

2) スウェーデン, アメリカ合衆国, タイ, ガーナ, オーストラリアは6月30日に終る1年。

3) ビルマは9月30日に終る1年。 4) トルコは2月28日に終る1年。 5) その他の国は暦年。

6) スイス, アメリカ合衆国, インド, オーストラリアは連邦政府, または中央政府, イギリス, 西ドイツ, ユーゴスラビアは公共部門。

— 資料 国連「世界統計年鑑1972」。

表 4 社会保障収入の財源別割合 (1966年)

(単位 %)

	社会保障収入総額 (100万各国通貨単位)	拠 出		社会保障 特別税	公 費 負 担			そ の 他
		被保険者	事業主		合 計	国庫負担	他の公費負担	
ヨーロッパ州								
スウェーデン (クローネ)	21,938.2	13.0	26.0	—	56.8	35.3	21.5	4.2
ノルウェー (クローネ)	6,733.6	27.9	31.0	0.2	37.9	18.5	19.4	3.0
フィンランド (マルク)	3,595.5	8.7	37.2	—	48.0	29.2	18.8	6.1
デンマーク (クローネ)	9,600.0	16.5	11.1	—	72.0	55.0	17.0	0.4
オーストリア (シリング)	51,397	24.2	49.4	—	21.2	21.0	0.2	5.2
スイス (フラン)	6,656.1	32.8	21.2	—	33.5	11.9	21.6	12.5
連合王国 (ポンド)	4,925.4	20.7	26.1	—	49.8	42.7	7.1	3.4
ドイツ連邦 (ドイツマルク)	92,096	24.7	37.8	1.2	27.0	27.0	—	9.3
ベルギー (フラン)	159,073.0	21.1	45.2	—	26.9	25.2	1.7	6.8
オランダ (フローリン)	14,949.6	40.7	42.1	—	10.8	8.3	2.5	6.4
フランス (フラン)	87,941.7	16.1	58.5	2.5	16.9	14.9	2.0	6.0
イタリア (リラ)	6,695,452	13.3	54.6	0.2	18.0	18.0	0.0	13.9
スペイン (ペセタ)	63,720.4	89.0		0.1	4.2	4.2	—	6.7
ポルトガル (エスキュード)	8,615.6	12.4	48.5	—	22.5	12.6	9.9	16.6
ポーランド (ズロツィ)	55,936	0.6	61.3	—	36.9	36.9	—	1.2
チェコスロバキア (コルナ)	32,751	0.1	35.2	—	64.1	64.1	—	0.6
ユーゴスラビア (ディナール)	12,158	—	...	—	6.9	6.9	—	...
北アメリカ州								
カナダ (カナダドル)	6,138.9	8.6	12.9	22.2	51.4	27.7	23.7	4.9
アメリカ合衆国 (ドル)	61,932	23.2	33.7	—	37.4	24.4	13.0	5.7
メキシコ (ペソ)	8,218.69	73.6		—	20.9	20.9	—	5.5
南アメリカ州								
ベネズエラ (ボリバル)	1,249.7	7.9	13.8	—	77.9	77.9	—	0.4
コロンビア (ペソ)	934.43	12.8	50.9	0.1	36.1	36.1	—	0.1
アジア州								
日本 (円)	2,885,088	26.9	30.1	—	31.0	27.0	4.0	12.0
台湾 (台湾ドル)	1,485.0	7.3	17.2	1.3	71.7	48.0	23.7	2.5
ビルマ (キャット)	81.86	3.1	9.5	—	87.4	87.4	—	0.0
インド (ルピー)	4,969.2	28.8	32.3	0.1	30.7	3.1	27.6	8.1
トルコ (トルコポンド)	2,859.7	31.4	45.2	—	4.9	4.9	—	18.5
イスラエル (イスラエルポンド)	1,081.4	21.1	30.5	—	31.8	23.4	8.1	16.6
マラヤ連邦 (マラヤドル)	446.22	18.4	32.5	—	30.4	30.4	—	18.7
アフリカ州								
ガーナ (新セディ)	35.34	12.8	36.7	—	49.5	49.5	—	1.0
大洋洲								
オーストラリア (オーストラリアドル)	2,003.0	10.3	12.0	—	74.1	61.5	12.6	3.6
ニュージーランド (ニュージーランドポンド)	230.2	47.6	4.5	—	45.6	45.6	—	2.3
ソ連 (ルーブル)	23,017	—	...	—	...	...	—	—

注) 1. デンマーク、カナダ、インド、ニュージーランドは1965年4月1日～1966年3月31日。

2. アメリカ合衆国、オーストラリアは1965年7月1日～1966年6月30日。

3. ビルマ、ガーナは1965年10月1日～1966年9月30日。

4. 連合王国、日本、イスラエルは1966年4月1日～1967年3月31日。

5. その他の国は1966年1月1日～12月31日。

資料 ILO, The Cost of Social Security, 1964—1966.

表 5 社 会 保 障 費 の 主 要

	社会保障支出総額	社会保険および類似制度		家 族 手 当	
		金 額	%	金 額	%
ヨーロッパ州					
スウェーデン(クローネ)	17,955.2	8,341.7	46.4	1,567.1	8.7
ノルウェー(クローネ)	6,126.3	3,892.8	63.5	273.0	4.4
フィンランド(マルク)	3,214.2	1,320.0	41.1	307.8	9.6
デンマーク(クローネ)	9,228.4	4,336.5	47.0	838.1	9.1
オーストリア(シリング)	49,934	30,803	61.7	5,324	10.7
スイス(フラン)	5,730.6	3,814.5	66.6	42.1	0.7
連 合 王 国(ポンド)	4,778.3	2,050.6	42.9	161.1	3.4
ドイツ連邦(ドイツマルク)	89,828	61,852	68.9	2,981	3.3
ベルギー(フラン)	149,516.9	88,223.8	59.0	24,923.8	16.7
オランダ(フローリン)	12,648.2	8,315.4	65.7	1,612.2	12.8
フランス(フラン)	87,530.6	45,793.3	32.3	18,258.8	20.9
イタリア(リラ)	6,841,014	4,616,436	67.5	763,654	11.1
スペイン(ペセタ)	58,876.5	50,032.5	85.0	2,293.0	3.9
ポルトガル(エスキュード)	6,258.2	3,005.5	48.0	1,197.8	19.1
ポーランド(ズロツィ)	52,983	22,671	42.8	8,774	16.5
チェコスロバキア(コルナ)	32,751	21,153	64.6	4,412	13.5
ユーゴスラビア(ディナール)	12,158	9,718	79.9	1,602	13.2
北アメリカ州					
カナダ(カナダドル)	5,025.0	1,688.6	33.6	625.6	12.4
アメリカ合衆国(ドル)	55,635	26,873	48.3	—	—
メキシコ(ペソ)	7,882.09	5,116.97	64.9	—	—
南アメリカ州					
ベネズエラ(ボリバル)	1,257.6	311.6	24.8	—	—
コロンビア(ペソ)	872.33	414.39	47.5	150.34	17.2
アジア州					
日本(円)	2,102,509	1,296,620	61.7	—	—
台湾(台湾ドル)	1,495.1	215.0	14.4	—	—
ビルマ(キャット)	77.86	8.66	11.1	—	—
インド(ルピー)	3,603.8	751.9	20.9	—	—
トルコ(トルコポンド)	1,545.4	633.8	14.0	—	—
イスラエル(イスラエルポンド)	951.3	471.9	49.6	93.9	9.9
マラヤ連邦(マラヤドル)	241.53	45.81	19.0	—	—
アフリカ州					
ガーナ(新セディ)	22.27	1.75	7.9	—	—
大洋州					
オーストラリア(オーストラリアドル)	1,845.9	1,003.6	54.4	176.4	9.4
ニュージーランド(ニュージーランドポンド)	220.8	132.6	44.1	—	15.9
ソ連(ルーブル)	23,017	15,461	67.2	456	2.0

注) 1. ポーランドは給付額を計上している。

2. 年次については表 4 の注を参照のこと。

資料 ILO, *The Cost of Social Security*, 1964—1966.

項 目 構 成 比 (1966年)

(単位: 100万各国通貨単位)

公務員軍人・文官		公衆保健サービス		公的扶助および類似制度		戦争犠牲者給付		制度間に配分されない 管理費	
金 額	%	金 額	%	金 額	%	金 額	%	金 額	%
1,556.7	8.7	4,289.2	23.9	2,064.0	11.5	13.9	0.1	122.6	0.7
761.4	12.4	764.5	12.5	365.0	6.0	59.4	1.0	9.6	0.2
317.0	9.8	725.7	22.6	393.3	12.2	150.4	4.7	—	—
655.6	7.1	2,015.0	21.8	1,223.4	13.3	19.5	0.2	140.3	1.5
10,150	20.3	225	0.4	1,531	3.1	1,901	3.8	—	—
543.3	9.5	781.7	13.6	549.0	9.6	—	—	—	—
393.4	8.2	1,453.2	30.4	596.8	12.5	123.2	2.6	—	—
13,342	14.8	740	0.8	4,933	5.5	5,980	6.7	—	—
20,816.2	13.9	3,565.5	2.4	7,384.4	4.9	4,603.2	3.1	—	—
1,999.8	15.8	—	—	646.5	5.1	74.3	0.6	—	—
14,742.5	16.8	—	—	4,041.3	4.6	4,694.7	5.4	—	—
5,055,166	15.4	32,264	0.5	102,469	1.5	271,025	4.0	—	—
5,559.0	9.4	992.0	1.7	—	—	—	—	—	—
968.9	15.5	887.0	14.2	199.0	3.2	—	—	—	—
—	—	21,023	39.7	—	—	515	1.0	—	—
—	—	6,445	19.7	741	2.2	—	—	—	—
—	—	250	2.0	82	0.7	506	4.2	—	—
244.3	4.9	1,556.6	31.0	549.2	10.9	360.8	7.2	—	—
5,636	10.1	7,161	12.9	9,642	17.3	6,323	11.4	—	—
1,626.38	20.6	665.73	8.5	473.01	6.0	—	—	—	—
—	—	946.0	75.2	—	—	—	—	—	—
—	—	307.60	35.3	—	—	—	—	—	—
260,903	12.4	128,827	6.1	228,159	10.9	188,000	8.9	—	—
227.4	15.2	359.7	24.1	693.0	46.3	—	—	—	—
—	—	69.20	88.9	—	—	—	—	—	—
1,142.5	31.7	1,684.8	46.7	24.6	0.7	—	—	—	—
773.1	50.0	110.6	7.2	27.6	1.8	—	—	—	—
—	—	184.3	19.4	181.1	19.0	20.2	2.1	—	—
60.27	24.9	133.07	55.1	2.38	1.0	—	—	—	—
3.12	14.0	17.28	77.6	—	—	0.12	0.5	—	—
142.5	7.7	215.3	11.7	46.6	2.5	261.5	14.2	—	—
16.0	7.2	57.1	25.9	0.8	0.4	14.3	6.5	—	—
—	—	7,100	30.8	—	—	—	—	—	—

表 6 国民総生産に占める社会保障費の割合

(単位: 100万各国通貨単位)

	国民総生産		社会保障給付費		国民総生産に占める社会保障費の割合 (%)	
	1961	1966	1961	1966	1961	1966
ヨーロッパ州						
スウェーデン (クローネ)	73,029	115,006	8,387.8	17,509.0	11.5	15.2
ノルウェー (クローネ)	35,239	54,265	3,244.3	5,918.7	9.2	10.9
フィンランド (マルク)	17,594	27,627	1,560.8	3,078.3	8.9	11.9
デンマーク (クローネ)	41,131	70,162	4,282.9	8,968.7	10.4	12.8
オーストリア (シリング)	177,500	262,100	27,717	45,804	15.6	17.5
スイス (フラン)	41,490	64,625	3,003.7	5,373.7	7.2	8.3
連合王国 (ポンド)	27,504	37,985	2,898	4,495	10.5	11.8
ドイツ連邦 (ドイツマルク)	326,200	480,800	49,033	79,419	15.0	16.5
ベルギー (フラン)	606,110	916,300	82,262.9	135,966.8	13.6	14.8
オランダ (フローリン)	45,288	74,810	4,739.5	11,889.9	10.5	15.9
フランス (フラン)	319,700	531,900	42,514.0	78,343.1	13.3	14.7
イタリア (リラ)	23,363,000	38,397,000	2,589,074	5,779,174	11.1	15.1
スペイン (ペセタ)	706,600	1,477,400	24,954	51,258.9	3.5	3.5
ポルトガル (エスキュード)	77,200	117,800	3,302.7	5,587.1	4.3	4.7
ポーランド (ズロツィ)	410,700	567,200	37,025	52,983	9.0	9.3
チェコスロバキア (コルナ)	172,000	192,900	26,381	32,751	15.3	17.0
ユーゴスラビア (ディナール)	33,653	99,064	3,770	11,390	11.2	11.5
北アメリカ州						
カナダ (カナダドル)	36,281	52,146	3,404.8	4,894.2	9.4	9.4
アメリカ合衆国 (ドル)	528,000	760,500	34,294	50,680	6.5	6.7
メキシコ (ペソ)	163,800	272,100	2,343.97	6,762.19	1.4	2.5
南アメリカ州						
ベネズエラ (ボリバル)	24,551	35,719	636.16	1,219.5	2.6	3.4
コロンビア (ペソ)	30,026	72,369	434.59	828.59	1.4	1.1
アジア州						
日本 (円)	18,596,000	35,131,000	789,998	1,866,968	4.2	5.3
台湾 (台湾ドル)	69,800	125,500	837.3	1,450.9	1.2	1.2
ビルマ (キヤット)	...	8,286	...	76.62	...	0.9
インド (ルピー)	133,800	207,500	2,054.9	3,561.8	1.5	1.7
トルコ (トルコポンド)	53,720	93,578	753.6	1,410.7	1.4	1.5
イスラエル (イスラエルポンド)	5,438	11,773	270.4	736.7	5.0	6.3
マラヤ連邦 (マラヤドル)	5,889	8,028	176.00	236.03	3.0	2.9
アフリカ州						
ガーナ (新セディ)	1,008	1,779	7.10	20.27	0.7	1.1
大洋州						
オーストラリア (オーストラリアドル)	14,782	22,408	1,223.0	1,791.4	8.3	8.0
ニュージーランド (ニュージーランドポンド)	1,312	1,872	159.6	210.5	12.2	11.2
ソ連 (ルーブル)	152,900	207,400	15,820	22,994	10.3	1.11

- 注) 1. ポーランド, チェコスロバキア, ユーゴスラビア, ソ連の国民総生産は時価による物的純生産である。
 2. デンマーク, 連合王国, カナダ, 日本, インド, イスラエル, ニュージーランドは3月31日に終わる1年。
 3. アメリカ合衆国, オーストラリアは6月30日に終わる1年。
 4. ビルマ, ガーナは9月30日に終わる1年。
 5. その他の国は12月31日に終わる1年。

資料 ILO, *The Cost of Social Security*, 1964—1966.

表 7 各 国 の 住 居 水 準

	年次	1世帯当り 平均世帯人 員	住戸数対 世帯数比	住 戸 規 模		居 住 密 度		設備普及率(%)		
				1戸当り 平均室数	1室住戸の 割合(%)	1室当り 平均人員	1室3人以上住戸の割合(%)	屋内水道	水洗便所	電 灯
ヨーロッパ州										
スウェーデン	1970	2.6	1.04	3.6	8.7	0.7	...	97.0	89.6	...
ノルウェー	1960	3.1	0.94	4.2	3.7	0.8	0.7	92.8	57.9	...
フィンランド	1970	3.1	0.94	3.1	9.1	1.0	3.0	...	...	...
デンマーク	1965	2.8	0.95	3.5	3.5	0.8	0.4	96.7	90.9	...
オーストリア	1970	2.9	0.98	4.2	0.8	0.9	0.7	85.3	...	...
スイス	1960	3.3	1.00	4.8	2.3	0.7	0.2	96.1	...	...
連合王国 (イギリス・ウェールズ)	1966	2.9	0.95	5.5	0.2	0.6	0.1	...	98.2	...
ドイツ連邦	1968	...	...	4.1	1.4	0.7	0.1	99.0	86.5	99.0
ベルギー	1961	3.0	1.00	4.6	2.3	0.6	0.1	76.9	47.6	99.6
オランダ	1960	3.6	0.89	5.2	...	0.8	...	...	...	...
フランス	1968	...	1.00	3.4	11.6	0.9	2.8	90.8	51.8	98.8
イタリア	1961	3.6	0.95	3.3	8.6	1.1	7.6	62.3	...	95.9
スペイン	1960	4.0	1.02	4.2	...	...	...	45.0	...	89.3
ポルトガル	1960	3.9	0.99	3.6	10.1	1.1	10.3	28.9	41.8	40.5
ポーランド	1960	3.4	0.84	2.5	17.5	1.7	17.0	39.1	...	80.1
チェコスロバキア	1961	3.1	0.87	2.7	8.0	1.3	5.4	49.1	39.5	97.3
ユーゴスラビア	1961	4.0	0.88	2.8	10.2	1.6	15.2	...	...	54.5
北アメリカ州										
カナダ	1967	3.7	0.90	5.4	0.9	0.7	...	95.2	92.5	...
アメリカ合衆国	1970	3.2	1.01	5.1	1.9	0.6	...	97.5	96.0	...
メキシコ	1970	5.8	1.00	2.3	40.1	2.5	...	38.8	...	58.9
南アメリカ州										
ベネズエラ	1961	5.3	1.00	3.3	13.2	1.6	21.1	...	32.2	78.4
コロンビア	1964	...	...	2.9	18.9	...	...	41.3	42.0	68.2
アジア州										
日本	1968	3.9	0.98	3.7	9.1	1.1	3.3	94.9	17.1	...
トルコ	1970	5.9	...	2.7	16.4	2.2	28.1	35.9	...	41.1
パキスタン	1960	5.4	0.99	1.7	56.5	3.1	60.5	...	...	...
インド	1960	5.2	0.95	2.0	49.0	2.6	...	...	...	...
韓国	1960	5.6	0.94	2.2	27.4	2.5	46.6	12.1	0.2	28.4
イスラエル	1971	3.8	0.94	2.5	10.6	1.5	8.3	96.5	...	96.5
イラン	1966	5.0	0.78	3.0	23.3	2.3	46.5	13.1	...	25.4
アフリカ州										
モリシヤス	1962	4.9	0.98	2.7	33.8	1.9	28.6	14.9	22.4	60.7
チュニジア	1966	5.1	0.56	1.9	59.7	2.8	...	14.8	...	23.9
大洋州										
オーストラリア	1971	3.3	1.00	5.0	1.8	0.7	0.3	...	89.3	98.4
ニュージーランド	1966	3.7	1.00	4.9	0.8	0.7	0.2	90.3	94.0	...

資料 国連「世界統計年鑑1972」

表 8 各国の就学率および1教員当り生徒数

	年次	就 学 率 (%)			1 教員当り生徒数(人)		
		第1段階	第2段階	第3段階	第1段階	第2段階	第3段階
ヨーロッパ州							
スウェーデン	1969	96	100	18.21	20	13	...
ノルウェー	1969	107	70	15.41	20	11	9
フィンランド	1969	95	75	12.99	22	16	10
デンマーク	1969	102	48	17.65	16	...	※8
オーストリア	1968	106	84	11.09	23	17	8
スイス	1969	103	58	8.09	...	...	11
連合王国	1969	106	71	9.75	24	一般22	※※10
(イングランド・ウェールズ)							
ドイツ連邦	1969	131	68	12.05	26	17	※11
ベルギー	1968	111	84	10.32	※21	※7 一般	...
オランダ	1969	102	71	18.88	30	29	...
フランス	1969	120	70	15.93	16	16	20
イタリア	1969	106	56	16.03	22	12	15
スペイン	1969	81	45	7.75	29	※34 一般	...
ポルトガル	1969	95	60	6.80	33	16	19
ポーランド	1969	104	46	12.14	24	8	10
チェコスロバキア	1969	96	37	11.02	20	17	8
ユーゴスラビア	1969	94	45	14.61	24	26	...
北アメリカ州							
カナダ	1969	120	53	25.50	26	一般15	19
アメリカ合衆国	1969	110	101	48.06	25	20	12
メキシコ	1969	101	22	4.57	47	14	※8
南アメリカ州							
ベネズエラ	1969	98	38	8.82	34	21	11
コロンビア	1968	95	21	4.98	27	10	6
アジア州							
日本	1969	99	88	15.82	26	21	11
トルコ	1969	112	26	6.74	40	28	16
ビルマ	1969	94	19	2.16	51	31	20
インド	1965	56	15	2.65	36	19	...
韓国	1969	104	38	7.19	58	38	20
イスラエル	1969	94	56	19.78	17	11	7
タイ	1968	80	13	1.55	35	26	8
アフリカ州							
ガーナ	1970	56	5	0.65	30	17	※6
大洋州							
オーストラリア	1968	107	81	17.04	27	一般17	25
ニュージーランド	1969	106	68	25.01	27	19	18
ソ連	1969	105	67	26.52	17	...	...

注 1) 第1段階: 学習の用具としての基礎的な知識を与えることを主たる機能とする教育 (例, 小学校)。その期間は各国の教育制度によって異っており, 4~9年制と変化している。

第2段階: 第1段階の最小限4年間の基礎知識教育に基くもので, 一般知識および特殊知識のいずれか, あるいは両方を与えるもの (例, 中学校, 高等学校, 職業学校および教員養成学校)。

第3段階: 入学の最小条件として, 第2段階の教育の完了あるいは同等の水準の知識を要求する (例, 大学, 学芸大学, 高等専門学校)。

2) 就学率: 就学者数を該当年齢人口で除して求めている。実際の就学者は上記該当年齢の範囲をこえることがある。なお, 第3段階の場合には各国を通じて20~24歳人口が用いられている。

3) 1教員当り生徒数: ※印はその計数が左端年次欄より1年前, ※※は2年前の計数であることを示す。一般は職業教育等が含まれていないことを示す。

資料 UNESCO, Statistical Yearbook 1971.

国内資料

表9 政府管掌健康保険

	昭和30年度	35	40	41	42	43	44	45	46
年度末現在適用状況									
事業所数	244,309	382,782	537,158	565,145	591,296	614,185	640,266	660,440	669,545
被保険者数	5,242,120	8,902,213	11,702,370	12,203,333	12,525,006	12,854,257	13,148,464	13,182,920	13,094,708
被扶養者数	6,738,615	9,676,500	12,030,257	12,400,562	12,097,312	12,554,071	12,807,676	12,837,474	12,903,088
平均標準報酬月額(円)	11,781	15,012	26,110	30,445	33,166	38,166	43,354	49,960	56,116
保険料収納状況									
保険料徴収決定済額(万円)	4,826,397	9,902,906	23,103,877	28,205,720	33,691,717	39,775,208	45,743,914	52,968,912	59,676,069
保険料収納済額(万円)	4,435,582	9,308,247	22,102,293	27,330,311	32,953,233	39,077,111	45,138,397	52,316,772	58,999,836
保険給付状況									
保険給付決定額(万円)	4,650,662	8,738,873	27,146,257	31,530,778	35,849,962	41,617,463	48,583,044	58,622,033	62,434,483
被保険者分(万円)	3,832,494	7,186,219	22,784,034	26,564,699	29,953,738	34,475,956	40,322,822	48,582,322	51,348,993
(再掲)療養の給付(万円)	3,052,913	6,044,910	20,174,400	23,707,578	26,706,927	30,822,819	36,178,611	43,811,643	44,839,275
(再掲)傷病手当金(万円)	696,420	988,271	2,083,742	2,314,584	2,531,360	2,858,164	3,214,009	3,434,683	3,953,705
被扶養者分(万円)	818,167	1,552,653	4,362,222	4,966,079	5,896,223	7,141,508	8,260,211	10,039,711	11,085,490
(再掲)療養の給付(万円)	763,699	1,488,496	4,142,115	4,770,891	5,656,458	6,895,794	7,875,152	9,467,235	10,201,696
諸率									
被保険者1人当り被扶養者数	1.29	1.09	1.03	1.02	0.92	0.97	0.97	0.97	0.99
保険料収納率(%)	91.9	94.0	95.7	96.9	97.8	98.2	98.7	98.9	98.9
被保険者1人当り保険料(円) ¹⁾	8,776	11,120	18,885	22,510	26,900	30,940	34,377	39,396	44,761
被保険者1人当り保険給付費(円)	9,063	10,133	23,154	25,988	28,557	23,370	36,951	44,066	47,091
傷病手当金1人当り { 日数	27.3	25.0	26.2	26.2	26.4	26.2	26.3	27.0	26.9
{ 金額(円)	5,508	6,161	11,118	12,385	13,887	15,659	2,444	2,732	2,992

注) 1. 被保険者1人当り保険料は保険料徴収決定済額(本年度分)を年度平均被保険者数で除したものである。
資料 厚生省社会保険庁『事業年報』

表10 組合管掌健康保険

	昭和30年度	35	40	41	42	43	44	45	46
年度末現在適用状況									
組合数	907	1,091	1,339	1,331	1,335	1,382	1,415	1,461	1,502
適用事業所数	...	44,653	17,692	73,970	77,740	81,736	86,450	94,353	99,597
被保険者数	3,313,199	5,046,091	7,326,155	7,592,004	8,025,511	8,513,057	9,087,551	9,695,515	10,023,711
被扶養者数	6,394,474	7,660,243	9,128,389	9,383,717	9,718,894	10,207,155	10,841,448	11,538,853	12,228,927
平均標準報酬月額(円)	17,658	22,157	32,581	39,206	43,352	48,154	54,247	61,915	68,145
保険料収納状況									
保険料徴収決定済額(万円)	...	8,006,035	18,578,847	22,921,691	26,745,061	31,519,046	37,439,986	45,627,141	54,208,496
保険料収納済額(万円)	4,031,794	7,995,846	18,546,021	22,888,112	26,686,651	31,483,671	37,411,593	45,579,964	54,158,244
保険給付状況									
保険給付決定額(万円)	3,611,044	6,097,417	16,653,302	18,933,790	21,780,219	25,870,230	31,060,083	38,965,920	43,111,557
被保険者分(万円)	2,391,131	3,820,879	10,909,033	12,562,190	14,163,183	16,415,279	19,822,396	24,816,026	27,108,540
(再掲)療養の給付(万円)	1,806,173	3,134,458	9,739,270	11,296,933	12,690,896	14,728,896	17,839,194	22,504,187	24,022,475
(再掲)傷病手当金(万円)	522,438	535,896	918,646	1,004,974	1,129,573	1,288,619	1,501,528	1,709,013	1,906,262
被扶養者分(万円)	839,744	1,520,403	3,853,596	4,345,121	5,162,102	6,299,903	7,506,046	9,436,240	10,735,744
(再掲)療養の給付(万円)	777,613	1,466,683	3,675,560	4,183,811	4,958,838	6,080,918	7,140,784	8,890,102	9,867,822
付加給付(万円)	380,169	756,135	1,890,672	2,086,479	2,454,935	3,155,148	3,731,641	4,713,665	5,267,273
諸率									
被保険者1人当り被扶養者数	1.39	1.52	1.25	1.24	1.21	1.20	1.19	1.19	1.09
保険料収納率(%)	...	99.9	99.3	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.91
被保険者1人当り保険料(円)*	12,188 ¹⁾	16,428	25,366	30,437	33,943	37,697	42,002	47,718	54,080
被保険者1人当り保険給付費(円)	10,986	12,194	22,839	25,359	27,653	31,022	34,899	40,766	42,859
傷病手当金1件当り { 日数	21.6	19.5	21.2	21.6	20.0	21.4	22.1	22.8	23.4
{ 金額(円)	6,505	7,602	11,543	13,193	14,889	16,894	19,663	22,907	26,557

注) * 昭和30年度の保険料収納済額と被保険者1人当り保険料は保険料収入決算額による。
資料 健康保険組合連合会『健康保険組合事業年報』

表11 日雇労働者健康保険

	昭和30年度	40	41	42	43	44	45	46
適用状況								
健康保険印紙購入通帳数 ¹⁾	46,863	45,818	45,300	45,355	45,236	44,482	40,194	37,617
有効被保険者手帳所有者数 ²⁾	947,662	957,031	1,018,459	1,053,795	1,046,659	1,100,839	638,036	577,760
平均賃金日額(円) ¹⁾	866	943	1,033	1,159	1,276	1,685	1,899	2,198
保険料収納状況								
印紙売りさばき額(万円)	466,265	480,574	522,427	553,189	577,628	598,298	406,936	322,564
保険料徴収決定額(万円)	72,070	72,931	76,906	79,434	78,041	71,767	74,086	65,307
保険料徴収済額(万円)	61,408	60,985	64,276	67,706	68,005	64,409	67,479	59,301
保険給付状況								
保険給付決定額(万円)	1,705,612	1,989,356	2,403,262	2,918,221	3,630,426	4,230,972	4,093,825	3,191,928
被保険者分(万円)	1,425,181	1,658,084	2,000,664	2,427,020	3,027,099	3,539,029	3,559,632	2,900,935
(再掲)療養の給付(万円)	1,374,567	1,607,030	1,946,275	2,370,977	2,968,934	3,479,281	3,504,320	2,774,519
(再掲)傷病手当金(万円)	38,398	38,129	38,377	37,665	37,194	36,795	27,468	15,543
被扶養者分(万円)	280,431	331,272	402,598	491,201	603,327	691,943	534,253	290,992
(再掲)家族療養費(万円)	272,549	322,126	391,683	478,616	589,981	678,013	525,059	280,273
諸率								
保険料収納率(%)	85.2	83.6	83.6	85.2	87.1	89.1	91.1	91.9
被保険者1人当り保険料(円) ¹⁾	5,846	6,008	6,063	6,003	5,936	6,087	7,539	6,713
被保険者1人当り保険給付費(円) ¹⁾	18,818	21,993	24,778	27,692	33,409	38,434	64,163	55,247
傷病手当金1件当り	17.8	17.2	17.6	17.8	18.1	18.2	18.2	18.3
日数(日)								
金額(円)	8,824	5,122	5,353	5,462	5,552	5,550	5,627	5,391

注) 1. 年度平均を示す。

2. 年度末現在を示す。

3. 被保険者1人当り保険料と被保険者1人当り保険給付費はそれぞれ保険料収納額(印紙売りさばき額と保険料徴収決定額本年度分の合計)と保険給付決定額を年度平均有効被保険者手帳所有者数で除したものである。

資料 厚生省社会保険庁『事業年報』

表12 国民健康保険

	昭和30年度	35	40	41	42	43	44	45	46
年度末現在適用状況									
被保険者数	3,169	3,599	3,541	3,495	3,471	3,458	3,458	3,468	3,450
世帯数	1,621,421	10,700,876	11,590,802	11,793,060	12,052,377	12,348,890	12,608,536	13,168,983	13,494,119
被保険者数	28,711,436	46,171,092	43,244,666	42,798,682	42,659,586	42,496,950	42,416,621	43,363,252	43,721,344
保険料収納状況									
保険料(税)認定額(万円)	1,447,801	4,030,676	9,638,034	10,835,851	12,782,337	15,673,075	18,589,220	22,189,899	26,297,207
保険料(税)収納額(万円)	1,277,650	3,745,608	9,192,775	10,369,539	12,289,325	15,091,532	17,908,816	21,371,869	25,362,339
保険給付状況									
保険給付費(万円)	3,608,870	11,832,543	32,530,147	37,666,467	45,018,814	55,331,629	64,027,149	76,816,992	87,871,472
(再掲)療養の給付(万円)	3,405,522	11,475,064	31,880,705	37,007,887	44,726,911	55,012,339	63,583,107	76,121,991	86,847,987
諸率									
1世帯当り被保険者数	5.1	4.3	3.7	3.6	3.5	3.4	3.4	3.3	3.2
保険料収納率(%)	88.25	92.93	95.38	95.70	96.14	95.29	96.34	96.31	96.44
被保険者1人当り保険料(円) ¹⁾	515	884	2,226	2,525	2,881	3,688	4,383	5,146	6,034
被保険者1人当り保険給付費(円) ²⁾	1,256	2,563	7,512	8,779	8,801	13,020	15,094	17,715	20,098

注) 1. 被保険者1人当り保険料は調定額を示す。

2. 被保険者1人当り保険給付費は保険給付費を30, 35年度は年度末被保険者数で, 36年度以降は年度平均被保険者数で除したものである。

資料 厚生省保険局『国民健康保険事業年報』

表13 船員保険

	昭和39年度	40	42	43	44	45	46
年度末現在適用状況							
船舶所有者 { 普 通 保 險 失 業 保 險 }	11,500 8,240	11,227 8,077	10,812 7,723	10,862 7,671	10,783 7,583	11,226 7,583	11,249 7,456
被保険者数 { 普 通 保 險 失 業 保 險 }	250,135 147,621	251,831 149,682	255,809 166,150	258,722 174,783	258,706 179,709	262,499 181,212	261,299 178,794
被 扶 養 者 数	467,500	483,438	487,618	484,245	469,722	479,222	471,362
平均標準報酬月額(円) { 普 通 保 險 失 業 保 險 }	30,162 24,839 32,812	34,920 27,121 38,401	43,979 31,014 48,735	48,796 33,833 53,674	57,167 31,538 61,882	66,220 43,633 71,316	76,172 59,727 81,548
保険料収納状況							
保険料徴収決定済額(万円)	1,537,150	1,942,421	2,738,281	3,100,977	3,162,562	4,464,265	5,272,940
保険料収納済額(万円)	1,441,908	1,855,107	2,656,878	3,009,006	3,511,967	4,339,265	5,143,594
疾病給付状況							
疾病給付決定額(万円)	933,251	1,098,720	1,370,215	1,492,901	1,653,822	1,964,951	2,156,201
被 保 險 者 分 (万円)	766,920	905,524	1,118,834	1,200,385	1,317,265	1,560,637	1,533,216
(再掲)療養手当金(万円)	432,163	523,475	642,686	711,057	796,079	941,083	980,792
(") 傷 病 手 当 金 (万円)	313,610	351,837	444,626	454,044	485,229	536,935	662,318
被 扶 養 者 分 (万円)	166,332	193,196	251,381	292,515	336,614	404,315	447,956
(再掲)家族療養費(万円)	146,323	172,993	227,624	268,049	305,941	363,180	393,508
年度末現在年金・一時金給付状況							
年金合計 { 件 数 金 額 (万円) 1件当り金額(円)	33,007 137,342 41,610	34,764 310,651 89,360	40,302 390,354 96,857	42,630 425,957 99,920	32,792 543,283 165,676	36,532 656,086 179,592	38,609 769,739 199,414
老 齢 年 金 { 件 数 金 額 (万円) 1件当り金額(円)	5,896 33,862 57,432	6,722 83,006 123,484	9,546 127,676 133,748	10,553 144,433 136,864	12,087 268,179 221,874	13,945 320,466 229,807	15,225 387,542 254,627
通算老齢年金 { 件 数 金 額 (万円) 1件当り金額(円)	6 11 18,258	8 27 33,442	25 83 33,287	38 137 36,053	54 346 64,158	290 2,444 83,982	460 4,029 87,587
障害年金 { 件 数 金 額 (万円) 1件当り金額(円)	3,241 19,437 59,973	3,254 31,038 95,383	3,731 37,827 101,385	3,981 42,331 106,333	3,643 56,389 154,787	3,869 65,919 169,601	3,727 70,427 189,117
遺族年金 { 件 数 金 額 (万円) 1件当り金額(円)	21,018 75,665 36,000	22,011 178,511 81,101	24,277 207,285 85,383	25,383 222,021 87,468	14,358 192,649 134,174	15,817 242,337 153,213	16,652 280,525 168,483
寡婦(寡夫)年金 { 件 数 金 額 (万円) 1件当り金額(円)	2,637 7,907 29,994	2,569 16,786 65,342	2,550 16,392 64,281	2,522 16,071 63,723	2,500 24,501 98,044	2,476 24,148 97,527	2,454 26,213 106,992
遺児年金 { 件 数 金 額 (万円) 1件当り金額(円)	209 459 21,984	200 1,283 64,174	173 1,092 63,091	153 963 62,941	155 1,221 78,751	134 1,073 80,078	94 1,003 106,702
一 時 金 { 件 数 金 額 (万円) 1件当り金額(円)	1,518 45,725 301,221	1,528 51,590 337,630	1,626 59,768 367,574	1,546 67,666 437,684	1,296 60,686 468,260	1,735 93,931 541,387	1,431 86,857 607,392
行方不明手当金 { 件 数 金 額 (万円) 1件当り金額(円)	756 2,666 35,270	1,634 61,716 37,770	461 2,540 55,091	432 2,543 58,866	488 3,694 75,698	510 3,911 76,678	373 3,369 90,322
失業給付状況							
失業給付支払額	91,775	98,287	114,134	122,937	132,425	154,301	203,454
(再掲)失業保険金 { 件 数 日 額 (円) 金 額 (万円) 年度末受給人員	151,916 1,409,498 90,700 3,927	147,722 1,411,492 97,315 4,170	149,303 1,443,809 111,838 3,817	128,830 1,303,254 118,472 3,930	113,129 1,277,105 128,229 3,741	82,423 1,277,028 150,375 4,121	101,757 1,486,469 199,563 5,333
積立金							
年度末現在積立金(万円)	2,996,152	3,639,651	5,688,524	7,110,116	8,896,134	11,093,931	13,906,219
諸 率							
被保険者1人当り被扶養者数	1.87	1.92	1.91	1.87	1.82	1.82	1.81
保険料収納率	93.8	95.2	97.0	97.0	97.0	97.2	97.5
被保険者1人当り保険料(疾病給付相当分)(円)	33,319	37,797	53,534	59,862	67,148	79,223	91,288
被保険者1人当り疾病給付費(円)	37,704	43,435	52,765	56,656	63,854	73,721	82,519
傷病手当1件当り { 日 数 金 額 (円)	26.91 16,511	26.90 18,330	26.73 23,830	26.84 26,835	26.86 30,327	27.24 36,156	24.13 33,735
失業保険1日当り金額(円)	643	689	775	909	1,004	1,785	1,343

資料 厚生省社会保険庁『事業年報』

表14 厚生年金保険

年度末現在適用状況	昭和30年度	35	40	41	42	43	44	45	46
事業所数	264,516	399,401	583,400	614,524	644,548	671,736	703,272	731,272	746,108
被保険者数	8,226,824	13,223,618	18,395,171	19,162,791	19,984,103	20,691,286	21,551,119	22,226,923	22,478,525
第1～3種合計	10,260	16,670	22,532	25,533	27,694	28,598	30,790	32,693	35,664
第4種	11,884	16,690	29,342	31,839	34,877	38,360	47,526	54,809	64,301
平均標準	16,344	17,858	25,666	27,473	29,345	31,132	33,918	37,827	42,149
報酬月額									
第4種									
保険料収納状況									
保険料徴収決定済額(万円)	3,432,674	8,158,422	30,181,166	37,127,937	41,352,519	46,013,910	56,209,418	75,764,936	88,168,855
保険料収納済額(万円)	3,432,414	8,071,604	29,736,905	36,071,125	40,281,276	45,055,661	55,360,404	74,794,543	87,176,469
保険料収納率	91.7	95.5	96.2	96.9	97.4	79.9	98.5	98.7	98.9
年度末現在年金給付裁定状況									
件数	163,438	302,485	567,622	677,923	782,422	905,146	1,018,813	187,639	1,370,532
年金合計	163,989	862,344	4,241,607	5,165,207	6,054,101	7,171,509	1,018,954	15,589,012	19,938,602
1件当り金額(円)	26,554	28,509	74,726	76,192	77,376	79,230	129,689	131,261	145,537
件数	3,413	41,408	195,982	259,239	317,021	384,069	446,159	519,695	600,516
老齢年金	14,458	172,731	1,798,733	2,433,913	3,069,044	3,831,325	7,446,978	8,900,687	11,578,999
1件当り金額(円)	42,363	41,714	91,781	93,887	96,809	99,756	166,913	171,268	192,821
件数	•	•	4,874	17,605	24,348	33,537	46,678	90,157	138,911
通算老齢年金	•	•	36,216	64,578	90,386	126,819	260,543	621,295	1,069,504
1件当り金額(円)	•	•	36,678	36,682	37,122	37,815	55,817	68,913	76,998
件数	59,850	83,923	76,029	79,198	83,550	87,376	89,397	95,166	100,036
障害年金	191,327	280,949	584,137	621,478	671,767	719,883	1,176,230	1,272,388	148,970
1件当り金額(円)	31,968	33,477	76,831	78,471	80,403	82,389	131,573	133,702	14,852
件数	100,175	177,154	285,737	32,881	357,278	399,854	436,207	482,243	530,721
遺族年金	228,203	408,665	1,822,521	2,045,237	2,221,915	2,492,103	4,326,846	4,792,159	5,797,905
1件当り金額(円)	22,780	23,068	63,783	63,540	62,190	62,325	99,192	99,372	109,246
件数	207,018	250,657	272,086	275,744	271,903	261,631	219,554	186,568	161,651
一時金	721,609	335,442	574,058	614,081	682,073	740,775	699,440	674,339	649,093
1件当り金額(円)	13,120	13,383	21,098	23,248	25,085	28,314	31,857	36,144	40,154
積立金									
年度末現在積立金(万円)	11,353,530	35,103,143	144,144,209	185,902,031	2,336,279,591	288,426,169	355,399,995	442,019,386	544,220,273

注) 1. 被保険者1人当り保険料は保険料徴収決定済額を第1～4種合計の年度平均被保険者数で除したものである。
資料 厚生省社会保険庁『事業年報』

表15 国 民 年 金

	昭和39年度	40	42	43	44	45	46
年度末現在適用状況							
被 保 険 者 数	19,320,087	20,015,723	21,726,533	22,310,948	23,407,136	24,336,524	23,669,193
保 険 料 免 除 被 保 険 者 数	2,109,110	2,045,344	1,924,709	1,870,779	1,871,726	1,772,406	1,716,502
保険料収納状況							
保 険 料 収 納 済 額(万円)	2,350,008	2,471,998	4,878,506	5,146,834	6,340,634	9,812,639	11,159,289
印 紙 収 入 検 認 額(万円)	2,226,839	2,362,207	4,669,254	5,167,725	6,386,111	9,937,519	11,146,815
現 金 収 入(万円)	123,169	109,791	209,252	229,370	537,666	769,304	978,109
検 認 率 ¹⁾	88.1	90.1	91.6	93.0	93.7	94.2	95.0
年度末現在拠出制年金受給権者							
年 金 合 計	件 数	42,319	70,269	117,048	138,769	157,824	176,869
	金 額(万円)	117,188	164,890	690,226	821,781	939,116	1,743,933
	1 件当り金額(円)	23,761	23,465	58,970	59,219	59,513	98,600
障 害 年 金	件 数	2,294	4,219	17,776	26,570	35,682	48,040
	金 額(万円)	6,408	11,869	121,889	182,112	244,567	543,893
	1 件当り金額(円)	27,934	28,133	68,569	68,540	68,540	113,217
母 子 年 金	件 数	44,576	62,377	93,783	105,973	115,447	122,051
	金 額(万円)	108,483	149,546	556,482	625,936	679,740	1,155,987
	1 件当り金額(円)	24,337	23,975	59,337	59,066	58,879	94,713
準 母 子 年 金	件 数	43	47	52	61	69	78
	金 額(万円)	89	97	294	347	394	724
	1 件当り金額(円)	20,651	20,630	56,446	56,885	57,101	92,821
遺 児 年 金	件 数	2,406	3,625	5,437	6,165	6,626	6,700
	金 額(万円)	2,208	3,377	11,562	13,385	14,415	43,329
	1 件当り金額(円)	9,177	9,313	21,266	21,711	21,755	64,670
死 亡 一 時 金	件 数	24,628	34,688	43,899	47,878	54,042	61,024
	金 額(万円)	12,314	17,344	29,294	32,104	36,397	52,883
	1 件当り金額(円)	5,000	5,000	6,673	6,705	6,735	8,666
年度末現在福祉年金支給状況							
総 数	件 数	2,932,433	2,947,018	3,066,275	3,163,924	3,236,028	3,295,871
	金 額(万円)	3,882,953	4,554,425	5,821,256	6,383,857	7,113,771	7,977,917
	1 件当り金額(円)	13,241	15,454	18,333	20,177	21,983	24,206
老 齢 福 祉 年 金	件 数	2,498,346	2,525,851	2,663,466	2,767,025	2,842,178	2,908,495
	金 額(万円)	3,001,395	3,593,434	4,651,872	5,130,191	5,771,087	6,561,507
	1 件当り金額(円)	12,014	14,227	17,465	18,540	20,305	22,560
障 害 福 祉 年 金	件 数	271,301	291,530	328,937	342,610	354,248	358,061
	金 額(万円)	582,877	695,788	980,587	1,102,374	1,223,501	1,321,919
	1 件当り金額(円)	21,485	23,867	29,811	32,176	34,537	36,916
母 子 福 祉 年 金	件 数	162,062	129,066	73,560	54,054	59,404	29,171
	金 額(万円)	297,506	264,145	188,047	150,673	118,620	94,044
	1 件当り金額(円)	18,358	20,466	25,564	27,875	30,104	32,239
準 母 子 福 祉 年 金	件 数	725	571	312	235	189	144
	金 額(万円)	1,176	1,057	751	620	563	447
	1 件当り金額(円)	16,239	18,520	24,064	26,383	29,788	31,042
積 立 金							
年 度 末 現 在 積 立 金(万円)	14,754,168	19,463,391	33,561,293	43,519,399	55,847,817	72,710,188	93,740,117

注) 1. 検認率は「検認実施月数」に「前月数」を加えた月数を「検認対象月数」で除したものである。
資料 厚生省社会保険庁『事業年報』

表16 生活保護法による保護状況の年次推移 (昭和30～46年)

	被保護 世帯数	被保護実人員		保護の種類別扶助人員							
		実数	保護率 (人口千対)	総数 (延人員)	生活扶助	住宅扶助	教育扶助	医療扶助	出産扶助	生業扶助	葬祭扶助
昭和30年	661,035	1,929,108	21.6	3,533,002	1,704,421	845,175	584,765	386,053	842	9,104	2,642
35	611,456	1,627,508	17.4	3,047,132	1,425,353	656,009	496,152	640,243	478	6,296	2,601
36	612,666	1,643,445	17.4	3,146,738	1,471,280	676,876	512,500	476,631	453	6,393	2,615
37	624,012	1,674,024	17.6	3,245,840	1,524,152	702,138	521,371	488,245	468	7,427	2,529
38	469,073	1,744,639	18.2	3,430,383	1,599,905	751,821	524,805	542,525	499	8,360	2,418
39	641,869	1,674,661	17.2	3,353,584	1,524,387	744,593	483,380	590,132	474	8,217	2,401
40	643,905	1,598,821	16.3	3,227,679	1,437,614	727,748	433,249	615,286	428	7,949	2,327
41	657,193	1,570,054	15.9	3,199,727	1,401,915	730,460	398,960	658,138	433	7,399	2,422
42	661,647	1,520,733	15.2	3,118,902	1,346,178	719,951	360,290	682,982	430	6,719	2,352
43	659,096	1,449,970	14.3	2,990,851	1,266,471	595,926	322,188	697,808	380	5,929	2,149
44	660,509	1,398,725	13.6	2,882,706	1,206,170	674,023	291,730	702,808	312	5,437	2,226
45	858,277	1,344,306	13.0	2,758,588	1,143,103	643,421	263,495	701,783	269	4,513	2,004
46	669,354	1,325,218	12.6	2,724,075	1,116,164	634,708	244,318	722,801	248	3,914	1,922
47	692,378	1,349,000	12.7	2,791,563	1,133,772	654,782	238,297	758,868	240	3,636	1,968

昭和35年を100とした指数

昭和30年	108.1	118.5	124.1	115.9	119.9	128.8	117.9	83.9	176.2	144.6	101.6
35	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
36	100.2	101.0	100.0	103.3	103.3	108.2	103.3	103.6	94.8	101.5	100.5
37	102.1	102.9	101.1	106.5	106.9	107.0	105.1	106.1	97.9	118.0	92.2
38	106.2	107.2	104.6	112.6	112.2	114.6	105.8	117.9	104.4	132.8	93.0
39	104.1	102.9	98.9	116.0	107.0	113.5	97.4	128.2	99.2	130.5	92.3
40	105.3	98.2	93.1	105.9	100.9	110.9	87.3	133.7	89.5	126.3	89.5
41	107.5	96.5	91.4	105.0	94.8	111.3	80.4	143.0	90.6	117.5	93.1
42	108.2	93.4	87.4	102.4	94.4	109.7	72.6	148.4	90.0	106.7	90.4
43	107.8	89.1	82.2	98.2	88.9	106.1	64.9	151.6	79.5	94.2	82.6
44	108.0	85.9	78.2	94.6	84.6	102.7	58.8	552.7	65.3	86.4	85.6
45	107.7	82.6	74.8	90.5	80.2	98.1	51.3	152.5	56.3	71.7	77.0
46	109.5	81.4	72.4	89.4	78.3	96.8	49.2	112.9	51.9	62.2	73.0
47	113.2	82.9	73.0	91.6	79.5	99.8	48.0	118.5	50.2	57.8	75.7

注 昭和30～33年は年平均, 昭和33～47年は年度平均.

資料 厚生省『社会福祉行政業務報告』.

表17 身体障害者福祉の概況

	身体障害者手帳 新規交付数	更生援護 取扱実人員	相談指導および 措置件数	補装具の交付 修理決定件数	更生医療給付 決定件数	施設在 ¹⁾ 所人員
昭和30年度	77,444	408,189	176,235	28,108	1,320	1,536
31	70,280	573,105	188,762	29,136	1,130	2,810
32	68,969	642,322	206,027	31,352	1,298	2,628
33	85,057	109,927	227,413	31,989	1,368	2,941
34	121,610	828,976	326,847	32,789	1,161	2,280
35	88,508	888,194	326,847	35,643	1,259	3,422
36	80,779	983,494	411,260	39,286	1,299	4,235
37	74,687	1,026,271	453,655	42,487	1,504	4,515
38	85,765	1,111,632	558,476	49,724	1,561	4,082
39	81,270	1,244,830	772,717	51,806	1,642	4,520
40	77,780	1,333,933	1,069,460	54,499	2,157	4,823
41	86,160	1,461,874	1,390,431	62,939	2,232	5,450
42	90,598	1,516,437	1,785,925	70,053	2,408	6,866
43	101,570	1,478,411	1,804,348	75,312	1,531	7,651
44	100,794	1,446,897	1,416,512	82,051	1,595	5,860
45	106,006	1,249,816	1,006,430	72,492	1,653	6,428
46	111,178	1,294,832	1,120,344	95,074	1,569	6,709
47	122,348	725,787	814,412	98,462	2,474	—

注 1) 47年末現在。

資料 厚生省『社会福祉行政業務報告』。

表18 児 童 福 祉 の 概 況

	児童相談所にお ける受付件数	福祉事務所にお ける措置件数	補装具の交付 修理決定件数	施設在所人員*	身体障害児童の 育成医療件数
昭和31年度	174,675	316,240	5,006	741,050	6,246
32	198,301	317,100	5,326	747,997	7,668
33	206,465	298,167	5,450	740,500	8,783
34	213,864	322,544	5,483	761,879	8,426
35	222,723	338,765	5,954	784,507	10,557
36	235,297	391,986	5,625	823,797	13,677
37	245,377	397,824	6,426	836,536	14,978
38	259,468	382,318	6,420	862,417	16,148
39	276,070	427,575	7,706	893,645	16,360
40	271,746	474,609	8,350	923,726	15,696
41	265,243	538,351	9,267	963,876	13,176
42	258,823	610,229	9,617	1,025,527	13,499
43	261,966	664,056	9,915	1,090,719	12,145
44	261,581	731,842	10,764	1,116,596	14,510
45	255,571	726,400	10,215	1,178,332	14,932
46	246,101	815,063	10,723	1,249,925	14,688
47	242,302	961,812	12,244	1,350,942	17,294

注 * 昭和47年4月1日現在。

資料 厚生省『社会福祉行政業務報告』。

表19 社会福祉施設の定員・在所(鑑)者数、施設の種類・経営主体の公-私立別

(昭和47年10月1日現在)

	総 数				公 営				私 営			
	定 員	在 所 者			定 員	在 所 者			定 員	在 所 者		
		総 数	被 保 護 (被措置)	その他		総 数	被 保 護 (被措置)	その他		総 数	被 保 護 (被措置)	その他
保 護 施 設	23,502	20,105	18,028	2,077	11,625	8,409	6,939	1,470	11,877	11,696	11,089	207
救護施設	12,077	12,083	12,020	63	3,922	3,632	3,615	17	8,155	8,451	8,405	46
更生施設	1,653	1,477	1,457	20	618	325	325	—	1,035	1,152	1,132	20
授産施設	4,328	5,642	2,418	1,224	3,318	2,810	1,923	887	1,010	832	945	337
宿所提供施設	5,444	2,903	2,133	770	3,767	1,643	1,076	566	1,677	1,261	1,057	204
医療保護施設	20,057	15,354	5,955	9,399	413	298	273	25	19,644	15,056	5,682	9,374
老人福祉施設	30,034	88,485	85,904	2,581	45,251	33,145	42,596	549	44,783	45,340	43,308	2,032
養護老人ホーム	65,503	64,148	64,054	94	39,920	38,131	38,111	20	25,583	26,017	25,943	74
特別養老ホーム	20,183	20,368	20,329	39	4,091	3,853	3,821	32	16,092	16,515	16,508	7
老人福祉センター	4,348	3,969	1,521	2,448	1,240	1,161	664	447	5,108	1,808	857	1,951
身体障害者更生援護施設	12,827	10,270	9,827	443	6,361	4,336	4,146	190	6,466	5,934	5,681	253
肢不自由者更生施設	2,497	1,651	1,515	136	2,242	1,472	1,378	94	255	179	137	42
失明者更生施設	1,492	1,379	1,187	192	1,202	1,038	950	88	290	341	237	164
ろうあ者更生施設	167	104	104	—	137	80	80	—	30	24	24	—
内部障害者更生施設	1,520	919	880	39	950	390	387	3	570	529	493	36
身体障害者療護施設	574	504	504	—	—	—	—	—	574	504	304	—
重度身体障害者更生援護施設	1,520	1,261	1,259	2	1,020	795	795	—	500	664	464	2
身体障害者授産施設	3,486	3,018	3,011	7	710	474	469	5	2,776	2,544	2,542	2
重度身体障害者授産施設	1,371	1,333	1,333	—	100	87	87	—	1,271	1,246	1,246	—
身体障害者福祉工場	200	101	34	67	—	—	—	—	200	101	34	67
身具製作施設	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
補装具製作施設	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
点字図書館	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
出版施設	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
婦人保護施設	2,263	1,131	1,089	42	927	318	292	26	1,336	813	797	16
その他の社会福祉施設	20,291	13,357	21,194	11,163	9,346	6,032	1,060	4,972	10,945	7,325	1,134	6,191
生活の援助を行う施設	40	12	—	12	—	—	—	—	40	12	—	2
授産施設	7,382	4,849	910	3,939	5,176	6,330	518	2,812	2,206	1,519	392	1,127
宿所提供施設	10,682	6,869	1,284	5,585	4,150	2,683	542	2,141	6,712	4,186	742	3,444
有料老人ホーム	2,007	1,627	—	1,627	20	19	—	19	1,987	1,608	—	1,608
無料低額診療施設	32,590	24,286	7,017	17,269	—	—	—	—	32,590	24,286	7,017	17,269
児童福祉施設	1,163,457	1,385,522	1,366,827	18,695	889,788	818,705	813,924	4,781	573,294	566,817	552,903	13,914
乳保児育院	4,260	3,643	3,633	10	813	904	596	8	3,447	3,039	3,037	2
養護施設	1,362,822	1,303,219	1,284,694	18,525	858,212	793,742	789,004	4,738	509,610	509,497	495,690	13,787
精神薄弱児施設	34,628	30,950	30,945	5	4,657	3,568	3,568	—	29,971	27,382	28,377	5
精神薄弱児施設	25,861	23,075	23,053	22	8,659	7,612	7,612	—	17,202	15,463	15,441	22
精神薄弱児施設	4,930	3,972	3,951	21	3,751	2,938	2,919	19	1,179	1,034	1,032	2
精神薄弱児施設	1,842	1,442	1,434	8	829	630	630	—	1,013	812	804	8
精神薄弱児施設	2,457	1,770	1,770	—	1,350	913	913	—	1,107	857	857	—
精神薄弱児施設	2,050	1,180	1,110	—	461	393	393	—	1,589	1,417	1,417	—
精神薄弱児施設	9,375	8,220	8,123	97	4,655	3,867	3,851	16	4,720	4,353	4,272	81
精神薄弱児施設	910	588	582	6	690	440	400	—	220	148	142	6
精神薄弱児施設	3,491	3,132	3,131	1	480	424	424	—	3,011	2,708	2,707	1
精神薄弱児施設	350	195	195	—	300	173	173	—	50	22	22	—
精神薄弱児施設	5,481	3,506	3,506	—	5,306	3,401	3,401	—	175	105	105	—
児童福祉施設	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
児童福祉施設	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
児童福祉施設	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
児童福祉施設	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
児童福祉施設	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
児童福祉施設	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
児童福祉施設	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
児童福祉施設	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
児童福祉施設	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
児童福祉施設	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
児童福祉施設	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
児童福祉施設	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
児童福祉施設	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
児童福祉施設	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
児童福祉施設	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
児童福祉施設	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
児童福祉施設	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
児童福祉施設	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
児童福祉施設	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
児童福祉施設	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
児童福祉施設	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
児童福祉施設	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
児童福祉施設	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
児童福祉施設	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
児童福祉施設	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
児童福祉施設	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
児童福祉施設	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
児童福祉施設	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
児童福祉施設	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
児童福祉施設	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
児童福祉施設	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
児童福祉施設	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
児童福祉施設	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
児童福祉施設	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
児童福祉施設	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
児童福祉施設	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
児童福祉施設	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
児童福祉施設	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
児童福祉施設	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
児童福祉施設	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
児童福祉施設	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
児童福祉施設	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
児童福祉施設	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
児童福祉施設	—	—	—	—	—							

注 表頭の()は老人福祉施設の場合は被措置となる。

- (1) 保護施設総数には、医療保護施設を除いてある。
- (2) その他の社会福祉施設総数には、無料低額診療施設を除いてある。
- (3) 児童福祉施設総数には、助産施設と母子寮を除いてある。
- (4) 母子寮の定員は世帯数である。

資料 厚生省「社会福祉施設調査」

社会保障研究所日誌 (48. 7~12)

昭和48. 7. 3 第6研究会 (第3回) 報告内容「老人福祉の現状と問題点」報告者 厚生省老人福祉課長 山崎 卓

同 海外社会保障情報編集委員会「第24号の編集方針」

7. 5 第2研究会 (第3回) 報告内容「経済審議会—NNW 開発委員会の報告について」報告者 経済企画庁総合計画局計画官 山本純男

7. 10~15 掛川市における中高年令者調査実施 (世帯調査), 7. 16~18 同 (家計調査), 7. 24~31 同 (健康調査)

7. 19 第5研究会 (第4回) 報告内容「福祉政策と財政規模」報告者 名古屋市立大学教授 藤田 晴

7. 24 第2研究会 (第4回) 報告内容「税統計からみた市町村別所得分布について」報告者 自治省税務局 水口忠男

同 第6研究会 (第4回) 報告内容「昭和48年度法改正の問題について」報告者 専門委員 小山路男
同 ISSA 文献委員会 48年4月~6月 文献選考について

7. 25 専門委員会開催 議題「(1)『季刊社会保障研究』48年度特集号について, (2)『社会保障水準基礎統計』について, (3)『社会保障の費用』について」

7. 26 第4研究会 (第4回) 報告内容「貧困の測定について」報告者 調査役 小沼 正
同 定例役員会 (第90回) 「(1)事業の実施状況について, (2)その他」

7. 31 第3研究会 (第4回) 報告内容「市町村における老人福祉施策調査について」報告者 全社協福祉部長 山本信孝

8. 1 参与に浦田純一 (前厚生省環境衛生局長) が任命された。

9. 13 第5研究会 (第5回) 報告内容「アジア地域における開発戦略と貧困研究」報告者 エカフェ事務局 宮野誠保

同 第1研究会 (第3回) 報告内容「所得, 年齢と医療費」報告者 経済企画庁経済研究所 市川 洋
国立公衆衛生院 西 三郎

9. 20 第2研究会 (第5回) 報告内容「所得階層別に見た家族周期別家計構造」報告者 学習院女子短大 湯本和子

9. 25 第6研究会 (第5回) 報告内容「社会保障長期計画懇談会報告について」報告者 専門委員 小山路男

同 海外情報編集委員会「第25号の編集方針」

9. 27 第1研究会 (第4回) 報告内容「国民総医療の構造——その推計と問題点——」報告者 厚生省統計調査部 中村文子

同 第4研究会 (第5回) 報告内容「社会階層論と貧困問題」報告者 研究員 小林良二

同 定例役員会 (第91回) 「(1)事業の実施状況について, (2)その他」

10. 2 第5研究会 (第6回) 報告内容「ノルウェーの長期財政計画と社会保障」報告者 経済企画庁 望月直彦

10. 23 第2研究会 (第6回) 報告内容「貧困測定について」報告者 中央大学教授 江口英一

同 第6研究会 (第6回) 報告内容「生活保護基準の引き上げと今後の動向」報告者 厚生省保護課 藤井 康

10. 25 第3研究会 (第5回) 報告内容「アメリカ社会学における社会計画論をめぐって」報告者 東京大学助手 稲上 毅

同 第4研究会 (第6回) 報告内容「低開発国の貧困問題」報告者 研究第1部長 保坂哲哉

同 定例役員会 (第92回) 「(1)事業の実施状況について, (2)その他」

10. 29~11. 1 第9回社会保障研究所基礎講座開催 (於都道府県会館)

11. 6 第5研究会 (第7回) 報告内容「イタリアの年金制度」報告者 研究第1部長 保坂哲哉

同 専門委員会開催 議題「(1)刊行物の検討, (2)掛川調査について」

11. 8 第1研究会 (第5回) 報告内容「所得移転政策と再分配——各種代替案の経済効果——」報告者 研究第2部長 地主重美

11. 20 第3研究会 (第6回) 報告内容「社会福祉におけるプロフェッショナルリゼーション——その帰結と課題——」報告者 慶応大学助教授 市川統洋

11. 22 第4研究会 (第7回) 報告内容「産業社会における貧困——社会的バランスの問題をめぐって——」報告者 研究員 城戸喜子

11. 27 第6研究会 (第7回) 報告内容「最近の社会保障の動向——ISSA 総会に出席して——」健保連

石本忠義

11.29 第2研究会(第7回) 報告内容「アメリカにおける貧困研究の現状」報告者 専門委員 中鉢正美

12.4 第10回公開研究座談会開催 テーマ「コミュニティ・ケアと社会福祉施設体系」レポート: 浴風会病院長 関 増爾, 研究第3部長 三浦文夫, コメント: 厚生省老人福祉専門官 森 幹郎, 東京都老人総合研究所 前田大作

12.6 顧問会(第11回), 役員会(第93回)開催 (福田家)

12.11 第5研究会(第8回) 報告内容「民間補完制度の国際比較」報告者 健保連 石本忠義

12.13 第3研究会(第7回) 報告内容「福祉労働の

諸問題」報告者 東京都老人総合研究所 小笠原祐次

12.18 第2研究会(第8回) 報告内容「公害と家計について——江東デルタ地域の調査を中心に——」報告者 研究員 大本圭野

同 第6研究会(第8回) 報告内容「昭和29年厚生年金改正について」報告者 健保連東京支部 松田盛進

12.20 第1研究会(第6回) 報告内容「社会的公正と再分配の視座」報告者 一橋大学 武蔵武彦

同 第4研究会(第8回) 報告内容「わが国の貧困研究の動向について」報告者 研究第3部長 三浦文夫

次号 (Vol. 10, No. 1) 予告

巻頭言	阿部志郎
論文	西川俊作
	山崎泰彦
	西三郎
	三浦文夫

第7回社会保障研究所シンポジウム

研究ノート	城戸喜子
-------	------

研究会抄録

第 I (経済分析) 研究会

「社会的支出に関する研究」については、医療費の分析、とくにわが国での医療費分析に関する2つの報告がなされた。第1は所得・年金と医療費（共同報告 市川洋・西三郎）の相互関係についての実証的な分析であり、主として医療保険統計によって所得階層別、年齢階層別の医療費分布が明らかにされた。これによると、医療費と高い相関がみられるのは年齢であり、所得階層別には有意差が認められない。ただ、生活保護世帯と医療費との関係については疾病態様を考慮して、今後の検討の必要性が指摘された。第2にマクロ的にみた医療費の動態については、国民総医療費の構造（報告者 中村文子）をめぐって、その推計方法の吟味と問題点の指摘が行なわれた。わが国の国民総医療費統計は、治療費に限定されて保健費用を含まず、また差額ベッド費用などの間接的医療費を含んでいない等の問題点を含んでいる。医療費改訂指数、受療率指数、人口指数の三要素を含む医療費基礎指数の構想や、診療内容の変化・技術進歩等を含む指数の提示が行なわれ現状の再吟味がなされた。

「分配・再分配に関する研究」の方は、今日大きな争点になっている社会的公正の経済理論的インプリケーションをめぐって、まずロールズの公正原理の紹介といわゆるラディカル・エコノミックスのサーベイ（報告者 武蔵武彦）が行なわれた。ロールズについては、その社会的公正と厚生経済学との架橋が不明であるとの批判が、またラディカル・エコノミックスについては、新古典派の純粋型批判に傾むき、変容している新古典派理論への正当な評価を欠いているとの反論もあるが、理論経済学体系の現状に対して反省を迫るものであることは否定できない。また再分配政策の有効性を吟味するという観点から、所得保障政策の経済分析（報告者 地主重美）が提示され、とくに負の所得税とこれに代る諸政策提案について経済理論的な比較検討が行なわれた。

第 II (統計調査) 研究会

「経済審議会—NNW 開発委員会の報告について」（報告者 山本純男）では、同委員会による新しい福祉指標 NNW について、その内容のみでなく、成立のいきさつ、考え方等も含めて解説が行なわれた。「税統計から

みた市町村別所得分布について」（報告者 水口忠男）では、毎年、自治省で税統計を利用して作成している全国市町村別所得統計表のしくみとそれを用いて行なわれている市町村別所得格差分析の解説があった。「所得階層別にみた家族周期別家計構造」（報告者 湯本和子）では、総理府統計局の昭和44年度全国消費実態調査結果を所得階層別のみでなく、さらに、家族周期段階別と組合わせて再集計を行ない、家族周期段階の移行に伴う家計構造の変化に関する分析を行なっている。「貧困測定について」（報告者 江口英一）では、生活保護基準を尺度に用いて、東京都民（ただし、中野区）の社会階層別にみた生活水準比較を行なっている。「アメリカにおける貧困研究の現状」（報告者 中鉢正美）では、ウィスコンシン州立大学貧乏研究所が、ニュージャージーとペンシルベニアで行なった Negative Intax の福祉効果と労働インセンティブに関する実験的な研究結果の内容の紹介があった。「公害と家計について」（報告者 大本圭野）では、東京都公害研究所が昭和46年秋季に江東デルタ地域で行なった公害の家計への影響を見るための特殊家計調査の結果について概要の説明があった。

第 III (社会分析) 研究会

48年度は、社会福祉計画の体系的研究を目標とし、特に「社会福祉におけるマンパワー問題に関する研究」と「ソーシャル・アドミニストレーションに関する理論的基礎的研究」を主題としている。

第1回は、二つのテーマについての位置づけ（報告者 三浦文夫・高橋紘士）が行なわれ、前者については、マンパワー問題の研究が緊急に要求されている社会的状況と問題の所在が指摘され、後者については、social administration の概念、領域等についての議論が行なわれた。

第2回は、「Social Administration 概念の差異—英米の比較」（報告者 星野信也）で、イギリスにおいては、social administration が social policy と結びつき、より倫理的色彩を強く持つものに対して、アメリカにおいては、従来までは、technological な視点が強かったのに対して、むしろ、social administration や social policy の目的や意義を問う方向が出はじめている等の

さまざまな差異が指摘された。

第3回は「昭和47年度市町村における老人福祉対策実態調査」(報告者 山本信孝)で、人口規模別・財政力別地域類型からみた福祉対策についての集計から、一般的にみて、国の方針としてとりあげられている施策についてはあまり差がないのに対し、市町村レベルでのそれには、いろいろなアンバランスが生じることが報告された。

第4回は、「アメリカ社会学における社会計画論をめぐって」(報告者 稲上毅)で、最近のアメリカ社会学における将来社会の展望についての検討から、社会計画論に必要な概念枠組の提示が行なわれ、それについての検討がなされた。

第5回は、「社会福祉におけるプロフェッショナルゼーション」(報告者 市川統洋)で、主としてアメリカをフィールドとし、プロフェッションの範囲の新しい拡大に伴い、従来のプロフェッションの持っていた規範や行動規定が変化し、官僚制との関わりあい、政策決定への参加等の問題が生じ、単なる価値中立的技術主義では対処しきれなくなっている状況を中心に報告が行なわれた。

第6回は「福祉労働の諸問題」(報告者 小笠原祐次)で、最近の日本の福祉労働が、高度経済成長と労働力不足の基調下に、他方で、多様化と問題の分散が生じ、人手不足による労働強化が生じ、また、福祉労働者の中からも、「加害者としての福祉労働者」という論議が出されるようになった。しかしこれに対応する論理の構築が大変遅れていることと、また、施設の経営状態の悪さ等についての問題が議論された。

第IV(経済・社会)研究会

昭和48年度後半は引き続き「貧困問題」について報告者の問題関心に即して、多方面から検討が加えられた。

9月には「社会階層論と貧困問題」(報告者 小林良二)というテーマで、社会学の主要な関心領域のひとつである社会階層論をとりあげ、その基本となるカテゴリーである階級、権力、地位、教育などの概念構成を考察し、階層理論の意味するところの検討をし、貧困問題の社会学的解明の方途を探究しようという試みが行なわれた。10月には「低開発国の貧困問題」(報告者 保坂哲哉)についてインドを対象領域として、低開発国の貧困問題は社会全体のマクロのレベルと集団、地域等におけるミクロのレベルの間が存在することが指摘され、国際環境との相互作用、社会発展との関連についての検討が

なされ、さらに開発政策のあり方をインドにおけるガンジーとネールの対立のなかで検討された。

11月は「産業社会における貧困」(報告者 城戸喜子)というテーマで、ガルブレイスの社会的アンバランスの概念を中心に、先進諸国における貧困問題を社会的消費の不足という角度からとらえ、国際比較によるデータを中心に、社会的消費に対する供給体制の公私のバランスの問題が論じられた。

12月には「最近の貧困論の系譜」(報告者 三浦文夫)というテーマで、1960年代以降のわが国における貧困問題の研究動向が検討された。そして、60年代以降の研究動向における論点の拡がりや指摘され、貧困概念の拡がりや新しい概念構成の方向づけの問題についてさまざまな論者の立場の比較検討が行なわれた。

第V(制度)研究会

昭和48年7月から12月までの期間に開催された研究会は、先進国の国際比較に関するものが4回、発展途上国に関するものが1回であった。

発展途上国に関する研究会は、ECAFE事務局社会開発部宮野誠保氏からのヒアリングである。報告内容はわが国の社会分野での国際協力問題を含めて多岐にわたったが、とくに関心と呼んだトピックは、アジア地域における貧困研究計画であった。このプロジェクトの背景としては、1960年代の第1次国連開発10年の成果に対する反省がある。発展途上国の大量失業、大量貧困が経済成長にもかかわらずまったく改善されていないという事実に着目し、開発戦略の重点課題として大量貧困対策を取り上げ、その第一歩としてまず研究調査に取組もうというのである。ナショナル・レベルのマクロ的アプローチと地域社会を選んだケース・スタディを組合わせた方法が説明された。

国際比較に関連したテーマは、7月に「福祉政策と財政規模」(報告者 藤田 晴)、10月に「ノルウェーの長期財政計画と社会保障」(報告者 望月直彦)、11月に「イタリアの年金制度」(報告者 保坂哲哉)、12月に「民間補完制度の国際比較」(報告者 石本忠義)である。

藤田報告は、ピーコックらの唱えた displacement effect を否定し、戦後西欧各国の公共支出が広義の福祉政策を中心にして拡大し、GNPに占める割合が高まっており、その中でも社会保障給付の充実が公共支出増加の中心となっている事実を指摘しつつ、西欧諸国のなかでも大陸諸国と北欧、イギリスの間には違いがある。とくに前者の社会保障費の伸びが大きいことを明らかにさ

れた。日本は例外中の例外であり、今後日本の社会保障が拡大するためには、公費負担のウェイトを低め、広義の福祉政策を含んだ長期計画を立てる必要があることがのべられた。これに対して、日本では福祉サービスを大幅に拡充する必要があるといわれているから、必然的に公費負担が高まるのではないか、福祉支出の増加は高度経済成長の持続という経済基調変化とどのように結びついているか等について質問や討議が行なわれた。

望月報告では、むしろこうした社会保障を中心とする政府財政の拡大傾向をいかにおさえるかを計画的に解決しようとするノルウェーの試みが紹介された。

第VI(政策)研究会

昭和48年度の厚生省予算では、老人対策が最重点施策とされたが、7月前半の研究会(報告者 山崎 卓)では、この問題がとりあげられ、老人問題の背景、48年度予算における老人対策の概要、および今後の課題について報告があった。最後の点については特に、施設中心から在宅サービス充実への転換を図ること、および民法との関係をどう処理していくか、という2点が強調された。

7月後半の研究会(報告者 小山路男)では、当時、国会審議中であった健康保険法および厚生年金保険法の改正案が紹介され、争点となっていた定額部分引上げの

水準、保険料率、谷間の老人対策、弾力条項、特別保険料率などをめぐり、討論が行なわれた。

9月の研究会(報告者 小山路男)では、経済社会基本計画にもとづき、厚相の私的諮問機関として設けられた「社会保障長期計画懇談会」の作業状況が報告された。そして、「中間報告」の基本的な姿勢と計画行政のあり方に論議が集中した。

物価の異常な急上昇に伴う特殊な措置として、10月1日から生活保護基準の緊急改訂が実施されたが、10月の研究会(報告者 藤井 康)では、この改訂をめぐる問題がとりあげられた。討論のなかでは、とくに、当面する最大の課題となっていっている生活保護と福祉年金の給付額調整方法をめぐり、活発な議論があった。

国際社会保障協会(ISSA)の第18回総会が、10月末、西アフリカの象牙海岸共和国の首都アビジャンで開催されたが、11月の研究会ではこの総会に出席された石本忠義氏から、総会の模様および社会保障の国際動向についての帰朝報告をうけた。

12月の研究会は、厚生年金保険の事実上の出発点となった昭和29年改正をとりあげ、この改正の企画立案を担当された松田盛進氏から、その当時論議されていた厚生年金の将来構想をめぐる各種の意見やそれをめぐるいろいろな主張が紹介された。

執筆 者 紹 介 (執筆順)

やまもと	まさよし	医療金融公庫総裁
山本	正淑	
ちゅうげん	まさよし	慶応義塾大学教授
中鉢	正美	
こたに	よしつぐ	大阪市立大学教授
小谷	義次	
えぐち	えいいち	中央大学教授
江口	英一	
かわかみ	まさこ	淑徳大学助教授
川上	昌子	
すぎもり	そうぎ	日本社会事業大学助教授
杉森	創吉	
おおたき	つとむ	厚生省年金局数理課課長補佐
大滝	勉	
ばばい	のすけ	社会保障研究所長
馬場啓之助		
おおもと	けいの	社会保障研究所研究員
大本	圭野	

REDISTRIBUTION OF INCOME

HIROSHI ICHIKAWA

(Vol. 9, No. 1)

Redistribution of income is the most basic problem of social security. However, this problem is apt to cause a struggle resulting from a clash of interests among people, because it affects their interests directly. An agreement among individuals of a community is indispensable for the smooth realization of redistribution of income. Redistribution of income is justified when coordination of interests of individuals is satisfactory. Social security is based on the spirit of mutual aid resulting from solidarity among individuals of a community. The strengthening of solidarity and the formation of national consensus are

necessary for the completion of social security. In order to strengthen solidarity and form national consensus, it is necessary to establish self-responsibility, to restore democracy, to develop and change people's view of value and to convey correct information. What must be done by social security scholars to realize these matters seems to be completion of data, continuation of steady studies, conveyance of correct information to people, and contribution to the information of national consensus based on correct information.

OLD PEOPLE OF FARM HOUSEHOLD

MASAYOSHI NAMIKI

(Vol. 9, No. 2)

Old people of sixtyfive or more account for 7.1 per cent of Japan's population in 1970—old people of farm household 11.7%, and old people of non-farm household, 5.6%. The percentage of old people of farm household is almost the same as that in the developed western nations where the population of the older generation is larger than that of the younger generation. The percentage of old people of non-farm household is that between under and medium developed countries. Geographically speaking, the population percentage of the older generation is comparatively high in the Chugoku and Shikoku districts—21.6% in Kochi Prefecture. This percentage is also high particularly at the mountainous villages. The employment percentage of old people is also high in Japan.

They engage mainly in agriculture and forestry. Side jobs, including daily employment and independent enterprise, are also increasing. The population of old people engaging in agriculture is likely to continue increasing until the end of the 20th century. According to the public opinion survey conducted in 1967 and 1972, farm household members' interest in social security is still low. As a result of the development of side jobs, there is a tendency that agricultural income of farm household is treated as pocket money for old people. They live with family members. There are a lot of light labor works for them. They are enjoying association with their neighbors. Under these circumstances, they need not be interested in social security. However, the survey in 1972 also

tells us that old housewives of farm household take a more serious view of pension and policies for the older generation than rice prices and other problems in the government's farm community policy. What

this survey shows is widely different from the 1967 survey. We would like to pay attention both to the unchanged and changed aspects of the thinking of old people of farm household.

ECONOMIC PLAN AND PENSION

SUMIO YAMAMOTO

(Vol. 9, No. 2)

To work out a basic policy on economic society, preparatory works have been made for forecasting the situation of social security in the target year 1977 and for deciding on the scale of distribution of sources necessary for it. As a link in the chain of the works, the Round-Table Conference on Social Security Problem was established, and the Conference has continued its study of problems of social security. As a result of the study, the Conference announced a report on the estimate of expenditures required in fiscal 1980.

The basic policy can be said to be an extension of the past policy rather than to take a serious view of the Conference's estimate and a premise for it, probably because the policy's target year was 1977, a comparatively near future. However, 8.8%, the ratio of transfer income to national income, which represents the scale of distribution of sources, is very close to the case No. 2 of the Conference report.

Also, the premise for the estimate, which can be said to be an important proposal of the Conference, was one of the problems studied in working out the economic plan.

The report is aimed at explaining social security works and forecasting their future. However, the Conference's basic way of thinking about social security is also stated in the report. Therefore, while touching on the basic way of thinking, I would like to discuss its way of thinking about pension so that you can examine and criticise it.

The problems dealt with in this article are the evaluation of the existing universal pension system, a limit of the possibility of the pension system being improved and strengthened, and priority among various problems to be caused when the pension system is improved.